

令和2年 第2回

南会津町議会定例会
会議録

南会津町議会

令和2年第2回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 6月12日(金)

| | |
|-------------------------|----|
| ◎議事日程 | 1 |
| ◎本日の会議に付した事件 | 1 |
| ◎出席議員 | 1 |
| ◎欠席議員 | 1 |
| ◎説明のための出席者 | 2 |
| ◎事務局職員出席者 | 2 |
| ◎開会の宣告 | 3 |
| ◎開議の宣告 | 3 |
| ◎議事日程の報告 | 3 |
| ◎会議録署名議員の指名 | 3 |
| ◎会期の決定 | 3 |
| ◎諸報告 | 4 |
| ◎報告第3号から議案第75号まで一括上程、説明 | 5 |
| ◎陳情の委員会付託 | 12 |
| ◎散会の宣告 | 12 |

第2日 6月17日(水)

| | |
|--------------|----|
| ◎議事日程 | 13 |
| ◎本日の会議に付した事件 | 13 |
| ◎出席議員 | 13 |
| ◎欠席議員 | 13 |
| ◎説明のための出席者 | 13 |
| ◎事務局職員出席者 | 14 |
| ◎開議の宣告 | 15 |
| ◎議事日程の報告 | 15 |
| ◎一般質問 | 15 |
| 山内 政 議員 | 15 |

| | |
|------------|-----|
| 大 桃 英 樹 議員 | 3 0 |
| 湯 田 哲 議員 | 4 8 |
| 湯 田 芳 博 議員 | 6 7 |
| 丸 山 陽 子 議員 | 8 4 |
| ◎散会の宣告 | 9 0 |

第3日 6月18日(木)

| | |
|--------------|-------|
| ◎議事日程 | 9 1 |
| ◎本日の会議に付した事件 | 9 1 |
| ◎出席議員 | 9 1 |
| ◎欠席議員 | 9 1 |
| ◎説明のための出席者 | 9 1 |
| ◎事務局職員出席者 | 9 2 |
| ◎開議の宣告 | 9 3 |
| ◎議事日程の報告 | 9 3 |
| ◎一般質問 | 9 3 |
| 渡 部 訓 正 議員 | 9 3 |
| 楠 正 次 議員 | 1 0 9 |
| 馬 場 浩 議員 | 1 2 6 |
| ◎散会の宣告 | 1 4 1 |

第4日 6月19日(金)

| | |
|--------------|-------|
| ◎議事日程 | 1 4 3 |
| ◎本日の会議に付した事件 | 1 4 4 |
| ◎出席議員 | 1 4 4 |
| ◎欠席議員 | 1 4 5 |
| ◎説明のための出席者 | 1 4 5 |
| ◎事務局職員出席者 | 1 4 5 |
| ◎開議の宣告 | 1 4 6 |
| ◎議事日程の報告 | 1 4 6 |

| | | |
|---------|---|-----|
| ◎報告第 3号 | 専決処分の報告についての質疑 | 146 |
| | 専決第15号 損害賠償の額の決定及び和解について | |
| | 専決第16号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘 建設事業パブリック棟建築主体工事） | |
| | 専決第17号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘 建設事業パブリック棟電気設備工事） | |
| | 専決第18号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘 建設事業パブリック棟空調設備工事） | |
| | 専決第19号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘 建設事業パブリック棟給排水衛生設備工事） | |
| ◎議案第60号 | 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決 | 147 |
| ◎議案第61号 | 南会津町税条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決 | 148 |
| ◎議案第62号 | 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決 | 148 |
| ◎議案第63号 | 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の質疑、討論、採決 | 153 |
| ◎議案第64号 | 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑、討 論、採決 | 154 |
| ◎議案第65号 | 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決 | 155 |
| ◎議案第66号 | 南会津町前沢曲家資料館条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決 | 156 |
| ◎議案第67号 | 南会津町社会教育指導員設置等に関する条例を廃止する条例 の質疑、討論、採決 | 156 |
| ◎議案第68号 | 南会津町交通教育専門員設置条例を廃止する条例の質疑、討 論、採決 | 157 |
| ◎議案第69号 | 工事請負契約について（南会津町防災行政無線設備更新工事） の質疑、討論、採決 | 158 |
| ◎議案第70号 | 物品購入契約について（鳥獣被害対策侵入防止柵購入）の質 | |

| | | |
|----------------|---|-------|
| | 疑、討論、採決…………… | 1 5 8 |
| ◎報告第 4 号 | 令和元年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についての 質疑…………… | 1 6 0 |
| ◎報告第 5 号 | 令和元年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いての質疑…………… | 1 6 0 |
| ◎議案第 7 1 号 | 令和 2 年度南会津町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑、討 論、採決…………… | 1 6 0 |
| ◎議案第 7 2 号 | 令和 2 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） の質疑、討論、採決…………… | 1 6 5 |
| ◎議案第 7 3 号 | 令和 2 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 （第 1 号）の質疑、討論、採決…………… | 1 6 5 |
| ◎議案第 7 4 号 | 令和 2 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑討論、採決…………… | 1 6 7 |
| ◎議案第 7 5 号 | 令和 2 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 1 号）の質疑、 討論、採決…………… | 1 6 7 |
| ◎令和 2 年陳情第 1 号 | 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被 災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出 を求める陳情書についての委員長報告、質疑、討論、 採決…………… | 1 6 8 |
| ◎日程の追加…………… | | 1 7 1 |
| ◎議案第 7 6 号 | 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟建築主体工 事）の上程質疑、討論、採決…………… | 1 7 1 |
| ◎議案第 7 7 号 | 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟電気設備工 事）の上程、質疑、討論、採決…………… | 1 8 2 |
| ◎議案第 7 8 号 | 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟給排水衛生 設備工事）の上程、質疑、討論、採決…………… | 1 8 3 |
| ◎委員会提出議案第 3 号 | 被災児童生徒就学支援事業の継続と被災児童生徒の 十分な就学支援を求める意見書の提出についての上 程、質疑、討論、採決…………… | 1 8 4 |

| | |
|---|-----|
| ◎議員提出議案第1号 福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出についての上程、質疑、討論、採決 | 185 |
| ◎議員派遣の件について | 187 |
| ◎閉会中の継続調査について | 188 |
| ◎閉会の宣告 | 188 |
| ◎署名議員 | 191 |

令和2年第2回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和2年6月12日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第3号から議案第75号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 陳情の委員会付託

令和2年陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

| | | | | | |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1番 | 五十嵐 芳 道 | 議員 | 2番 | 馬 場 浩 | 議員 |
| 3番 | 川 島 進 | 議員 | 4番 | 湯 田 芳 博 | 議員 |
| 5番 | 室 井 英 雄 | 議員 | 6番 | 渡 部 訓 正 | 議員 |
| 7番 | 丸 山 陽 子 | 議員 | 8番 | 湯 田 良 一 | 議員 |
| 9番 | 大 桃 英 樹 | 議員 | 10番 | 湯 田 哲 | 議員 |
| 11番 | 高 野 精 一 | 議員 | 12番 | 山 内 政 | 議員 |
| 14番 | 星 光 久 | 議員 | 15番 | 楠 正 次 | 議員 |
| 16番 | 室 井 嘉 吉 | 議員 | | | |

欠席議員 (1名)

13番 菅 家 幸 弘 議員

説明のための出席者

| | | | |
|-------|---------|-------|---------------|
| 大宅宗吉 | 町長 | 渡部正義 | 副町長 |
| 星英雄 | 教育長 | 渡部浩治 | 総務課長 |
| 小寺俊和 | 総合政策課長 | 馬場純也 | 税務課長 |
| 渡部秀介 | 住民生活課長 | 阿久津勝英 | 健康福祉課長 |
| 室井利和 | 農林課長 | 星博文 | 商工観光課長 |
| 月田啓 | 建設課長 | 渡部敏明 | 環境水道課長 |
| 渡部さつき | 会計室長 | 菅家康夫 | 農業委員会 事務局長 |
| 渡部浩明 | 学校教育課長 | 遠藤知樹 | 生涯学習課長 |
| 阿久津正人 | 舘岩総合支所長 | 羽染正巳 | 伊南総合支所長 |
| 酒井浩哉 | 南郷総合支所長 | 木下光廣 | 代表監査委員 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|--------|
| 鈴木雄蔵 | 事務局長 | 星貴夫 | 事務局長補佐 |
|------|------|-----|--------|

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、おはようございます。

携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

本日都合により、欠席届のあった議員は、13番、菅家幸弘君であります。

遅刻する旨、届出のあった議員は、11番、高野精一君であります。

それでは、ただいまから令和2年第2回南会津町議会定例会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、五十嵐芳道君、10番、湯田哲君を指名します。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から6月19日までの8日間とし、明13日から16日までを休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの8日間とし、明13日から16日までを休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和2年第1回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、議会運営委員会の研修報告は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、5月1日に招集された令和2年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び5月20日に招集された令和2年第2回南会津地方環境衛生組合議会臨時会に組合議員が出席し、審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり承認、可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりでございます。

次に、監査委員から、本年4月末までの令和元年度及び令和2年度の例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和2年第1回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の一般行政報告書のとおりです。

これで諸報告は終わりました。



◎報告第3号から議案第75号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第4、報告第3号から議案第75号まで一括上程します。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和2年第2回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙中にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

提案理由の説明の前に、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、町の取組状況についてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民の命を守る感染防止対策、さらには町民の生活を守る経済対策について、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

町として緊急経済対策など早期に取組が必要な事項につきましては、既に臨時議会等で予算化を図り執行させていただいておりますが、新たな町の取組につきましては、今定例会へ補正予算として提案させていただきました。この新型コロナウイルスとの闘いは、長期になるものと覚悟し、刻々と変化する状況の中で迅速かつ的確な対応が図られるよう、対応に万全を期してまいります。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第3号 専決処分の報告についてであります。本案は、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものです。

まず、専決第15号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、令和2年2月19日、高畑スキー場内において、ゲレンデへの雪搬入及び整地作業を行っていた町所有の圧雪車が、停車していた相手方車両に接触し、損害を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金61万430円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をしたものであります。

次に、専決第16号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業パブリック棟建築主体工事）をご説明申し上げます。

本案は、令和元年6月14日付で南総建株式会社と契約を締結したさゆり荘建設事業パブリッ

ク棟建築主体工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負金額を106万7,000円増額し、3億7,244万4,600円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第17号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業パブリック棟電気設備工事）をご説明申し上げます。

本案は、令和元年6月14日付で有限会社谷地電気と契約を締結したさゆり荘建設事業パブリック棟電気設備工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負金額を83万3,800円増額し、9,861万600円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第18号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業パブリック棟空調設備工事）をご説明申し上げます。

本案は、令和元年6月14日付で八ツ橋設備株式会社南会津支社と契約を締結したさゆり荘建設事業パブリック棟空調設備工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負金額を24万7,500円増額し、5,404万3,000円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第19号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業パブリック棟給排水衛生設備工事）をご説明申し上げます。

本案は、令和元年6月14日付で会津ガス株式会社田島営業所と契約を締結したさゆり荘建設事業パブリック棟給排水衛生設備工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負金額を25万8,500円増額し、1億2,807万8,500円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、議案第60号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地区集会施設について、国土調査等により位置の表記に一部誤りが確認されたため、南会津町地区集会施設設置条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正内容であります。新型コロナウイルス感染症対策関連で、軽自動車税の環境性能割について、軽減期間を6か月延長することや、中小事業者が生産性向上特別措置法に規定する計画で導入した先端設備に対し、

固定資産税を3年間減免するものであります。

次に、議案第62号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと及び国民健康保険税率の改正を行うために、所要の改正を行うものであります。

主な改正の1点目は、国民健康保険税の医療保険分に係る課税限度額の改定であります。2点目が、低所得者に対して保険税額を軽減する所得判定基準の改定であります。3点目が、新型コロナウイルス感染症関連や災害等により保険税を軽減する際に、やむを得ない事情がある場合は、納期が過ぎたものに対しても適用するための改定であります。そして4点目が、今年度に適用する国民健康保険税率の改定であります。

次に、議案第63号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、それまでの略称「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正し、併せて「重度心身障害者」の「害」の文字を平仮名表記に改めるものです。

次に、議案第64号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策として、労働者が感染した場合に休みやすい環境整備を図り、さらなる感染拡大を阻止するために、南会津町国民健康保険条例の一部について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第65号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、消費税10%導入に伴う低所得者の介護保険料を軽減する措置を昨年度に引き続き行うため、南会津町介護保険条例の一部について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第66号 南会津町前沢曲家資料館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、前沢曲家資料館関連施設について、国土調査等により位置の表記に一部誤りが確認されたため、南会津町前沢曲家資料館条例の一部について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第67号 南会津町社会教育指導員設置等に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、南会津町社会教育指導員がこれまでの非常勤特別職から会計年度任用職員へ移行したことにより、南会津町社会教育指導員設置等に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第68号 南会津町交通教育専門員設置条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、これまでの非常勤特別職から有償ボランティアとして活動する行政協力員として位置づけたことにより、南会津町交通教育専門員設置条例を廃止するものです。

次に、議案第69号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町防災行政無線設備更新工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。本工事の概要は、防災行政無線設備更新一式でありまして、通信設備事業者3社を指名し、去る5月28日、指名競争入札を執行した結果、請負金額1億6,170万円で株式会社カナデンエンジニアリング東北支店が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。なお、工事期間は、令和3年3月31日までを予定しています。

次に、議案第70号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、鳥獣被害対策侵入防止柵を購入する物品購入契約であります。購入物品としては、鳥獣被害対策侵入防止柵7,305メートル、その他、支柱、電気柵本体機、連結金具等設置部材一式を購入するもので、6社を指名し、去る6月2日、見積り合わせを実施した結果、株式会社南栄通商が見積額1,188万円で落札しましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。なお、納入期限は、令和2年8月31日を予定しています。

次に、報告第4号 令和元年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、法令に基づき、繰越明許費に係る繰越計算書の報告をするものであります。

対象となる事業は、強い農業・担い手づくり総合支援事業、担い手確保・経営強化支援事業、農地耕作条件改善事業、農山漁村地域整備交付金事業、観光誘客宿泊等助成事業、さゆり荘建設事業、社会資本整備総合交付金事業、土地区画整理事業及び農地農業用施設、林業用施設、公共土木施設の各現年災害復旧事業の一般会計12事業について、令和2年度に繰越したものであります。なお、土木費の社会資本整備総合交付金事業については、上中町・後原線、関本・古内線、大新田1号線の道路新設改良費であり、消防費については、防災ハザードマップ作成

業務委託事業であります。

次に、報告第5号 令和元年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、法令に基づき、繰越計算書の報告をするものであります。対象となる事業は、桜沢川災害復旧助成事業であり、県発注工事との関連で、令和2年度に繰越ししたものであります。

次に、議案第71号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3億2,309万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ153億5,245万1,000円とするものであります。主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や、小・中学校における情報通信ネットワーク環境施設整備事業などの新規事業の計上のほか、今年度の国県支出金の交付内示及び事業実施見込みを踏まえての歳入歳出予算の変更であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第15款国庫支出金の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,559万3,000円の計上及び小・中学校のネットワーク環境整備並びに機器整備の補助金を新たに計上する一方、今年度の交付内示により、社会資本整備総合交付金を減額するもので、総体では1億7,594万8,000円を追加するものであります。

第16款県支出金の主な内容としましては、避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業補助金を新たに計上する一方、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、参画事業に充当予定であった福島県地域創生総合支援事業補助金を減額するもので、総体では305万円の減額となりました。

第17款財産収入は、立木売払金収入で14万3,000円の追加となり、第18款寄附金は、栃木県の株式会社TKCより、新型コロナウイルス感染症対策として寄附のあった100万円を計上するものであります。

第19款繰入金金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による充当事業の中止に伴い、地域づくり振興基金繰入金を減額する一方、新型コロナウイルス感染症対策など本補正予算に計上した事業実施に対応するため、財政調整基金繰入金を追加するもので、総体では7,450万円の追加となりました。

第21款諸収入は、コミュニティ助成金など、255万円の追加となりました。

第22款町債の主な内容としましては、小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の財源として合併特例事業債を新規計上するとともに、広域消防署新庁舎建設事業負担金の追加に伴う緊急防災・減災事業債の追加や各種事業見込みによる充当額の変更等であり、総体では7,200万円の追加補正となりました。

続いて、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施するウェブ会議環境整備事業やコミュニティ助成事業補助金などを計上するもので、746万円を追加するものであります。

第3款民生費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施するエールの交換プロジェクト事業補助金、子育て応援おもいやり給付金などを計上するもので、1,161万7,000円を追加するものであります。

第4款衛生費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施するオンライン医療相談業務委託料、オンライン診療・服薬指導等推進事業補助金、水道料金減免に伴う水道事業会計繰出金、排水対策費給付金を計上するもので、1,684万円を追加するものであります。

第5款労働費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施するオンライン就活支援業務委託料100万円を追加するものであります。

第6款農林水産業費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する下水道使用料減免に伴う農林業集落排水事業特別会計繰出金を計上するとともに、事業の実施見込みにより、有害鳥獣被害防止対策事業補助金や町産材使用新築住宅等支援事業補助金を追加するための予算として、総体では695万8,000円の追加補正となりました。

第7款商工費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により中止となった事業予算を減額する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する緊急経済対策応援給付金、観光誘客宿泊等助成事業補助金、特産品購買支援事業補助金を計上するもので、総体では1億3,048万6,000円の追加補正となりました。

第8款土木費は、今年度の社会資本整備総合交付金の交付内示を踏まえ、町道新設改良事業分として、委託料、工事請負費の補正、さらには土地区画整理事業に伴う排水路測量等委託料を計上するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する下水道使用料減免に伴う公共下水道事業特別会計繰出金を計上するもので、総体では1,195万9,000円の減額となりました。

第9款消防費は、新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴い中止となった消防団行事に係る費用弁償等を減額する一方、広域消防署新庁舎建設事業負担金を追加するとともに、避難所の新型コロナウイルス感染症対策強化事業費を新たに計上するもので、総体では626万3,000円の追加となりました。

第10款教育費は、新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴い中止となった事業予算を減額する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する修学支援等応援給付金や、小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備費並びに機器購入費を計上するもので、総体では1億5,013万2,000円の追加となりました。

第11款災害復旧費は、過年度災害公共土木施設修繕工事請負費で、518万1,000円の追加補正となりました。

なお、既定の地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明とさせていただきます。

次に、議案第72号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,527万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,807万5,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険税の本算定の結果を受けて、第1款国民健康保険税を3,527万5,000円を追加するものであります。

歳出では、第2款保険給付費において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者が確認された場合に給付する傷病手当金49万3,000円を計上し、第3款国民健康保険事業費納付金においては、今年度分の確定に伴い、484万4,000円を追加するものであります。

次に、議案第73号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係るもので、下水道使用料を減額し、同額を一般会計繰入金として繰り入れるものであります。このため、歳入歳出の予算総額はそのままとするものであります。

次に、議案第74号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係るもので、下水道使用料を減額し、同額を一般会計繰入金として繰り入れるものであります。こ

のため、歳入歳出の予算総額はそのままとするものであります。

次に、議案第75号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係るもので、水道料金を減額し、同額を一般会計からの補助金として繰り入れるものです。このため、収益的収入の予算総額はそのままとするものであります。

以上、報告第3号から議案第75号までの議案16件、報告3件をご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎陳情の委員会付託

○室井嘉吉議長 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

本日までに陳情1件を受理しております。

令和2年陳情第1号は、お手元に配付しました陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月17日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 10時35分

令和2年第2回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和2年6月17日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

- 12番 山内 政 議員
- 9番 大桃 英 樹 議員
- 10番 湯田 哲 議員
- 4番 湯田 芳 博 議員
- 7番 丸山 陽 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 五十嵐 芳 道 議員 | 2番 | 馬 場 浩 議員 |
| 3番 | 川 島 進 議員 | 4番 | 湯 田 芳 博 議員 |
| 5番 | 室 井 英 雄 議員 | 6番 | 渡 部 訓 正 議員 |
| 7番 | 丸 山 陽 子 議員 | 8番 | 湯 田 良 一 議員 |
| 9番 | 大 桃 英 樹 議員 | 10番 | 湯 田 哲 議員 |
| 11番 | 高 野 精 一 議員 | 12番 | 山 内 政 議員 |
| 14番 | 星 光 久 議員 | 15番 | 楠 正 次 議員 |
| 16番 | 室 井 嘉 吉 議員 | | |

欠席議員 (1名)

- 13番 菅 家 幸 弘 議員

説明のための出席者

大 宅 宗 吉 町 長 渡 部 正 義 副 町 長

| | | | |
|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 星 英 雄 | 教 育 長 | 渡 部 浩 治 | 総 務 課 長 |
| 小 寺 俊 和 | 総 合 政 策 課 長 | 馬 場 純 也 | 税 務 課 長 |
| 渡 部 秀 介 | 住 民 生 活 課 長 | 阿 久 津 勝 英 | 健 康 福 祉 課 長 |
| 室 井 利 和 | 農 林 課 長 | 星 博 文 | 商 工 観 光 課 長 |
| 月 田 啓 | 建 設 課 長 | 渡 部 敏 明 | 環 境 水 道 課 長 |
| 渡 部 さつき | 会 計 室 長 | 菅 家 康 夫 | 農 業 委 員 会 長 |
| 渡 部 浩 明 | 学 校 教 育 課 長 | 遠 藤 知 樹 | 生 涯 学 習 課 長 |
| 阿 久 津 正 人 | 館 岩 総 合 支 所 長 | 羽 染 正 巳 | 伊 南 総 合 支 所 長 |
| 酒 井 浩 哉 | 南 郷 総 合 支 所 長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-------|-------------|
| 鈴 木 雄 蔵 | 事 務 局 長 | 星 貴 夫 | 事 務 局 長 補 佐 |
|---------|---------|-------|-------------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 どうも皆さん、おはようございます。

初めに議長よりお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

本日、都合により欠席届のあった議員は、13番、菅家幸弘君であります。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 山内 政 議員

○室井嘉吉議長 12番、山内政君の登壇を許します。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 おはようございます。

ただいまから一般質問を行います。

質問は大きく2点でございます。

1点目、公共交通空白の多々石地区解消の道筋はということで、昨年、6月定例会一般質問で空白地区の質問を行いました。その後、今年に入りましてデマンドタクシーにより解消に向けて取り組まれておりますが、西部地域、多々石地区については、いまだ道筋が示されていません。地区の高齢化は進み、命の綱とも言える病院通い、命をつなぐための商店への買物など事態は逼迫しております。早期の実証実験に入るべきと考えるが、方策は。

1つ目、デマンドタクシーの運行をしたら田島地域からの運行か。

2つ目、デマンドタクシー以外の選択肢は考えられないか。

3つ目、現在、南郷地域で周遊バスが運行されていて伊南地域、青柳地区まで運行されておりますが、そのバスを多々石地区へ延伸できないか。

次、大きな2つ目であります。

新型コロナウイルス感染に伴う学校の長期休業後の支援は。

感染拡大に伴い全国的に長期化した小中高の休業は、児童生徒の未来を考えたとき多くの懸念を抱きます。小中学校は設置者の責任として、その対策に当たらねばなりません。休業により失ってしまった学校生活や学習機会を取り戻すために、どのような方策を考えているのか。

1つ目、児童生徒、教職員を感染から守り、日常の教育活動を取り戻し維持するためには、感染予防対策が欠かせません。それに伴う消毒用アルコール、マスクの確保は必ず行わなければならないと考えます。これらの確保には町が主体となって共同購入をし、各学校に配付するような仕組みをつくってもらいたいと考えるが。

2つ目、教育の遅れを取り戻すため、今年度と来年度に限り学習支援員の増員を図られないか。また現在、町雇用の支援員については、勤務形態が当初予定された日数と異なることが予想されるので、しっかりと賃金等の増額の予算措置を講ずるべきと考えるが。

3点目、今までと違う学習プログラム作成が予想され、それに伴い授業についていけないというような児童生徒も想定されます。それを含めた学習プログラムの立案がなされていると思うが、教育委員会の取組は。

4つ目、感染に伴う独り親世帯等、家計が急変している世帯への就学援助の取組は。過去の事例にとらわれず早期の対応をしているのか。

以上であります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

12番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、公共交通空白の多々石地区解消に関する1点目。そして、デマンドタクシーの運行をするとしたら田島地域からの運行か。2点目でありますデマンドタクシー以外の選択肢は考えられないかとおただしであります。関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

今、本当に公共交通、私たちの町はもちろんでありますけれども、こういうような過疎地域の全国的な大きな課題にあると、そのように認識しております。そうした中にありまして、町としても業者さんもいらっしゃるし、そして利用者の皆さんが今の現状の中で、どのようにしたら一番利用しやすいかということのをこれまでも検討してきましたけれども、なかなかこれといった決め手がないということの中でいろいろな検討をしまして、そしてデマンド交通の実証実験とか、そういうことも今までしてきたわけでございます。

そうした中にありまして、平成30年度に策定いたしました本町の公共交通網形成計画では、伊南地域、南郷地域を1つのエリアと設定いたしまして、エリア内を運行する地域内交通と伊南、南郷エリアと田島エリアを結ぶ地域間交通との2種類のデマンド交通を計画しています。

計画では、いずれも交通事業者による運行を想定していましたが、最近になって交通事業者の休業や、ドライバー不足というサービス提供上大きな課題が現れました。このことから今後は町やNPO法人等による自家用有償旅客運送、この手法を選択肢に加えました。地域住民及び交通事業者と協議、調整を進めているところであります。地域の皆さん方にもいろいろ協力してもらえないかということでもあります。

次に3点目、現在、南郷地域で周遊バスが運行されていて伊南地域、青柳地区まで運行されているが、そのバスを多々石地区へ延伸できないかとおただしであります。現在運行している南郷地域乗り合いタクシーにつきましては、平日9運行、土曜日5運行で早朝から夕方まで分刻みのダイヤによる運行となっております。

これを多々石地区まで延伸する場合、ドライバーの労働時間や車両の台数、ダイヤの調整が必要となってまいります。つきましては前段でお答え申し上げましたが、デマンド交通の実施を含め関係者と協力しながら、今後、調査そして検討を行ってまいりたいと、そのように考えております。できるだけ早くこれを本当にやっていきたいと思っております。実は西部地区にもデマンド交通の実証実験をやろうと思ったんですが、やはり業者が受け入れられないということなものですから、そのようなことを今後の対策として考えておりますので、ご理解願いたいと

思います。その解消にしっかり努めていきたいと思ひますし、利用者の皆さん方が本当に使い勝手のいい交通体系を確立していければなと思ひております。デマンド交通ですとドア・ツー・ドアというか、そういうような対応もできますので、あと利用される時間帯、指定された時間にもある程度対応できるということなものですから、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思ひます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは新型コロナウイルス感染症に伴う学校の長期休業後の支援に関してお答えいたします。

初めに、感染症予防対策用品の共同購入等の仕組みづくりへのおただしであります。令和2年2月28日以降、国以外からの寄附としましてはマスクの寄附が3件、アルコール消毒液の寄附が1件あり各校へ配付しております。また、このほかにも洗うことのできる布マスクを町で購入し、児童生徒1人当たり3枚を配付しております。

今後も、町内各小中学校の感染予防対策用品について不足が生じないよう随時在庫を把握し、一括共同購入するなど安定確保に努め、各小中学校へ配付してまいりたいと考えております。

次に2点目、教育の遅れを取り戻すため今年度と来年度に限る学習支援員の増員を図れないか。また現在、町雇用の支援員については、勤務形態が当初予定されていた日数と異なることが予想されるので、しっかりと賃金等の増額の予算措置を講ずるべきと考えるがとのおただしであります。臨時休業による教育の遅れにつきましては、臨時休業期間中においても分散登校や一斉登校日を設け、遅れを最小限に食い止めるよう対応してまいりましたが、休業日が多くなり十分な対応とはならなかったため、今後、夏季休業期間の短縮により授業日を確保し、教育の遅れを取り戻す予定でおります。夏休みを8月1日からというふうで、7月31日までを授業日に延長して対応してまいりたいなというふうで考えております。

こうした中で、おただしがありました教育の遅れに対応するための学習支援員の増員につきましては、今後さらなる指導の充実のため土曜授業の実施や校務分掌の見直し、指導体制の変更等によって教職員の勤務負担等が生じるような場合等におきましては、学校と十分に話し合いながら学習支援員の配置等の検討を進めてまいりたいと考えております。

現在、町で雇用しております学習支援員の賃金等の増額につきましては、勤務増を見据えた

予算措置を講ずる予定でありますので、ご理解願います。

次に3点目、今までと違う学習プログラム作成が予想され、それに伴い授業についていけないというような児童生徒も想定される。それを含め学習プログラムの立案がされていると思うが、教育委員会の取組はとのおただしであります。各学校では、今後、残された時間の中で学習の充実を図るためのプログラムが検討されており、内容につきましては、それぞれの学校の実態に応じたものとなっております。そのため、当初からついていけない子供が発生するような計画にはなっていないと考えております。また、ついていくことが困難な子供が発生した場合につきましても、それぞれに対応した計画が各学校でなされていると考えております。

なお、教育委員会としましては、各学校の学習プログラムの実施において、児童生徒に学習の遅れ等が心配される場合につきまして、学校と十分に話し合いながら学習支援員等の配置の対応を検討してまいりたいと考えていますので、ご理解願います。

次に4点目、感染に伴うひとり親世帯等家計が急変している世帯への就学援助の取組について、過去の事例にとらわれず早期の対応をしているかとおただしであります。就学援助の支給対象者につきましては、本人の申出により審査をして認定を進めております。現在のところ各学校やスクールソーシャルワーカー等からは、新型コロナウイルス感染症に伴う家計の急変についての相談等は出ておりませんが、申出がありましたら早急に対応してまいりたいと考えております。

なお、国では独り親世帯に限らず新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を行っております。さらに第2次補正予算において、独り親世帯に対する臨時特別給付金の支給が盛り込まれておりますので、支援策の一つとして活用を図っていきたくて考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それでは、1点目の公共交通の空白に関して再質問を行いたいと思います。

まず初めに、新聞あるいは広報等で田島地域のデマンド交通の運行については細かく報じられております。昨年からの質問したものとしては、非常に実証実験に向けてしっかりと進まれたなというふうに思っております。先日、南郷地域の方から電話をいただきまして、多分広報を見てだと思ふんですけれども、俺らも乗られんのかという質問をいただいたんですが、多分よ

く理解されていなかったもので、当面は田島地域だけの利用になりますというふうに答えたわけですけれども、年を取っておられる人にとって自宅まで迎えに来ていただけるということは、身体的なリスク等も考えますと非常にいいなというふうに思っております。

それを踏まえて伊南地域のことについてお尋ねします。

当初予定されていた業者の方が、今、休んでいるというような状況で、タクシーは使えないというような状況というのも分かっております。それで、デマンドについては田島地域から来るのかなというふうに想定して質問をしたわけですけれども、そうではないというようなことの答弁であったかと思えます。ちょっと細かい事業を最後までメモできなかったんですが、いわゆる有償で対応できないかということ、今、検討しているんだという話を町長がされました。この方法はどのような方法なのか。例えば近くでやっているようなところ、あるいは全国でやっている事例がありましたら、その内容について答弁をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

町長がご答弁いたしましたものは自家用有償旅客運送という手法でございます。この手法に至るまでなんですが、町長からも12番議員からもありましたように、昨年度、公共交通網形成計画というのをつくりまして、4つの基本方針のもとに、地域内の公共交通を将来にわたり持続可能なものにしていこうということで計画を立てました。それを受けまして、先ほどありましたように12番議員から6月に一般質問で公共交通空白地域のこと、それからデマンドタクシーとは何ぞやというような詳しい質問に答弁をさせていただいたところであります。

それを受けまして、去年、田島地域は3方部で実証実験を行いまして、今年5月からはデマンドタクシーを実施しておりまして、空白地域でありました小出原地区、それから長野地区の一部については、これを解消することができたということになっております。

しかしながら、今ありましたように館岩地域、それから伊南、南郷地域につきましてはドライバー不足、さらにはタクシー業者の休業ということで、3月に突然の休業のお話があったということもありまして、実施ができていないようなことであります。

デマンドタクシーの手法については、これはやはり継続をしてやっていきたいという考えがございますが、今言ったように事業者がいらないということなので、それに代わる手法として自家用有償旅客運送という手法があるということで、今こちらを検討しているということでございます。

自家用有償旅客運送とはということで、既存のバス、タクシー事業者により運行が困難な場

合、町やNPO法人、自治会、青年団などが主体となって運行する方法であります。特徴については2点ありまして、1点目につきましては、通常2種免許というものがタクシーの場合は必要なんです、この手法を使えば2種免許がなくても、一定程度の講習を受ければ地域の住民での運転が可能となるという方法でございます。さらに2点目の特徴といたしましては、自家用自動車、いわゆる白ナンバーの車でもこれが可能になるということでもあります。したがって、かなりハードルが低くなっております。法律も年々改正されまして、全国に浸透しやすくなってきたということでございます。

おただしの近くにそういうところがあるかということで、私どもも伊南、南郷地域の支所の方と検討会をしておりまして、その中でちょっと調べたのは、いわき市の三和地区それから田人地区。ここで高齢者などの交通弱者の移動手段を確保することを目的として、地域住民組織が主体となり行政や民間事業者の支援などを得ながら、住民ボランティアの輸送を行っているというふう聞いております。行政が運行支援や車両の対応などをしながら、中山間地域の移動手段の確保を図っている。住民同士の支えのネットワークができていうことで、いわき市でこういうことがありましたので、ちょっとまだ連絡はしていませんが、今後、何らかの形で視察とか何かは考えたいなというふうに思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私も新聞報道等でこれに近い記事を見た記憶がありまして、こういうことができるんだという程度の知識は持っておりました。自家用有償旅客運送というように対応したいという答弁でございましたけれども、具体的にはこれからだと思うんですが、例えばこれにシフトした場合に想定される車両あるいは経費等、これからだと思うんですが、どういった形で想定されるのか。先ほどの伊南と南郷でカバーしていくのか、西部地区でカバーしていくのか。例えばそういうことも含めて考えをお持ちでしたら答弁していただきたいと思うんですが。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

行政の支援という形ではありますが、先ほどちょっと手法の中で申し上げましたが、その車両を町で購入して、そちらの運行する団体、協議会などに貸与する方法があるというふうに、先ほどのいわき市の例なんかもホームページとかで見るとあります。さらに、もしくはそれができない場合は自分たちといいますか運行する方の自家用車。こちらを登録していただいて、そ

れに対するガソリンや、その他維持管理の経費については町から支援をして、その車で地域内のデマンド交通を確保してもらうという方法があるのかというふうには思っておりますが、なかなかちょっと個人の車でありますと問題もあるのかなということもありますので、私の想定の中では町がジャンボタクシー等を貸与して、その維持管理費は町で出して、その中で地域内のデマンド運行をしていただくということがあるのかなというふうに思っております。

あと、舘岩、伊南、南郷地域それぞれの中でデマンド交通は完結させていただいて、地域間交通、いわゆるそれで田島地域も含めて地域間交通についてはまた別の手法といいますか、別のデマンド交通を含めたほうがいいのかというふうに考えています。例えば伊南地域でデマンド交通をして山口で乗換えをして、そこから田島に来るものはまた別のデマンド交通がある。南郷地域の和泉田方面もありますので、どちらかが和泉田から来たデマンド交通が山口経由で田島へ来るとか、逆に交代で伊南地域から来たものが田島地域に来て、伊南、南郷の方は山口で乗換えをするとか、こういうような手法をとれるのかなというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 担当課長の頭の中には、既にかなり整理されているのかなというふうに思うわけですが、これについては多分それぞれの地域、私も含めて地域の力というかがかなり必要だなというふうに思うわけですが、想定される頼るところというものを町としてはどういうふうに想定されておられますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 運送していただく、デマンドタクシーをやっていただく団体はどういうところを想定しているのかというおただしではありますが、正直言って今のところ具体的な案はございません。これから各地域とお話しをして、例えば各地域に集落支援員という方、地域の実情が分かっている方がいらっしゃいますので、そういう方と相談をしながら地域にそういうような形で協力していただける方がいないかということを探しながら、やっていただけそうな方と協議をしながら、先ほど言いました自家用有償旅客運送の手法を説明してやっていくということ、今後、詰めていきたいというふうに思っています。

いずれにしても地域の力が必要ですので、町からの強制というかお願いではなくて、地域からの自発的な考えのもと、地域の実態に合った運送方法をしていくということで、地域との協働で考えていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私もいろいろ考えたんですけども、最初の出発のところと申しますか、それは地域協議会であったり、あるいは区長連絡会を一つのあれとして進めるのかなというようにも考えたわけでありましてけれども、従来、私が思っていたことをちょっと提案してみたいと思います。

それは振興公社を活用できないかという考えであります。これは振興公社の定款の事業の(5)の中に、高齢者の生活環境整備事業というものが挙げられております。ちなみに平成29年度の振興公社の事業計画の事業活動方針の中に、4年前からですけれども、過疎化の進行に伴い高齢者のみの世帯が増加する状況において、生活の安全確保並びに社会参加の促進及び福祉の増進を図るというようなことが事業活動方針の中に入っております。これだけうたっている団体が西部地区にはそれぞれ3支部あるわけですので、状況も分かっていると思っております。私はここがひとつ核になって進めていくということが、非常に地域にとっては合致しているのかなと。振興公社のやりたい事業とも非常にマッチするなというふうに思っているんですけども、この辺のところ多くの補助金を出している町としては、今、私が提案するようなことというのは、今後、相手と協議するような考え方というのはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

振興公社の設立目的と申しますか定款、そのことからすれば、確かにこのような事案はそれに合致する部分が非常に多くなると、私はそのようにも思っています。公共交通も本当にずっと長年の課題でありましたが、いろんな方法も検討してまいりました。1つの案としてはUber方式というものも提案というか、実際やっているところもあるみたいなんですけど、外国なんかは特にそうですけれども、日本にはなかなかなじまないということと、それからやっぱりスマホを通して予約をするということなんで、高齢者にはなかなか利用しにくいということがありました。

これはひょっとすると白タク行為に触れるというか、そのようなことも懸念がありましたものですから今のような話になったんですけど、もう一つは、やはり振興公社そのものの在り方ということも確かに公益財団法人でありますので、地域の公益的な事業を進めるということでもあります。これはまさにこのような公共交通に関しては、なかなか利益を求めるようなものでもない。本当に地域の命を守ったり生活を補助するといいますか、支えるものだと。そのような趣旨からすれば、当然そのようなことが考えられると私は思います。

しかし、一方で町のこれからの将来のことを考えたときに、やはり地域の人たちと一緒にな

って、どう私たちの地域を住みやすい地域にしていくかということも考えれば、当然公社の関わり方も検討していかなければならないと思いますが、地元といいますか地域の人たちができること、町民の人たちができることは何なのかということも皆さん方に問いかけて、そして、しっかり行政がもちろん下支えにはなるわけでありましてけれども、そのようなことで、一緒の地域をつくるというような考え方を、ひとつきっかけにできればなという考えもございます。

今の提案、そういうことで内部として、町としては検討してみたいと、そのように思いますし、また皆さん方にもそのようなことを、自分たちでつくる地域はどのようなことなのかということ、皆さん方にも投げかけながら対策をしていければと思います。デマンド交通、本当にこれも実際実証実験しましたけれども、いろいろ利用された方には電話するのが面倒くさいんだ、だから通常どおり、定期的に来てもらったほうが利用しやすいというような声もあります。いろいろ一長一短ございますが、そういうことも含めた中で町として将来にわたって安定的に、そして利用者の皆さん方に利用しやすい、そして雇用も守れる。そのような体系づくりを町として考えていきたいと思っておりますので、いろいろ今後ともアイデアいただければありがたいと思います。公社の利活用といいますか、公社の関わりを町としても検討してみる必要があると思っておりますので、その辺を踏まえた中で運用に当たってはそのようなことも考えられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 地域の関わりというのは、今、答弁された内容については私も理解をします。その過程の中で、やはりどこかがきちっとした核といいますか、たとえドライバーを確保したとしても、その日の連絡、調整とか、当然必要になってくるなというふうに想定されるわけです。そういったときに一つの方策として、振興公社というのはそういう大きなくくりでつくられたというふうに私も認識しておりますので、今後きちっと検討されて、どういった形ではできるのか、あるいはできないかも含めて検討というか、しっかりと協議を進めていただきたいなというふうに思うんですが。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いずれにしても幾つかのグループに分かれる可能性もございますので、まとめる組織をどのようにするかということも、これは一つのポイントでございますので、その辺も含めた中で町としていろいろ検討していきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 分かりました。

今日初めての提案でありますので、先進地事例をしっかり調査されて伊南、南郷地域、館岩地域に合うような形で、再度、地域なり我々にご提案をいただきたいなというふうをお願いしたいと思います。私は地域の人間として、しっかりとドライバーも含めて協力は惜しみません。なるべく早く地域の方と協議をいただきながら、進めていただきたいなというふうに要請をしておきたいと思います。

それでは、新型コロナ関係について再質問をさせていただきます。

先ほど教育長より答弁をいただきまして、共同購入等も努めたいというような答弁だったかなと思うんですけども、新聞等にぎわせております例えばフェイスシールド。そういったことも西部地域は小規模校なので、そんな数も必要ないので、こういった物だと非常にかなり活動も広がるのではないかなというふうに思います。それで、先ほど共同購入の話が出ましたので、できればそれも加えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

先ほど教育長の答弁の中でもお話ししたとおり、今、考えている部分についてはマスクと、あとはアルコールの消毒液ということのみの検討しかしておらなかったところがございます。

議員おただしのとおり、小規模校についてはある程度の間隔がとれるというようなことで、想定はちょっとしていなかったという部分はあるんですが、確かに大規模校、田島小中についてはある程度の間隔がとれない可能性もあるというようなことで、それなりの対応はしているところがございますけれども、そういった部分についても検討を含めてしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私もこの件についてちょっと調べさせていただきました。令和2年6月5日に文部科学省の初等中等教育局から、学びの保障という国民に対して教育の保障というようなことで、いろんな対策のパッケージというようなことが示されているわけですが、その中でいわゆる子供たちに物的、物の体制整備というようなことで感染症対策という項目があって、次のようなことが書いてありましたので、私もなるほどなというふうに確認をしました。

その中には消毒液、それから子供たちに触らなくていい、いわゆる非接触型の体温計。ぴっ

とやるやつ。小規模校はそれでもういいのかなというふうに思いますが、田島地域の大きな学校だと、もう玄関に入ったときに顔認証でぱっとやると温度が感知される。病院なんかで、今、使われているんですけども、そういったこともこの機会にこれからずっとこういう状態が続くので、こういった設備の充実も必要なのかなというふうに。その中には換気対策の備品でありますとか、それから給食調理員の熱中症対策なんということも挙げられております。こういうことを各学校でやってくださいよと。多分これって第2次補正の予算の中にも上がっているのではないかなというふうに思います。

ここで質問なんですけれども、ぜひこの体温計。消毒液はさっき答弁いただきましたので、体温計も今どきこれじゃなくて、このやつです。これやっぱり共同購入で各学校に整備をされるべきじゃないかなというふうに考えるんですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 学校ばかりじゃなくて全体的な話だと、そういう認識の中でお答えさせていただきたいと思います。

このようなコロナ感染症の世界的になかなか終息が見ない中で、長い期間続くということでありますので、実際にこのようなことは過去にもありましたけれども、もう時代が違いますし、そうした中で今の現代になってこのような大きな感染症の拡大になったということで、その辺がクローズアップされてきました。

これは健康管理の問題ばかりじゃなくて、いろいろな面でやはりグローバルな社会になって、そのいい面、それから欠点といいますか、課題になる面がクローズアップされてきたわけでありまして。実際マスクも町としてはあの当時1万枚、感染症の前に在庫がありました。そして寄附も頂いておりました。それで、とりあえず急に皆さん方がマスクを買い出したとか、消毒液を買い出したとか、あるいはトイレットペーパーとかいろんな物が、また原発の事故、それからいろんなリーマン・ショックであったり、エネルギーの石油ショックとかありましたけれども、そのたびになかなか日本国内でそのような品不足といいますか、そのようなことが起こったわけでありまして、またまた今度起こったわけでありまして。

そういうような中で私どもも何とかマスクが手に入らないかと、いろいろあちらこちら模索もしましたし、町内の業者さん、縫製工場さんにもできないかということもしましたが、実質的には原材料が入らないということで、なかなか応急の対応ができなかったということがございます。

そのことも踏まえまして、これは国の体制も一つは考え方があるかと思うんですが、実はそ

ういう場合にはしっかり国が本当は制限を加えて、そして購入制限までしてもらえれば今回は一番よかったのかなと思います、一市町村としてなかなかそこまでできなかったということ。今までは何とか学校に対してだったり、医療関係であったり、あるいは福祉関係の施設に関しましては、町で持っていた在庫を配付して対応していただいたわけでありましたが、消毒薬に関しても、実はアルコールの消毒薬も有効期限があるということ、私も見たことがなかったので、やっぱりそれもあるということで、必要以上に買い置きすることも、ちょっとこれも課題があるのかなと思うんです。ある程度一定量を更新できるような、そういう体系づくりも今後は必要になってくると私は考えています。

そういうことも含めて最低限の、防災とか避難とかいろいろ出てきますので、そういうことも含めて、今後はそのような対応を町として考えたいと思いますが、そういう意味である程度、一定量を町が確保して、そして、いざというとき、そういう場合に町が支給できるような、その体系づくりをしていきたいと、そのように対応していきたいと思います。

マスクは当時いろいろ騒がれましたけれども、今は自前で作られたり、あるいはかなり潤沢に入ってきているということですので、その辺も踏まえた中でいろいろ備品の備えをしていきたいと思ったり、また感染症でありますけれども、そのほかのこともどのようなことがあるかということを経営的に検討して、町としてこれを一つの反省材料といいますか、今後の町民の皆さん、地域の安全・安心のためにどのような準備をしなければならないかということも改めてもう一度検討して、そして、それらの準備に当たっていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 それでは体温計の話です。非接触型のびってやるやつ。これについて医療関係の方々との懇談の際に言われたのは、粗悪品が多くてやっぱり入ってくるルートをしっかり確認しないと、買って来て失敗することがあるということで、今現在発注していても全然品が入ってこないというのが現実だそうです。町のほうでも非接触型の体温計を購入する段取りをしているんですが、ちょっとまだいつ入ってくるのか分からないという状況でございます。

それからもう一つ。最近新聞に出ましたが、町内の電気屋さんでみんなのところをはかって、瞬時に体温のチェックをするという装置を導入しましたという記事を見ましたけれども、そういった大きな催し、もしくは大規模な人の集まり、学校なんかもそうかもしれませんが、そういったところの有効性については、今後の感染症対策の中で検討すべき項目だというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 新型コロナはこれから長い闘いになりますので、粗悪品ではない、しっかりした物が手元に入る。そこまで待っても私はいいと思いますので、子供たち、それから教職員の命を守るためにも、ぜひ整備されることを要請したいと思います。

それから、先ほど2つ目の学習支援員の配置というようなことで、状況によっては考えるというような答弁をいただきました。これも先ほど学びの保障というパッケージの中に、国も最低でも1人か2人、学校で追加配置をするようにしてくださいというようなことを示されているわけでありますので、ここはしっかりと学校現場を把握されまして、しっかりと配置をしていただきたいというふうに思いますが、教育長の考えをお願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたします。

本当に授業日数が少なくなって、これから子供たちは少ない時間の中で多くの学びをやっていくということになると、かなりの負担がかかっていくかなというふうに思っています。実は文科省のほうから標準時数というのがありますがけれども、標準時数はもう下回っていいよという回答は得られたんですけども、教える内容の削減については触れてこないんです。私はやはりこういう世界的なものであれば、教える内容の削減も一つの策かなと。時数は少なくてもいいんですけども、教える内容は削減されなければ、ますます子供の負担は目に見えて多くなる。そこに支援員を配置します、教員を増やしますと、そういう策もあるんですけども、それが果たして本当に子供たちの学びにつながっていくかというところ少し疑問な点も、私、個人的にはあります。

そうはいえ、教える内容についての削減は来ていませんので、決められた時間の中で充実した学びを行うためには、携わる人間を増やすというのも一つの方法だとは思いますが、やはりここで先生方の今までの指導内容についても、振り返ってみるいいチャンスではないかなということで、そういう点もお願いしてあります。先生方がある程度工夫をしていただいて、この決められた時間の中での指導の充実を図っていただく。そして、どうしてもなかなか難しい、やっぱり人の確保が必要だということでありましたら、その辺は学校のほうと十分相談しながら、よりよい対応を考えていきたいなというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 教育の超ベテランの教育長にこういう質問をして甚だ僭越ではあるんですけども、確かに文部省は、今、答弁されたようなことであります。私も次年度を見据えてというようなことで質問をしましたが、中学2年生までは次年度まで一応時間はあ
るわけです。だから問題は中学3年生だと思んですけども、この内容については触れませ
んけれども、いわゆる次の年度までまたいだ教育過程の組み方といいますか、ちょっとこれは
専門的なので私も分かりませんが、そういったことを踏まえて、やはり南会津町の子供
たちはしっかりとやっていくんだよという、そういう方向づけといいますか、教育長の考え
方でやっていただきたいなというふうにこれは思います。ぜひ先ほど学習支援員の賃金もし
っかり見るよということでございますので、現場で働いている支援員を止めないで、予
定された日数より多く、9月補正内でしっかりとやっていただきたいなというふうに思
いますので、そこはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それから、最後に学習プログラムについては、それぞれ各校長先生の学校経営のあれ
です。これ以上は質問しませんけれども、少なくとも南会津町の小中学校の子供たちに
教育格差がないようなことで、しっかりと教育委員会はそれぞれの指導的な範囲につ
いては指導していただきたいというふうに思います。

4番目の就学援助関係。答弁の中では現在承知していないということではござい
ましたが、今後そういった状況があれば、年度途中でも認定というようなことは考
えておられますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

就学援助に関しましては要綱に基づいて実施をしております。その中で当然随時、
例えば家計が急変した場合については対応できるというように要綱上はなっており
ますので、そういった対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 しっかりと各学校に目配り気配りをされて、今、学校
教育課長が答弁されたようなことでしっかりと対応していただきたいというふう
に思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、12番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 大 桃 英 樹 議員

○室井嘉吉議長 次に、9番、大桃英樹君の登壇を許します。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 議席番号9番、大桃英樹。通告に従い、一般質問を開始いたします。

1つ目は、観光施策・組織体制の見直しをということで、3点について伺いたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症によって、これから短期的、中期的には最も影響を受ける業界の一つとして観光関連事業が挙げられております。当町は非常に多くの観光関連施設を保有します。したがって現在の状況については、非常に厳しい状況であると言わざるを得ないということかと思っております。

一方で、町から感染者を出さないための方策、健康を守らなくてはならない、命を守るということ、これと観光誘客を両立させる。非常に困難なことだと思っております。このような大きな課題があることから、以下の質問をさせていただきます。

1つ目、国では緊急事態宣言の解除に合わせ社会経済活動の段階的再開に向けた指針を示しましたが、各種イベントや祭りの開催、観光振興の町の方針は。

2点目、多くの観光施設を保有する南会津町にとって試練のときと考えますが、観光振興の在り方や組織体制の見直しを行う考えはあるか伺います。

3点目、今後の観光においては感染症対策の観点から、まずは移動距離の短い旅行から開始されると言われております。このことにより宿泊先や滞在地で過ごす時間が長くなることが予想されます。これまで以上にテーマを持ったレジャーを用意できるかが選ばれる観光地になるか、宿泊施設になるか、大きなポイントの一つになると考えますが、町の考えと対策は。

2点目です。このコロナウイルス感染症に関して、多くの失業者が出ていると報告されております。このことから失業者の把握と支援について伺います。

新型コロナウイルス感染症により様々な経済支援が展開されておりますが、世界各国の例に比して日本国内の支援策は企業や事業者が中心でございまして、生活者の実態に即しているのか。我々自治体、行政をあずかる者としては検証をしていく必要があると考えております。

このことから、以下について伺います。

1点目、新型コロナウイルス感染症による雇い止めなど、職を失った町民の把握をどのように行っているか伺います。

2点目、失業者への支援は特別定額給付金を除くと貸付けや税金などの徴収猶予など、間接

的な支援となっているように見受けられます。町として十分と考えるか伺います。

3点目、職を失った方の心理的不安は相当大きいと推察することから、新たな職を求める際の相談、そして生活再建をするための助言など多様な支援、サポートが必要と考えますが、町はどのような考えか伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、観光施策・組織体制の見直しをに関する1点目。国の緊急事態宣言の解除に伴う各種イベントや祭りの開催など、観光振興に関する町の方針はとのおただしであります。町では、国から示されております新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や、県から示されております福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針に基づきまして、令和2年5月28日に南会津町新型コロナウイルス感染症対策基本方針を改定したところであります。

なお、その基本方針の中でイベントの開催につきましては、6月18日までの間は引き続き適切な感染防止対策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数とすることをお願いしておりますが、6月19日以降につきましては感染拡大の兆候等を見極めながら、イベントの規模要件を段階的に緩和していく方針としております。

また、祭り等の開催につきましても、全国的または広域的な人の移動が見込まれないものであつて、参加者がおおよそ把握できるものにつきましては、適切な感染防止策を講ずることを前提として開催を認めておりますが、広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものにつきましては、中止を含め慎重に検討することをお願いしているところであります。

なお、各種イベントや祭りの開催につきましては、町の地域経済や観光振興を図る上においても大きな影響を及ぼすものであることから、町といたしましても、関係者の方々や関係団体等とも協議しながら適宜判断してまいりたいと考えております。

次に2点目であります。多くの観光施設を保有する町にとって試練のときと考えるが、観光振興の在り方や組織体制の見直しを行う考えはとのおただしであります。今回の新型コロナウイルス感染症による町の観光関連事業に与える影響につきましては、非常に厳しい状況に今現在ございます。議員がおただしのように、回復するまでにはかなりの時間を要するものではないかと、そのようにも考えておりますし、危惧しております。

また、今後も第2波、第3波の到来が叫ばれていることから、町といたしましては引き続き感染防止対策を徹底するとともに、流行の再来に備えた様々な対策を講ずる必要があります。

なお本町の地域経済につきましては、昨シーズンの少雪問題も含め改めて観光関連事業に依

存した経済構造となっていることが浮き彫りになりました。そのことから町といたしましては、新しい生活様式を前提とした受入れ体制の構築を早急に進めてまいりたいと考えております。基本的な感染に対する注意、それから生活に対する考え方。これを含めてやはり地域の住民の皆さんに理解していただき、協力していただくような今後の対応が必要になってくると、そのように思っています。

さらに観光関連事業者の方々のご意見を集約したり、町独自の緊急経済対策等を講ずる上においても、観光関連事業を担う事務局の一本化や、数多くある観光関連団体の再編等が必要であると、そのようにも感じています。従来のやり方でいいのかということも含めてです。今後は関係団体等とも協議しながら、組織体制の見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に3点目であります。感染症対策の観点から見た、今後の観光テーマについての町の考えと対策はとのおただしであります。福島県で実施しております県内宿泊に対する県民限定宿泊割引が、すぐに完売するなどの好評を得ている状況からも、今後の観光誘客を図る上において、県内や近隣県からの旅行というものが一つのキーワードになるものと認識しております。

議員おただしのように、移動距離の短い旅行となれば宿泊先や滞在先で過ごす時間が長くなることから、年代や性別、趣味嗜好に合わせたメニューが数多く用意されているかどうか、行き先を選択する上で大きなポイントの一つになると考えております。

なお、町といたしましては既存のメニューに磨きをかけ、ストーリー性を持たせたり、他にはないこの地域ならではの魅力をピックアップした旅行者の記憶や思い出に残るような、魅力あるメニューづくりが必要であると思ひます。また、それらに関するそれぞれの事業者も、それぞれの特徴を生かした工夫が必要になってくると思ひます。それについては町としてもいろいろな支援であったり、アドバイス等とか、またそのようなことが当然必要になってくると、そのようにも考えております。

つきましては関係団体や宿泊施設の方々とも手を携え、今後、魅力的なメニューの検討や担い手の発掘や育成、案内・予約窓口の整備等についても進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

次に、失業者の把握と支援はに関する1点目であります。新型コロナウイルス感染症による雇止め等、職を失った町民の把握はとのおただしであります。町では、今般の新型コロナウイルス感染症による雇用への影響は大変重要な問題であると認識しております。日頃からハローワーク南会津との連絡を密にししながら雇用状況の動向を注視するとともに、関連情報の把

握に努めているところであります。

また、事業者の方々が資金繰りの相談や各種助成金の相談で来庁された際や、こちらから訪問した際にも、経営状態と雇用の状況についてその都度伺っているところであります。

なお、これらの過程で飲食業の分野において、雇い止めの事例があったことは承知しておりますが、ハローワーク南会津に伺いましたところ、管内においては新型コロナウイルス感染症の影響と思われる失業者の増加は、新規求職申込み件数等の指標には今のところ現れていないとのことであります。

しかしながら、具体的に公表されているデータはないものの、雇用調整助成金に関する相談件数や申請件数が例年に比べて大幅に増加していると、そのような状況から、今後も情報の把握に努めてまいりたいと思います。今後の動向につきましては最新の注意を払いながら、それらに対して対処できるよう努めていきたい考えでございますので、ご理解願いたいと思います。

次に2点目であります。失業者への支援は特別定額給付金を除くと貸付け、それから税金の徴収猶予など間接的な支援となっているが、十分と考えるかとのおただしであります。町といたしましては、現状での間接的な支援だけで十分とは言えないと考えております。また、一方で直接的な支援、これも100%やるのがなかなか厳しい状況にございます。

なお、国の令和2年度第2次補正予算において、雇用調整助成金の日額上限額の引上げや、事業主から休業手当の支払いを受けることができなかった労働者が、自ら申請して支援金を受け取ることができる事業の創設が盛り込まれておりますので、これらの制度を活用していただくことにより、これ以上失業者が生まれまいよう、また、休業手当の未払いや申請漏れが発生しないよう、積極的に周知や支援に努めてまいりたいと考えております。

さらに、離職または廃業等により経済的に困窮された方々に対しましては、償還時に免除規定のある総合支援資金や、家賃相当額を支給する住居確保給付金といった制度もございますが、今後の雇用情勢の変化によっては、国や県の支援策と、これらの隙間を埋める町独自の支援策につきましても必要であると、そのように考えておりますので検討してまいりたいと思います。

次に3点目であります。職を失った方の心理的不安は相当大きいと推察することから、新たな職を求める際の相談や、生活再建するための助言など多様な支援が必要と考えるが、町の考えはとのおただしであります。町では県及び町の社会福祉協議会、南会津保健福祉事務所、ハローワーク南会津、町地域包括支援センター、各地区の民生委員などと連携しながら生活困窮者の情報把握に努めるとともに、就労や生活再建等についての相談があった際には、関係機関に情報を共有しながら各種支援を実施しているところであります。

なお町でも、無料職業紹介所での求人情報の提供等を行っておりますが、新たな職を求める際には本人がハローワークに直接行かれまして、町には、けがや病気等で働けない方や高齢等の理由により、なかなか職を見つけられずに生活が苦しいという相談者が多いように感じております。

町といたしましては、相談をしたくても、どこに相談したらいいのか分からない。このような方もいらっしゃると思います。広報紙等で無料職業紹介所や困り事相談窓口についての周知を行うとともに、関係機関とこれまで以上に連携を密にしながら、各種支援に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても先ほどもお話をさせていただきましたけれども、コロナウイルス、なかなか終息を見ない中で、今後どのようにコロナが変化していくのか。好転がなかなか見込まれないのでいろんな状況が出てくると思います。そうしたことも含めまして前もって情報をいろいろいただきながら、町としても皆さん方が本当にしっかりと安心して生活できるような対応を、できる限りのことは町としてやっていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 この新型コロナウイルス感染症。非常に大きな課題であることは明白なんです。我々も少しずつ心理的にも耐性がついてきて、これが当たり前の社会になりつつある。また、社会全体としてもwithコロナの時代だということで、どうやって対峙していくかということをしっかりやっていかななくてはならない。これまでは特に感染症対策ということで、うちの町からは1人も感染症にかかる人がないということ、ステイホームということも町長が自ら声をかけられたり、帰省に関しても控えるようにということをお願いしてきて、幸い南会津町そして南会津郡、会津地方においては感染者が出ていないというようなことで、非常に喜ばしいことかと思えます。

しかし、一方で、感染症で健康を害することがなくても、経済活動が停滞することによって非常に困窮したりとか、将来に希望が見いだせない。そういう状況を招くのではないか。そういう危惧をしております。このことに関しては全国皆さん、世界全体で考えなくてはならないことかもしれませんが、一方でやはり自治体として考えていく、そして新しい提案をしていくということも必要なのではないかと思うことから、このような質問をさせていただいております。

す。

まずはコロナといかに共生していくか。社会の営みをどうしていくか。このことについて町の考えを伺いたいと思います。先ほど町長からあったように段階的な緩和ということで、6月1日から7月31日の間で段階的に解除していくと。今週の金曜日、6月19日からは首都圏との往来も可能になる。このお願いから言えば可能になるというようなこととなります。これまではなるべく出かけないでくださいというようなことから守ってきた。しかしながら、これが見えない移動が発生してきます。当然仕事でも生活においても必要な方はおられますから、このことに関してとがめることはできませんし、規制をかけることもできないんだと思います。

これから我々としては県外から呼び込むよう実施を行い、そして観光地にぜひ来てくださいというようなことで、社会経済活動を維持していかなくてはならないと思っております。一方で、新しい生活様式というものを確保しながら、イベントにおいても先ほど町長からあったように18日までは屋内で100人、屋外で200人。19日から7月9日までは屋内外ともに1,000人。そして、それ以降については5,000人以下のイベントはやってもいいですよというようなこと。しかしながら当然不特定多数の人が来られる場合に関しては、十分考慮してくださいというようなお願いでございます。

町としては適宜判断していくというようなお答えだったかと思いますが、しかしながら、やはり今、住民生活を考えますと、人が集まることに関して非常に抵抗を持っていらっしゃることから、私自身といたしましては区域を限って、こういったことを控えるべきところは控えなくてはならないんですが、一定のところは緩和していく。あとはメッセージを送っていくということをしていかないと、違う心配が出てきてしまうと思っております。

特に、南会津郡内においてはそういった感染者がいないことから、エリアを区切ってそのような町、市町村で合意を持って進めていく。南会津郡に関してはこういう方針でやっていく。町独自、村単位、そういったものではなくて、エリア単位でこれから進めていくべきではないかなと思っておりますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたけれども、国や県の方針が出ました。そういう中で私たちがそれをどのように捉えて、そして、どのような対策をして皆さん方を迎えるかということであります。これまで県をまたいだ移動は自粛をしてくださいというような言い方もしてまいりましたけれども、当面、県内の利用者に来ていただくというような方向性が主体になるかと思いま

すが、でも全国的には1都1道3県。そこら辺の中ではいろいろ、まだまだ皆さん方抵抗があるかと思いますが、福島県は比較的東北のほうでは多いですし、そして関東圏も含めて、今、申し上げました以外は福島県としても結構多いほうです。それぞれ自分の地域のことはそれとして、やっぱりよそから来られるのがみんな嫌だなど、そういう意識が当然あると思いますので、町としては感染症を防止する設備といいますか、それらをまずしっかりしていただいて、そして、先ほど新しい生活様式ということも申し上げましたけれども、そういうことも踏まえた中で、やはりお互いが感染を防ぐと、そしてお互いに気遣うというようなことをお願いしながら、少しずつ観光客を迎え入れる準備といいますか対応をしていく必要があるだろうと思っています。

今までこのような自粛自粛で来ましたから、急にはなかなか人の気持ちは変わらないかもしれませんが、そうしたことも含めて徐々にその辺のところの対応を考えながらやっていく必要があるだろうと思います。一人一人の考え方はそれぞれあると思いますが、しっかりそのようなこともPRしながら、そして町としてまた元に戻れるような対応もしていきたいと考えております。ワクチンとか治療薬ができれば、これまた考え方が変わろうかと思いますが、当分見込まれない中での対応というものは、ごく限られたものになるかもしれませんが、町として精いっぱい来ていただいた方には私たちの対応といいますか、真心が伝わるようなおもてなしをしながら、そして、それらに対する対応も町として十分にしながら、皆さん方にもご理解いただきながらこの事業を進めていきたいと、そのように思っているところであります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町長、具体的に例えば郡内の町村長の皆さんとこのことに関して、うちの町ではこういう方針です。一方で檜枝岐村というのは、高齢者が多い非常にして密集した集落群の中で生活されていることから、尾瀬の開園も遅らせている。来ないでください宣言までされたということです。それなりに理解できる場所ではあるものの、私はやはりエリアごとに考え方が必要で、対外的にも南会津郡はこうですということを発表していくべきだと思う。

なぜかという、それはやはり外貨がないと生活できないからです。もちろん国等の支援で何とか生き延びていくというような考え方を我々もお願いしていくことは、それはもちろん当然なんですけど、しかし、将来的にもこの時期にどういうことを我々南会津郡の中でそういうことを捉えて、そして未来に向けて話し合っていくかということ、リーダーシップ、そのような考え方が必要だと思っています。

したがいまして具体的にお聞きしますと、郡内の町村長の皆様でそういったこと、エリアごとにこういった宣言を出してはどうかとか、こういうふうに段階的にやっていったらどうかとか、そういった話合いの場またはそのような機会があったかどうか。また、これから考えているか。そういったことがあったらお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでの対策の中では、どういう対策をしているかというようなことを、それぞれの考え方は聞いたことがございます。檜枝岐は外部の方々に来ないでいただきたいというような、何といいますか本当に自粛というよりも要請といいますか、外部の人を受入れないような対応をされたというふうにも聞いております。下郷町さん、それから我々のところは、やはり外部との交流の中で成り立ってまいりました。そういう中で自粛要請が出ましてからは、もちろん私は他県に向かっても県に向かっても、それからあそこの山王峠のところにも看板を県にお願いして出させていただきましたけれども、そのような対応をしてまいりましたし、ただ細々とそれぞれの町村の中で、どういう対応をしたのかということまでは、そういう話までは至りませんでした。

しかし、今後やはり我々のところは観光も大きな基本的な産業でございますので、いつまでもそういう対応だけではできないと、そのように思っています。それらに対して、また連休頃からかなり外来の車の往来が激しくなっていることも確認できます。以前よりはかなり交通量は少なくなっておりますけれども、6月になってまたかなり増えております。そして19日からは多分また気持ちがちょっと変わってくるのかなと思いますが、ただ先ほど申し上げましたが、人によってどうしてもまだまだ感染症に対する恐怖心といいますか、そこら辺が拭い去れない部分もございますので、そこら辺のところをどのように対応するかということは、それぞれ大きな課題もあります。しかし、やはりそれらもコロナウイルス感染症ということをしっかり理解した中で上手に怖がるといいますか、しっかりとした対応の中で町として迎え入れる体制を進めていかなければならないと思います。

いずれ会津全体も含めてですが、今後の観光誘客をどのようにするかということは、私たち全体の地域としても大きな今後の非常に重要な事業でございますので、町としてもそのことをまず進めていかなければならないと思います。一方で、それと併せて同時にしっかりとやらなければならないのは、来られた方、そしてまた私たちのこの地域の命を守ること、これをしっかりとやっていかなければならないと思いますので、その感染防止の対策をどのようにする

かということ。これをもっともっと研究しながら、そして私たちのこの地域に合ったやり方というものを研究して、やっていく必要があるだろうと思います。今後それぞれの町村とそれらのことも話し合う機会を当然つくっていきたいと思いますし、あと、それらが共通した認識の中で私たちのところと檜枝岐さんだったり、下郷さんだったり只見町さんだったりして、それぞれ違うというの、よそから見れば同じエリアだと多分そう理解されていると思いますので、その辺はお互いの認識を共通にしながらやっていく必要があるだろうと思っていますので、当然そういう話し合いはしていきたいなと、そのように思っています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 リバティも走っている。首都圏から直接こちらに来られる。まず玄関口は南会津町です。ここの考え方、方針、これからの展開。これによって南会津郡全体にも影響を及ぼすかと思っておりますので、ぜひ町長から声かけしていただいて、そのような機会をつくっていただきたいと思っております。

また、今ほど町長からあった感染拡大を防止するため、健康を守るため、命を守るための方策をどうやってやっていくか。これも大事です。国・県ではお願いというような形でやっておりますが、南会津町はどうなんでしょう。例えば飲食店。我々毎日報道の中で、東京の飲食店などでは同じ向きにしか座らないようにしました。席数をかなり減らしました。そのようなことを伺っております。あとアクリル板を設置しましたというようなことを伺っておりますが、このようなことは、例えば具体的な例で言いますと神奈川県ではチェックリストを作って飲食店にお願いしている。非常に安心・安全をアピールするために神奈川県としてはこうしていますということで、これもお願いではございますが、しっかりそのための補助政策もとりながらやっていらっしゃるといって、一考に付する価値はあるのかなと思っております。

例えばソーシャルディスタンスの確保であるとか、従業員に来客時の保健衛生対策の徹底など、チェックリストがございまして、このような例を参考にしながら事業者をお願いするようなことも、実はこれは自治体の責任ではないか。例えばそのパネルがないのであればしっかり補助、もちろん今は展開されておりますが、さらに強化していく。そのことによって南会津町または先ほどあったように、南会津エリアというのはこれぐらい安心して来られますよというようなことを安心につなげる、来やすい場所になると考えますが、このような取組について町の考えを伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

誘客を図った際に来ていただいて、南会津に来られた方が全然そういった対策がなされていない。この町はどうなっているんだという、かえってマイナス印象になっても困りますので、町といたしましては小規模事業者等活性化事業補助金、こういったものを有効活用していただきながら、そういった感染予防対策を講じていただいたり、または今度誘客キャンペーン等の実施も予定しておりますので、そういったものに向けて感染予防対策の実施について宿泊業者の方々であったり、飲食店の方であったり、そういった受入れ体制の構築について協力を呼びかけたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そのような前衛的な取組が信頼につながると私は思いますので、ぜひ取組を進めていただきたい。また、そのような取組は住民生活にとっても規範となったり、例えばそれが物差しになるのではないかなと考えております。我々地区の行事、普請なんかやってもそうですが、果たしてどこまでやるべきなんだろう。みんな疑問符を頭に抱えながら人との距離をどう取ったらいいのか。どう関わったらいいのか。そういったことを気にしているんだと思います。

しかしながら南会津町は広い面積がありながら、やはり人柄の温かい非常に自然と調和した素晴らしい地域だということから、不信感、不安ではなくて安心感をどうやって創出していくのか。これまでこうやってやってきましたというのが、恐らく安心につながっていくかと思っておりますので、ぜひそういった取組をホームページや広報等でも紹介いただきながら、人が集まることを怖がり過ぎない。適度に対応をして、しっかりお互い信頼感の下に通常の活動、社会経済活動がとれる。また、集落の活動ができるような体制を整えていただきたいと思えます。

続きまして、町の観光の状況について伺いたいと思えます。

先ほど組織と体制については、今後しっかり見直していきたいというようなことでございました。組織と体制について私は疑問なのが、やはり株式会社みなみあいづと町の観光物産協会の在り方でございます。言うまでもなく、みなみあいづに関しましてはスキー場や道の駅など、指定管理者として十分観光資源を活用いただいている。教育旅行などにも取り組んでいただいております。また一方、町の観光物産協会においては観光のPRイベントであったり、町からのアウトソーシング先としてしっかり対応いただいている。現在、委託料といたしまして年間約6,200万円を昨年度は受託されているというようなことで、観光宣伝と誘客、そして地域資源を活用した観光イベント事業ということで展開されています。

しかし果たしてこれが効果的かという点、私はやっぱり合併からまだ浅い南会津町にとって大きな課題だと思っています。それぞれの地域ごとにどうやって戦略をやっていくかということに関して、それぞれの地域ごとに練って全体で示すものですから、どうしてもぼやけてしまう。南会津町はこうです、ぜひ来てください。来てみればいろんな多様な姿がある。こういうのがお客様にとって魅力的なまち、地域なのではないかと考えますが、どうしても組織、こちらがどうもダブっているというように考えております。このことに関して町長の評価はいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

このことは私もずっと感じています。長年の中で観光物産協会が観光関連の事業をやってきたということが1つございます。そして、町に対しての観光誘客といいますか、いろいろ交流人口のこれまでにに対して誘客活動とかをやってきたのが会津リゾートであったり、それからそれぞれのもっと前の夢開発であったり、いろいろあったわけでありまして。さゆりの里とかINAとか、それからみなみやま観光が合併して。やはり何となく同じような事業をやっているがイベントと誘客と別々な組織の中でやってきたという、それは否めないと思います。

そのところをどのようにするかということが今後大きな課題でありますし、そして、ましてやこのような小雪であったり、コロナの感染症がこのような状況で続く中で、結局その課題が浮き彫りになってきたなど特に感じております。そうしたことも含めて、もう一つ、一方では観光物産協会。これらに加盟されている会員の方々の高齢化といいますか、あるいはその状況の大変厳しい中での活動がやはり以前のようなのではないと感じております。いろんな原因があるでしょうけれども、それらをどのように一体化した、一体化がいいかどうかは別にしても、お互いそれぞれの活動をしっかりとフォローし合いながら、そして1つの力として町に観光事業を進められるかということが、今一番求められている部分だろうと思います。

確かに組織、これも大事でありますけれども、一人一人の考え方をもう一度やはりいろいろ聞いてみて、そしてどのようにしたらいいのかということをもとめていくというのが、今は一番問われているものかなと思っています。組織を固めてやる。これも大事ですけれども、組織を構成する人の考え方も時代が変わってきていて、そしてイベント等のやり方も方向性を考えていかないと、いつまでも従来どおりのことをやっても私は決してその事業をやった効果が現れ出ないと、そのようにも考えています。その辺のところを十分検証し、また皆さん方にも協議をしながら、そしていろんな意見をいただいて、一日も早くみんながこの地域の活性化を、

観光、非常に重要な産業でございますので、それらがしっかり常時できるような体制づくり等、考え方の方向性を町としてまとめていけたらなと考えています。

それぞれ4つある4町村が合併した地域であります。私も4町村の特性を生かした地域づくりと、このように申しておりますが、ただ、この観光に関しましては特徴が出過ぎているというか、それぞれの地域で同じような時期に同じようなキャンペーンをしたり、同じようなイベントをしたり、まだまだ続いております。大分整理はされてきましたが、まだそれが続いておりますので、その辺のところもやはり全体として、町としてどうしなければならないのかということ。個人との、それからそういういろいろな関係する団体との協議も必要になって来ると、そのように思います。ある意味ではコロナの感染症対策。このような厳しい状況の中だからこそ、しっかりと根本を見据えながら、将来の観光事業の進め方を検討していく時期に来ているのかなと思います。決してどさくさに紛れて統合しようとかそういう意味じゃなくて、そのような考え方が必要になるだろうと思います。

たまたま株式会社みなみあいづに第三セクターの組織は統合しましたがけれども、これらも含めて今後の町の観光事業の在り方、しっかり町として皆さん方と協議を進め、そして一日も早く南会津、この地域が皆さん方を迎えられるようなしっかりした体制づくりをしていきたいと、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 このコロナ禍にあって、飲食業だったり非常に苦しい事業者の皆さんがいる中で、少雪対策から非常に町の財源を使って対応することが増えています。今後も恐らく出るでしょう。これは我々覚悟しなくてはならない。ただ、いつまでもということには絶対にいかないです。限界はあります。やはり時期を区切る。また期間をしっかり決める。その中でしっかり対応をしながらやっていかななくてはならないと思いますので、ぜひ我々もそういったことを注目していきたいと思いますが、その機関といいますか、じゃ、どこでそういったことを研究したり、今後どうしていくんだということをやっていくんだと。その組織も必要だと思えます。

例えば評価委員会というものがかつてございましたが、現在その活動というのはそんなに、何ていいますか年に1回程度の会合にとどまっているのではないかなと思いますが、その組織体制についてはどうお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今のところ具体的にどの範囲というまで、そこまで具体的なものはありませんが、しかし課題は明確になっておりますので、そうしたことを含めてそれぞれの中で、今まで自分の既得権みたいなものの考え方だけでやれるんじゃないかと、やはりある程度全体を見れるような、そういう人材も必要になるんだろうと思っています。

今後その構成員も含めて当然改革といいますか、これを解消するにはそのようなことが必要であると思っていますので、いずれそのような組織をした中で庁内だけではやり切れませんので、検討はしていますが、やはり課題があるということの認識の中でいますので、そのようなことを検討できるような会を設けたいと、そのように思っています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 分かりました。

その中で今回コロナ対策ということで事業、例えばECサイトを立ち上げる。そして観光誘客、宿泊助成等を行うというようなことで打ち出されています。このことについて伺いたいと思います。

まずECサイト。これについては民間業者もやっている業者がごぞいます。南会津の物産を他の地域にインターネットを経由して商品を販売されている業者がごぞいます。現在でもそういった業者がある中で、また独自でやっていらっしゃる方もいらっしゃる中で、あえてこのサイトを立ち上げて町が行うというようなことなんです、事業者、このECサイトを運営する母体というのはどこになるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

こちらにつきましては補助金を観光物産協会のほうに補助をいたしまして、事業を実施したいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ちなみに1,000万円ぐらい予算が上がっているわけですが、この内訳といいますか、どこにどれぐらいお金をかけるのでしょうか。例えばECサイトを立ち上げるということに莫大なお金がかかるのか。それとも人件費なのか。その詳細について伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

ECサイトの立ち上げ自体につきましては400万円弱です。395万5,000円ほどを見込んでご

ざいます。それ以外に立ち上げて実行段階に移った際に、販売するPRも含めてなんですが、なかなか厳しい状況でありますので、一応幾ら以上購入された方については例えば送料の半額補助といいますか半額で購入できたり、あとは幾ら以上については全額送料無料とか、そういった部分で送料補助的な意味合いで、737万7,000円というようなことで計上してございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 南会津町では、ふるさと納税に関して非常にバリエーションのあるメニューを用意されて、見ると町民の私でさえもこんな商品があったんだ、こんな組合せ面白いなという物がありました。全国の自治体においてはそういったところを利用する。新しく立ち上げるのではなくて、こちらを利用していただくというような考え方があったかと思うんですが、なぜ今ECサイトを立ち上げて、新しいサイトを立ち上げて、そこに来ていただくというのは非常に大変な作業だと思うんです。どんなにSNSが発達しても実際に購入までつながるというのは相当低いというようなことで、各自治体で行ったECサイトについては立ち消えになってしまう、頓挫してしまうケースが多いというふうにも伺っております。なぜふるさと納税とか既存のものを利用するという、可能性等あったかと思うんですけれども、どのような議論で新しい立ち上げにつながったのか伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

私もそうなんですが、年間、今年については今のところ行けておりませんが、毎年かなり東京とか埼玉に出向いて物販のほうを開催しております。その中で例えば物販で買っていただいておいしかったと、また買いたいとなったときに、それをどこで買えるのかとかそういった部分がなかなかなくて、だからそのときの物販のその日一日だけのお付き合いで、継続的な付き合いができないというふうに日々感じておりました。

そういった中で物産販売に行った際に購入していただいた方に、ECサイトの例えばQRコード付きのチラシのようなものを入れさせていただいて、購入して食べてみておいしかったらそこで買えるので、ぜひ購入してくださいとか、あとはふるさと南会津会の方々等にもそうなんですが、こういった時期で町内のそういった商売をやられている方がなかなか厳しい状況にあるので、購入して応援してくださいというような、そういったファンクラブのようなといいますか、そういった体制をこのECサイトをきっかけにつくっていけないかというようなことで、今回こういった構想に至ったところでもあります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 私は、それなら道の駅たじまを運営している第三セクターのほうがふさわしいのではないかと考えています。なぜなら実際にお客さんがあそこにたくさん来られる。そして店外には山菜だったり野菜だったり、そういったものを扱っている。農業を営まれている方との顔もしっかり分かっている、そういった商品についても熟知されている。年間相当の売上げもあるはずですよ。

したがって、窓口を一本化するということであれば、そちらをメインにして、実際に来た人がそのECサイトに来てもらう。面と面がしっかりと、顔と顔を合わせて付き合っている方が交流できるような場にしていくべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

協議の過程において、株式会社みなみあいづと観光物産協会という2つの案、私の中にもございました。その中で、最終的に株式会社みなみあいづではなくて観光物産協会に考えたという、その理由といたしましては、正直、物産販売に対しまして商売をやっている方々から非常に助かっているという意見もあるんですが、その中で言い方が悪いですけども、観光物産協会とか町とかが首都圏に遊びに行っているというような考えをお持ちの方も実際にいらっしゃいます。

そういった部分で、今回こういう困った時期に観光物産協会が一生懸命動いて、例えば売上げとかを少しでも商売の助けになれば、観光物産協会に助けてもらったとか、観光物産協会に対するイメージも変わったり、あとは観光物産協会の会員の方々が減っていったり、増えないような状況にありまして、なかなか運営が厳しいというようなお話も聞かれます。そういったところで各種イベントを実施するにしても、そういった商売をされている方々が、観光物産協会が一生懸命俺たちのためにやってくれたんだから、今度はイベント等で自分たちも協力できることは協力しようというような、そういった体制づくりにもつながるんじゃないかということで、今回はあえて観光物産協会という選択肢を選んだところであります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 議論の中でそのような過程があったこと、そして、認識として観光物産協会を自主的な活動の中でしっかり売り込んでいただいて、お互いさまの関係をつくっていただきたいというような思いがあったということで理解いたしました。

しかしながら、果たしてどうなるかしっかり推移を見守っていきたいと思います。我々とし

でも紹介していきたいと思いますが、ぜひスムーズな運営、そして活発な購買につながるような指導をお願いしたいなと思っております。

続きまして、観光誘客宿泊等助成事業についてございますが、こちらについて県の事業に関しましては非常に好評だと。販売するとすぐに売切れになってしまうというようなことですが、町のこの事業に関しましては5,000泊を対象にしていると。4,000円の補助で2,000円の宿泊費、そして2,000円のお土産代だったりガソリン代の補助というようなことですが、果たしてこれはいつから販売をして、どれぐらい需要があるのか担当課として見ているのか伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

こちらにつきましては、今定例会で承認をいただきましたならば各4地域で今のところ説明会のような、やはり宿泊施設の方々ですとか、クーポンを使えるお店の方々の意見をできるだけ吸い上げて、事業を構築したいというふうに思っているものですから、今、観光物産協会のほうとも協議をしまして、4地区それぞれに説明会のようなものを開催して意見を集約して、先週金曜日に全員協議会でご説明させていただいたようなところは、今、町と観光物産協会の事務局との協議の中で、こういった形で実施したらどうだというようなことで、観光物産協会の各支部の支部長さんとかには打合せに入らせていただいているんですが、なかなか全体の意見集約という形にはなっておりませんので、そういったものを構築して7月中に募集の開始をして、利用につきましては8月1日から11月30日までの予定で募集をしたいというふうに考えております。

ただ、先ほどの質問の中でも答弁がありましたように、やはりコロナの感染拡大が今後、第2波も含めてなんですけど、どのようになっていくのかというのも、なかなか注視しなければならないというふうに思っておりますので、その辺も勘案しながら今後こちらの利用期間の設定等につきまして、再度検討してまいりたいというふうには思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 これから事業設計をさらに加えていく。吸い上げながら組み立てていくということでしたので、これも考える点としては必要な視点ではないかなと思うことが1つございまして、1泊当たり4,000円の補助。ここがインパクトに欠けると思っています。つまり県とか、ほかの自治体を見ていると5,000円以上で5,000円使えますとか、7,000円以上で5,000円使えますとか、そういったことで非常にインパクトがある。そんな中で宿泊費とクーポンということで分かれています。果たしてどれぐらいインパクトがあるのかなと思っておりま

す。

しかしながら、これやってみなければ分からない部分もございますが、私はそのような不安があることから、ぜひ県の事業との併用を可能にさせていただきたいと思います。つまり県の補助事業である宿泊の補助、それにプラスすることができる。7,000円まで補助ができる。さらにクーポンも使える。そうすれば、じゃ、南会津だったらもっとよい、納得した宿泊ができるんじゃないかと、選考の一助になるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきたいと思います。

これに関しては国もやっています。最大2万円。県もやっています。町もやっています。そして町村によってもそれぞれのやり方が違うと思います。その辺も含めた中で、町としてそれは確かに検討に値することだと思いますが、今からそれをやりますとかそういうことじゃなくて、とにかく検討はしてみたいと思います。いろいろな今後、今のところは感染者が出ていないから今このような中で対策といいますか、対応が進んでやっていきたいと考えているわけですが、現実はまだまだ感染者が出る可能性だって十分考えられる中ですので、その辺も含めた中で、今度もしも本当に感染者が発生した場合にどうするんだということになります。

そのときはその現実にあった対応を町としても迅速に、的確に対応しなければならない事態も発生すると、そのようにも思っていますので、今の現状の中での対応ということでご認識させていただきたいと思いますが、今のことも含めて県なり国なりのそこら辺の対応を一緒にできないかとか、その辺も含めて町として検討できるものは検討していきたいと思えます。逆に県から国から町からやったら、旅行に来たら1万円もらっちゃったみたいな、そういうようなこともなりかねないんで、その辺も含めて町としては検討する必要があるだろうと思っています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 当然町としては経済支援の在り方というのは国・県があって、先ほどもありました隙間を埋めるようなものと、そういうことに徹されている。しっかり支援する側に徹されているということで私は評価しています。

しかしながらいろんな人に、ガソリンスタンドにも、そして宿泊業の皆さんにも、お土産の皆様にもと、やっていることによって薄まってしまふのを懸念しております。ぜひ南会津町、安心・安全な自治体ですと、しっかり宿泊業者も対応しています、感染対策しています。そのような状況をつくりながら、そういったインパクトのあることも考えていくということが必要かと思いましたので、質問をさせていただきました。

そんな中コロナ後の観光ということで、やはり対策を行った上でしっかりレジャー対策を私はやっていくべきだと思っております。特に私が期待しているのは、新設されるさゆり荘でございます。なぜかという、やはり新しい施設というのは人気がある。注目される。そこで新しいサービス。コロナ後の観光の在り方を提起するようなことがもし提示できれば、私は南郷地域にとって、そして南会津町の観光にとって大きな材料になる、武器になると思っております。

このような観点から、来年度から新しいさゆり荘が始まるわけですがけれども、私は7月から始まるのであればトマト農業の皆さん、農家の皆さんと一緒に例えばもぎ取りとか、南郷地域のトマトの歴史とかを学べる場所、そして地域の人と触れ合うことができる場所。そんな宿になったらいいんではないかなというふうなことを勝手にイメージしておりますが、現在、南郷支所としてそのような新しい事業、観光のメニューというものを考えていらっしゃるがあれば、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

昨年度に新さゆり荘のソフト面ということで、いろいろと検討を重ねてまいりました。実際にホテル経営で成功なさっている事業者にも入っていただいて、新さゆり荘をどういったふうにしていくのかという検討をしてまいりました。

その中で、地域資源の活用ということも1つご提案いただいております、議員おただしの南郷トマトの収穫体験でありますとか、あるいは南郷地域の資源ということで非常にあの地域は光の害、光害が少ないということで星空をテーマにしたらいかがかというようなこと。あと伊南川ですとか、それからいろんな体験、南郷トマトのIターンの方の奥様が組織するクラブとか、あと南郷の刺し子のクラブとか、あと南山郷人の会というところで木地師の体験など、そういったものをプラン化して、新さゆり荘の指定管理者に提案してはどうかということをおっしゃっております。それからあとコロナということで、ホテルに泊まっていただいてどこにも出ないでゆっくりと過ごす。非日常というものを重要なコンセプトにしてはどうかというようなご提案もいただいております。

そんなことで、いずれにしましても指定管理者との協議ということになりますが、そのようなことで考えてまいりたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 確かにこの新型コロナウイルス感染症はなかなか手ごわい敵なんだろう

うと思います。しかしながら、我々が変容するチャンスでもあると思っています。例えば飲食業の方がテイクアウトを一生懸命やるように、事業変容を行うことによって違うファンの目に留まったり、新しいお客さんが誕生したり、そういった新しい出会いも生まれております。我々はこれを機に少し変容する、考え方を食べる、違うところをしっかりと目指す。こういったことが必要なんだと思います。

我々議員もそうですが、しっかり行政と住民の方が手を携えて進めていけるように、まさに協働のまちづくりが進めていけるように、ここはぜひ町長にリーダーシップをとっていただきながら、そのようないろんな場で生活の在り方、そして事業の在り方、そして持続的に活動できるような観光の在り方というのを考える機会になることを願って、私の一般質問を終了いたします。

○室井嘉吉議長 以上で、9番、大桃英樹議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩にします。

なお、再開時間は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは休憩前に引き続きまして会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯田 哲 議員

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君の登壇を許します。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、通告に従いまして一般質問を開始いたします。よろしく願いいたします。

1、ウェブ会議システムによるテレビ電話を全世帯に配置してはというタイトルで質問させていただきます。

新型コロナ感染防止の対応として、ウェブ会議システム、多人数参加型テレビ電話が脚光を

浴びている。会社等のテレワークではもちろん、学校閉鎖に対応したオンライン授業、病院に定期的な通院ができないため、自宅に在ながらの医者とのオンライン診療も大きな話題となっています。

1、ウェブ会議システムは、スマホの一つのアプリとして、パソコンの一つのテレビ電話機能つき通信ソフト（ウェブ会議システム）を無料でダウンロード、インストールするだけで完成する未来の通信装置です。テレビ電話としては専用装置を新たに購入する必要はありません。町長の認識は。

2、オンライン授業やオンライン診療などができるように本町全世帯に、このウェブ会議システムによるテレビ電話の設置を推進する考えは。

3、6月補正予算の中の高度情報化推進事業費にあるウェブ会議環境整備業務委託料、ウェブ会議環境整備用備品購入についての詳細と、これまでウェブ会議システムを行政運営の中で使ったケースはありますか。

2、商店への賃貸料補助金の対象業種の拡大を。

町の支援の一つである商業等持続化緊急対策事業補助金の賃貸料補助金の対象者は宿泊等、飲食関連という制限があります。新型コロナによる外出自粛で人々が商店街に足を運ばなくなってからの売上げ減少は、全ての商店であったはずですが。宿泊等、飲食関連に限らず賃貸料補助金を全ての業種へ拡大すべきと考えますが。

3、スキー場の冬季雇用者への給料保証の支払い状況は。

3月議会私の一般質問で、町からスキー場の冬季雇用者への給料保証の支払いに関して、町が各スキー場への指定管理料の範囲内で支払いをお願いしていくとのことであった。各スキー場ごとの支払い状況は。

4、小中学校のICT環境整備事業による教育環境充実を。

この6月議会補正予算では、教育振興費の情報通信ネットワーク環境施設整備事業等の予算で、工事管理委託料、工事請負費、備品購入費で、小中学校総額で1億6,949万7,000円が計上されています。

1、この事業の詳細は。

2、この事業で全児童生徒が自分専用の端末を持つこととなります。各家庭のWi-Fi環境の有無という課題はあるものの、オンライン授業実現の可能性は大きくなったと言えます。今後それを実施する考えは。

3、備品購入におけるメーカー選定、機種選定、業者選定などの入札等、その選定理由とそ

の経緯は。

4、運用を開始した後、故障を含めたトラブルに対応して明確な保証に関する文書はありますか。

5、校内LAN設備及び端末等のWi-Fi環境における年間通信料と端末を含めた設備全体の年間保守管理費は。

6、新型コロナによる休業により授業日数不足や授業の遅れを取り戻すための夏休みの短縮など、生徒児童の教育環境の急激な変化が生徒児童の心へのマイナス影響が心配されます。このICT環境整備による効果的な授業の実施により授業の遅れを早期に取り戻すために大いに効果があると期待しますが、教育長の考えは。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ウェブ会議システムによるテレビ電話の全世帯への設置に関する1点目。

ウェブ会議システムの通信ソフトの認識についてのおたただしではありますが、現在、既に無料のアプリケーションであるZOOM等の通信ソフトを活用して、そして外部との会議や業務打合せ等をウェブ会議で行っているところであります。

次に、2点目であります。

オンライン授業、オンライン診療ができるように、全世帯にテレビ電話を設置する考えについてのおたただしではありますが、オンライン授業の取組につきましては、現在臨時休業等の緊急時においてもICTを活用し、全ての子供たちの学びを保障できる環境整備を進めるため、小中学校の児童生徒に、一人1台のタブレット端末の整備を計画しているところであります。

また、オンライン診療の取組につきましては、町内の医療機関のオンライン診療を推進するため、導入費用の支援を行うほか、子育て世帯を中心に、24時間365日全12科目の専門医によるオンライン医療相談ができる環境整備の構築を目指しているところであります。スマートフォンやタブレット端末、パソコンからのテレビ電話の相談以外にも、スマートフォンからのチャット機能を利用した相談にも対応する計画と、そのようになっております。今後もオンラインを活用した取組を積極的に推進していきたいと思っております。

次に、3点目ではありますが、ウェブ会議環境整備事業の詳細とウェブ会議システムの使用実績についてのおたただしではありますが、ウェブ会議環境整備業務委託料の内容は、各総合支所3か所に町民のインターネット利用や職員がウェブ会議で利用できる公衆無線LANの整備費と、御蔵入交流館と本庁をつなぐテレビ会議システムの整備を行うものであります。

次に、ウェブ会議環境整備用備品購入費の内訳であります。多人数のウェブ会議にも対応できる機能を備えたウェブ会議用パソコン2台、ウェブカメラ、スピーカーを購入するための事業となっております。

ウェブ会議システムの利用状況につきましては、先般も知事との意見交換や広域連携の八十里越に関する会議のほか、外部との業務打合せなどを行っておりまして、活用も実績も有しております。なかなか慣れないものですからやりにくいですが、慣れるしかないと思っております。いずれにしても、現在補助的な活用の段階であると、そのようにも考えておりますが、経験を重ねるにつれまして改善が加えられれば活用の範囲も広げられるし、また、利便性も、もっともっと高められるものと、そのように考えております。

次に、町の新型コロナウイルス感染症対策支援の一つである商業等持続化緊急対策事業の賃貸料補助金を宿泊など、飲食関連に限らず全ての業種へ拡大すべきとのおたただしであります。町では、昨年10月の豪雨災害から始まりまして記録的な少雪、さらには新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、経営が二重三重苦となっている方々を早急に何とかしなければならぬと考への下、宿泊業、飲食業、飲食料品の卸、小売業、洗濯業、燃料小売業、一般乗用旅客自動車運送業に限定した店舗等の賃貸料補助金制度を創設したところであります。

なお、議員おただしのよう、外出自粛等の影響により、様々な業種において売上げが減少している状況にあることから、町では本定例会に提案させていただきました用途を限定しない応援給付金の支給をすることで事業者の方々の負担軽減を図ろうと、そのように考えたところでもあります。

なお、先週金曜日に成立した国の令和2年第2次補正予算においても、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした自粛要請等により、売上げが大きく減少した業者の事業継続を支えるため、地代や家賃の負担軽減を目的とした家賃支援給付金の支給が盛り込まれたところであります。

町といたしましても、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の到来も危惧されていることから、今後の感染者の状況や、国の家賃支援給付金の支給要件等も勘案しながら、支援を受けられない事業者の方々がいる場合には、要綱の改正等も含めた支援について検討してまいりたいと思っております。

この新型コロナウイルス感染症の今の状況を見ますれば、まだまだどのように収束していくのか分からない、どのように展開していくのか分からないような状況でございますので、その状況に応じた対応が当然必要になってくるわけでありまして、国・県も対応しておりますけれども、

また地域独特の課題もあると、そのようにも思っていますので、それらに対しては町がしっかりと対応するというような考え方の下に今後対応していきたい、そのためには、情報の収集であったりいろんなこともございますけれども、しっかりと対応していけるように、町として努力していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、各スキー場の冬季雇用者への給料保証の支払い状況はとのおただしであります。12日開催の全員協議会においても説明させていただきましたとおり、町では、5月12日から14日までの間に、本庁及び各総合支所の担当職員が各スキー場における収支計算書等の内容確認を行いまして、指定管理料の精算を行ったところであります。

その際に確認した冬季雇用者に対する休業手当の支払い状況につきましては、だいくらスキー場が、対象者2人に対しまして、合計25万8,000円、高畑スキー場が、対象者27人に対しまして、合計43万円、南郷スキー場が、対象者41人に対しまして、合計532万1,000円となり、合計70人に対して、総額600万9,000円の支払いを確認しているところであります。

なお、たかつえスキー場につきましては、平均賃金の60%を下回る冬季雇用者がいなかったため、休業手当の支払いはありませんでした。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは小中学校のICT環境整備による教育環境充実をに関する質問にお答えいたします。

まず、1点目、この事業の詳細はとのおただしであります。国では、子供たち一人一人の個性に合わせた教育の実現や教員の働き方改革、また、今回のような学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用による全ての子供たちの学びを保障できる環境づくりを実現するためGIGAスクール構想を進めております。

GIGAスクール構想の学びの保障には、目的を達するために四つのメニューが上げられております。

一つは、児童生徒の端末整備支援です。二つ目は、学校ネットワーク環境の全校整備です。三つ目は、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備です。そして四つ目は、GIGAスクールサポーターの配置となっております。

新型コロナウイルス感染症のため、これらの整備事業が前倒しとなり国での予算化が早まったことにより、本町においては、今年度内に全ての児童生徒へ端末を導入する予定であります。

なお、台数ですけれども、児童生徒用として631台、教員用として159台を予定しております。

また、小学校7校、中学校4校の全ての校内LANの整備を予定しております。普通教室68、特別教室ほか34、合計で102のアクセスポイントの配置を予定しております。

次に、2点目、この事業で全児童生徒が自分専用の端末を持つこととなります。各家庭のWi-Fi環境の有無という課題はあるものの、オンライン授業実現の可能性は大きくなったと言えるが、今後それを実施する考えはとのおただしであります。オンライン授業の実現の可能性は確かに広がると思いますが、現状といたしましては、議員おただしのとおり、各家庭のインターネット環境の違いにより、全ての家庭でのオンライン事業実現は現時点では難しいかなというふうに考えております。

ただ、今回のような長期間にわたる臨時休業等により、家庭での遠隔授業についての必要性は大変高まっているなど感じておりますので、学校におけるネットワーク環境のハード面の整備と併せて、家庭においても一人1台の端末を有効活用できるよう、今後検討してまいりたいと思います。

次に、3点目、備品購入におけるメーカー選定、機種選定、業者選定などの入札と、その選定理由とその経緯はとのおただしであります。現段階では、町の学習者用コンピューター仕様書の策定に向け、各販売業者等からご提案を頂戴して検討しているところです。

補助対象事業となるOSにつきましては、ウインドウズのほかグーグル・iPadのOS端末のいずれかが条件となっております。

次に、4点目、運用を開始した後、故障を含めたトラブルの対応について、明確な保証に関する文章はありますかとのおただしであります。故障を含めたトラブル対応や保証につきましては、今後の機種の選定等の中で検討してまいりたいと考えております。

なお、この事業が通りますと児童生徒一人一人が端末を手にするようになりますので、この機会を捉えて、児童生徒には、町の財産である情報機器を大切に扱うよう、心の教育とともに教育大綱に掲げる思いやりのある心や、自ら学ぶ人を育む心の一層の育成を目指してまいりたいと考えております。

次に、5点目、校内LAN整備及び端末等のWi-Fi環境における年間通信料と、端末を含めた設備全体の年間保守管理費はとのおただしであります。通信料はNTTの専用回線11校分11本、セキュリティソフトを含み月額33万円程度、端末の保守は買取りによる整備、予備の配置としており、保守料の支払いは予定しておりません。

また、端末の充電に係る電力消費量の増加が見込まれますが、1台15ワット程度と想定して

おり、50台で月額約1万円の増加を予定しております。

次に、6点目、新型コロナウイルスによる休校により授業日数不足や授業の遅れなど、それを取り戻すための夏休みの短縮など、児童生徒の教育環境の急激な変化が児童生徒への心のマイナス影響が心配されます。このICT環境整備による効果的な授業の実施により、授業の遅れを早期に取り戻すため大いに効果があると期待しますが、教育長の考えはとのおただしであります。今回の新型コロナウイルスによる授業の遅れにつきましては、夏季休業の短縮により授業時数の確保などによる対応を予定しておりますが、学校によってはそれ以外に、授業1コマの学習時間の短縮や授業コマ数の増加等による学習への遅れの対応も検討されております。

そのような場合におきまして、ICT機器の利点であるプレゼンテーションやシミュレーション等により、児童生徒の関心・意欲を高めることで、短時間で学習の定着が図れることが期待できると思います。

現在町では、各学級に電子黒板が設置されているなど、ある程度のICT環境の整備がされており、これらを有効に活用されておりますので、今後もこれらの環境を十分に生かした指導の充実を図ることで、授業の遅れに対する対応が可能であると考えております。

また、今後、一人1台のタブレット等の整備が進めば、自主学習など児童生徒自身で学習を進めたり、意見の集約や情報収集の時間が短くなったりなど、学習時間の短縮等が図られることが期待できると思います。

各家庭のICT環境の整備につきましては、全家庭でWi-Fi環境が整備された場合は、今回のような緊急事態においては、学習の遅れへの対応だけでなく、児童生徒の心のケアの面からも有効に活用できるものと考えておりますので、今後もよりよい活用について検討を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 それでは再問させていただきます。

1番のことについて再問させていただきます。タイトル図で見ますと、またテレビ電話を全世帯になんて言葉を聞くと、またお金がかかったり防災無線のような形のイメージを皆さん持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、この質問の中で読み上げましたとおり通信装置の一つではありますけれども、スマホに入れたり、私もZOOMを使って、3月議会のときにちょうどテレ授業という言葉を使ったので、何かテレビ授業と勘違いされたら心外なんですけ

れども、あれは実はオンライン授業のことの表現で言ったつもりなのですが、その後ZOOMのほうも研究したりして、今から13年ぐらいのパソコンに入れたり、中古で7,000円ぐらいの、6、7年前ぐらいの型かな、それもウェブカメラのカメラがついていますのでそれに入れたりして、昔使っていたスマホなんかも引っ張り出して全部入れてやりました。7、8台サポートで自分でやってみましたけれども全部普通に動きました。どうしてなぜこれを引用したかというところ、お金がかかるというイメージを皆さんお持ちなので、ぜひこの分では、今後オンライン診療も先ほど町のほうでは進めているという話、子育て世帯向けにもうスタートするような話をしていましたのでごく期待していますけれども、そういう意味では、子育て世帯の対象が、高齢者の方が薬をもらいに今日行くんだけれども、オンラインで先生の顔見ながら、今日元気かいという形で受けられるようなことをイメージしてこのウェブ会議システム、つまりテレビ電話ですね、通称はテレビ電話ですけれども、それで先生の顔を見ながら話せたり診療を受けることができれば、この町の元気の一つの要素になるんじゃないかと思って質問させていただきました。

先ほど町長の答弁の中で、ちょっと順序あちこち不同しますけれども、知事との会談から八十里越のどンドンやってちょっと慣れないと言いましたけれども、それに関しては、今後職員のほうもその部分で言えば、このウェブ会議自体は割と日常茶飯事になりつつあると思うんですが、その辺の認識はどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 ウェブ会議の利用とその認識はという質問でございますが、議員おただしのようなウェブ会議につきましては、このコロナの状況が始まった4月中旬から既に実施をしております。4月28日に、総合政策課の記録によりますと1回目を行っております、6月11日まで、1か月半ぐらいで約30回の会議を開いております。会議室が庁議室を使っておりますので、庁議室の使用状況を見ても、総合政策課で把握していない分を含めても、月に12日から半分ぐらいは会議室をウェブ会議のために使っているということで、このコロナの状況もあると思うんですが、現実にはそのような形で、かなりの数で稼働しているという状況でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今日は、この視聴の分では各世帯、6,000世帯ちょっとある世帯の中では、みんなにつけた中にはもちろんこういうものに対してはアレルギー、いろいろある方あると思うんですが、私はここで強調したいのは、僕の友人の中で高齢で90歳前後、80

歳だったりするんですけれども、話し相手に来ないで散歩に来るんですけれども、足悪い中来るものだから、パソコン1台お持ちなんですね、その方は、ワープロで使っていましたので、そこにZOOMを入れてあげて、段取りをして、話しながらみんな映っているねなんて手を振りながらやった経緯もあります。実証実験というか、要するに独り暮らしの方が、実際は隣の人とももしかしたら足悪くて行けないかもしれないんだけど、これを入れることで井戸端会議のいつもの3人と、吹雪の日もしゃべれないわけですよ。でも吹雪であっても話せたり、ネット飲み会とかオンライン飲み会なんて話題になっていますけれども、オンラインお茶会でもできるわけですから、これに関しては、ぜひ、推進ということですね、スマホをお持ちであったり、新たに導入しなくても。ただ、ない方には、何かタブレットなり、何かぜひ町のほうの中の、推進ですね、テレビ電話を推進するというような意味で、買ってあげるとかじゃなくてスマホは既にお持ちの方皆さんいらっしゃいますので、スマホにアプリを入れたら、その日じゃなくてそのときから使えるわけですから、ぜひ、その意味では僕は有効だと思いました。

もう一つ遡って言わせてもらいますけれども、学校の言い分で、生徒たちのオンライン授業について3月に言わせていただいたんですけど、議会もそうだろう、これ動いているからね、3月議会もやりましたし、6月議会もこの程度でちゃんとやっているというのが、もっとこれが深刻であるならば、もしかしてオンラインでやるような実情になっていたかもしれないと思いますが、だからそういう意味では、これは今のところ幸いにもこういう状況ですけれども、場合によっては新型コロナによって深刻になる状況の中で、こういうようなことが一つ追い風となって、これが普及することを私は願っています。

この部分では、先ほどオンライン診療について町長の答弁の中にありましたけれども、これについて、詳しくは500組という数字言っていましたけれども、これをどんどん拡大して、高齢者に対してもそのオンライン診療ですか、そういう考えはどうなんでしょう。いずれ、流れですからね。それについてどういう考えをお持ちなのかお聞かせください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

町で、今予定をしておりますオンライン関係の診療関係、医療関係の事業は2つございます。まず1つが、オンライン診療服薬指導推進事業というもの、もう一つが、オンラインで医療相談を受けられるというものでございます。議員今おっしゃいました500人程度というお話ありましたが、そちらについてはオンライン医療相談のほうでございまして、子育て世代を中心に、働く世代も含めて対応できればというふうに思っております。もう片方、先に申し上げ

ましたオンライン診療服薬指導につきましては、町内の医療機関、そして薬局、さらにはタクシー事業者、そういったところも巻き込んで、電話もしくはスマホで診療を受けて服薬指導も電話等で受けて、タクシーもしくは宅配便で薬が届く、そういったものを推進していきたい、そういった事業でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 子育て世帯に対するのと分けて、今服薬指導とか含めて言いましたけれども、その対象者というのは、ましてや薬が届くような話も今しましたけれども、よく今話題のものですよね。これも目の前で今始まろうとしているように感じましたけれども、これも対象者自体は別に服薬されている方のほうは割と高齢者だったり、足のない方でタクシーなんて話も今されたのですけれども、その辺はもうちょっと具体的に対象者自体はどんな対象者ですか、もちろんスマホの持っている人いろいろあるんですが、その辺の具体的な部分を教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

オンライン診療服薬指導につきましては、対象者、特に高齢者と絞っているわけではございませんけれども、想定しておりますのは高齢者というふうに考えております。今回この新型コロナの影響によりまして、外出をできるだけ自粛してほしいという要請を全国民にしているわけでございますけれども、その中で、特に高齢者の方につきましては、弱者でございまして、いろいろな病気をお持ちだったり、そうしますと、感染の危険性が高いということもありますので、そういった高齢者の方々を中心に、この対象にしていきたいとは考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 そこで気がついたのが、要するにそれぞれの差ですよね。スマホを持っている高齢者の人がいるかいないか。僕が先ほど言って引用したものは、その方はパソコンを持っていてネット環境はないです。僕のポケットルーターを持って行ってそれをずっと置けばなしなのでそれでつながりますけれども、様々な今後ハードルあると思うんで、ぜひ、そういうもののサポートというか、簡単ですし、Wi-Fi環境は多分お金かかるんですけれども、少し、その辺は月々今2,800円、800円からその無線Wi-Fiというかな、各スマホメーカーで出していますから、そういう具体的な、私もやりたいんだけど、私も誰々さんとお茶会でも、テレビ会議ですから5、6人で話せるわけですよ、テレビ見ながら。これは面白いです、本当にユニークです。その中で、今のも含めて応用できますので、それを今できてい

るんですけれども、それをぜひ広める広報手段というか、方法、ちょっと考えているところがあれば教えていただきたいんですが。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、この事業を推進していくに当たりましては、まず高齢者の方が、利用される方が、そういった通信機器を準備していただくということがまず基本になります。今回この事業を計画するに当たりましては、その部分を、一旦ちょっと段階を踏むという意味で置いておいてといいますか、まずは電話で、電話の相談から始めて、さらに医療機関のほうにもそういった通信機器を整備していただいて、さらには、次の段階として高齢者の方にも通信機器もお持ちになれるような、そういった段階を踏みたいなというふうに感じております。

1つとしましては、電話でできるわけなんですけど、さらにスマートフォンを利用してもできるようにしたいというふうに考えております。そうしますと、スマートフォンについては、高齢者の方でもお持ちの方もいらっしゃいますので、そういったところで通信環境も機器も整っている方もいらっしゃいますので、そちらのほうの方を推進していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから少しかいつまんで答弁させていただきたいと思います。

今回の健康福祉課が中心になってやっていますオンライン診療、それから服薬提供ということで、こちらは、コロナ関係でいきなり医療機関に飛び込んでしまっただけで感染拡大がする、医療崩壊を起こすというのが一番の心配事項でございました。開業医の方とも相談したところ、それが心配なので何らかの手だてをということでございましたので、それが手始めとしてこの事業を段階的に導入したいというのがその事業のスタートでございます。

今議員が言われているW i - F iの部分については、担当で言うと総合政策課の広報情報係になってまいりますが、そこは分けて議論された方がよろしいのかと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 このことばかり言っているとずっと平行線というかいろいろ言っていますけれども。ただ、今日は本当はオンライン授業のほうが目の前で、オンライン診療という部分に関してはもっと遠いことかと思ったんですが、本会議予算書の中にもオンライン診療についての予算が上がっていたりしたので、今副町長言われたみたいに、新型コロナが加速するのかな、オンライン授業もそうだし、オンライン診療にも、本当はこのままコロナがなかったら5、6年先の世界なのかもしれないんですが、今回コロナによって病院にすぐに行けな

ったような状況があるので、その意味では、ここで、この目の前に対処してオンライン診療が受けられる体制ができているという、それに準備も始まっていることが僕としてはこの質問した部分ではすごくうれしくて、両方とも、後のほうで教育長のオンライン授業についてはまた質問しますが、ぜひ、Wi-Fi環境とか、総合政策課でやっている通信環境に関しては、確かに課は違うかもしれませんが、町では既にスタートしているということで僕は認識していますし、その環境なりいろんなハードルありますけれども、ぜひ推進する形、あるいは住民に対してこんなに簡単にできるんだよということをぜひサポートで教えてあげたいなと僕思います。ちなみに言いますが、ウインドウズ7の今から8年ぐらいのパソコンに全部動きます。これも確認しました。サポートは既に終わっていますけれども、この部分で言えば、本当にみんなはお金があるから新しく今回2台買って、ウェブ用に専用のパソコン買ったというような報告、先ほどありましたけれども、考えてみれば、僕が7,000円か5,000円で買っているパソコンにウェブカメラはないのは、ウェブカメラは2,000円以内で使えますので、それで実際使えます、普通にしゃべれました。何せ言葉と映像が伝わればいいわけですから、そういう意味では、ぜひお金を新たにどっとかけるものではありませんので、すごく身近なものなのでぜひ推進してほしいなと思います。

それでは、2番の商店への賃貸料補助金について、先ほど町長答弁の中では様々な国の施策もある、作成書のこともありますので、その中で、ここに限らず売上げの減少に対するサポートというか、県から補助金とかありますけれども、この実は19日ですかね、5月19日、議会からの2回目のコロナ対策の要望のときに町の対策でこぼれていると、つまり対象外の人たちに対して対象該当しない人たちの事業所をサポートできないかということで、議会から要望の中で言ったので、その中で対象外だったのでこの質問させていただきました。実際は県や国の中で、対象者をサポートするものが実際含むので、ここに限って、町の中に求めて僕はこう質問したので、県や国の休業要請、営業実績売上げ減少した人はそちらも使えますのであまり強調はしていなかったんですが、この町の部分に関して、ほかのあれで対応できるような印象で聞いたんで、それも確かに当たっていると思うんですけども、町のこの部分の拡大に関しては、拡大の考えはないということでもよろしいですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いずれにしても、最初の少雪から去年の台風もございまして、ずっとこのような災害であったりいろいろな事象の中で、大変厳しい経済状況といえますか、危機的な状況が続

いております。そういう中で、対象が明確な場合はある程度対象も絞ることができるんですが、コロナ関係については、その最初になったときとどんどん推移していく中で、影響の出方がそれぞれ違ってきています。今後またどのようになってくるのかということ、想定できない部分もあるかと思います。そうしたことも含めまして、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、またどんなことが出てくるか分からない、そういう中で、やはりこれには町として想定外のことも出てくると思います。そういう覚悟でいます。ですから、それも含めて、当面の、今現時点での対策としていろいろ計画をさせていただきました。先日も協議会の中では19事業ということで説明させていただきましたけれども、これらから、これらを当てはまらないような状況も当然あると思いますし、今回もそのような1つの例だと思いますから、そのようなことを含めて、今後の推移を見ながら、町としてしっかりと対応していくことが大切だと、そのように考えておりますので、これからいろいろ情報を集めてやっていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 新型コロナが進む中で、様々なサポートというか補助だったりいろいろありますので、そういう中で対応していくということで、了解いたしました。

じゃ、3の部分についての各スキー場の保証料について、先ほど、だいくらのほうが2人で25万8,000円、この辺ちょっと意外だったんですけども、この2人、もっと従業員はいたような気がするんですけども、これがすごく少なかったイメージ、南郷はもちろん少雪だったのですごく雇用でいっぱい抱えていた形、41人で532万1,000円というのは理解できますけれども、この数字、高畑27人で43万円というのは、かなり一人割りすると本当1、2万円、もっと少ないのかもしれないですね。これ1つ確認なんですけれども、だいくらで2名で25万8,000円というのと、すごく、あれほど従業員、だいくら結構まあまあ大きいスキー場なんですけれども、これは、実際計算するとこんな感じ、詳細聞いてもしょうがないね2人にこの金額なんですから。これでよろしいんでしょうか。もっといかなかったかなというふうに素人から考えるとと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

だいくらスキー場の分につきましては、駐車場等の除雪をされるオペレーターの方の2名分ということでございます。今議員おただしのように、だいくらスキー場にはほかにも冬季雇用されている方たくさんいらっしゃるんですが、私事務検査に行った際に確認しましたところ、

基本的には、平均賃金の6割に満たない方に休業手当を出すという方針で会社としてはいるんですけれども、ローテーションを組む中で、働きたいかどうかという確認をした際に、人手が足りないから、例えば手伝ってほしいと言われて手伝いに来ていらっしゃるような方につきましては、そういうことであれば、私は、例えばお父さんお母さんの介護ですとか、農業のそういった準備とかもあるので、働かなくてもいいよといった方については休んでいただいて、やっぱり生活もあるので働きたいという方については、そういった方々をローテーションで出勤を組んで、何とか6割以上になるように働いたというふうなこともありまして、対象があくまで2名だったという結論でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今、商工観光課長が言われた部分は理解しました。ローテーションでそれぞれ均等にお金が入るようにやった部分もあれば、中にはそうやって意思を確認したならば、自分のうちのことがあるから要らないということはないんですけども、大丈夫だということですね。分かりました。じゃ、これに関してはちょっとこの部分の分では数字も具体的に示していただきましたので、了解いたしました。

それでは、4番の小中学校のICTについて、これもタイトルとしては充実をじゃなかったんですね、本当は。充実して、その先活用とか、大いにこの有効利用をぜひしてほしいなと思って質問させていただきました。毎回のことで申し訳ないです。

この部分で言うと、先ほど教育長の話だと、台数もちろんだし一人1台の部分、オンライン授業に関しては、国のほうで3番目としてこういう緊急事態に授業ができない場合にオンライン授業をうたっている項目に上がりながら、割と先のような形でちょっと答弁内容が聞こえたんですけども、これって、環境が整ってからとかと言いますけれども、その辺はちょっと本当は今回前倒しでやるという理由自体は、前倒しでオンラインもできなきゃならないという、ならないと思います、僕は。これだけお金を投資しているわけですから。これに関しては、そのスタンスというか、授業に関してもっと積極的に夏頃から試したいとか夏休みにちょっと試験してみたりとか、そういう考えはないんでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それではお答えいたしたいと思います。

オンラインにつきましては、先ほど私答弁しましたとおり各家庭での環境状況が異なると、それに対して、どのような形で補助を出していくかなということを今後検討していく必要があるかなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕もそう思いました。要するに家庭環境が整っていないからという言葉は割と多いみたいですね。アンケートすると何パーセントやらないか、実際調べてからやりますという話あったんで、ある記事を見ましたらこんなこと書いてあります。ふざけた話だと思われるかもしれませんが、そうでもないんですよ。つまり、逃げ切れたと思った人がいたという言葉の記事を見たんです。つまり、コロナでオンライン授業がやらずに済んだな、ほっとしたな、ラッキーだよ、確かに、やらずに済んだ。顔見ながら学校で授業ができる、これはいいことだったと思うんだけど、実際これほど町が危機感で、国が危機的にGIGA構想を前倒して2023年を2020年中、もうお金出して昨日のニュース、西会津町中学校全生徒にPC配布、どこどこメーカー、この何とかのソフト、授業ソフトを導入、いじっているシーンの写真載りで民友さんに載りましたけれども、片やすごく何でしょうどんな感じか知らないですが、学校数も、児童、中学生の生徒数も少ないと思うんだけど、ちょっとゆっくりのよう感じて、それはちょっと僕の勘違いかもしれないんですが、そういう意味では、何か、片やオンライン授業をしている風景を西会津町では載せながら、この町は、実際、じゃ、この1億6,000万円ほどもかけて実際駆動するのはどうなんだろうね、いつ頃になるんでしょうか。まず授業に含めても、どんなスケジュールというか、再来年になるなんて言わないとは思いますが、その辺はどうなんですか。国から予算来ていますよ。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

今回、予算のほう1億6,000万円ということで上げさせていただきました。内容につきましては、質問にあったとおり委託料、あとは工事請負費等々でございますけれども、流れ的には、基本的に委託料ということは上げておりますけれども、内容的には、国から示されている4つの仕様がございまして、まずその仕様書に基づいて設計のほうを進めるというような内容になっております。その4つの設計の内容でございますけれども、まずは、校内LANの構築、2つ目に、あと学習用コンピューターの仕様ということで、一人1台用の端末の要は仕様、これも国のほうで示されております。さらに、充電保管庫というものの、当然タブレットですので充電しなくてはいけないという部分がございまして、その保管庫の仕様、あとはクラウド環境等の構築業務の仕様と、この4つの仕様を定めてから正式に工事のほうの発注、あとはその端末の購入というような流れになっております。

具体的な日程といえますか、それで申し上げますと、これからその委託として仕様書に基づいて設計をし、それが出来上がるのが大体9月上旬等々予定しております。それ以降、10月以降に入札をし、正式には冬休みの間において無線LANの工事をし、最終的には3月末までには終了したいというふうには考えてございます。端末の購入も含めて3月の末というようなことで考えてはいるところなんですけれども、端末については、町だけではなくて全国的一斉に調達しなくてはいけないという部分もございまして、今現在業者の方にも確認はしておるんですが、現段階で発注すれば、何とか年度末に間に合うのではないかなというような答えというようにをいただいております。ただ、まだこれから発注というようになりますので、さらに発注以降の話になるというようなことですので、3月末まで、今の段階で発注すれば3月末、これ以降当然後になればまたさらに遅れるというような状況になってしまうというように内容の確認しているところです。

以上です。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからちょっと予算措置の面も含めて答弁をさせていただきたいと思います。

このGIGAスクール構想は、今回のコロナの前から国のほうでは事業のメニュー化として出しておりました。複数年で実施してくださいということだったんですが、今回コロナ感染症の関係で、前倒しで今年度中に実施してくださいということになったものですから、町としては、6月補正予算に計上して、ハード面、インフラ面の整備をするという事業を挙げたわけでございます。当町と同じように、ほかの市町村でも6月議会での予算計上というのは非常に多いというふうに認識しております。

一方、西会津町の事例を出されましたが、西会津町については、既にもうインターネット環境が整っているというところから、ちょうどタイミング的にはよかったのかなと。議員おただしのように、南会津町の場合、個々の家庭のインターネット環境は個々の家庭のセッティングになっておりますので、すぐにオンライン授業ができるかという、もう少々やっばり調整の余地があるというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今さらですねと思います。いいですよ、6月議会皆さんほかもそうでしたね。西会津町なんか今無線LANの環境既になっているというんですけれども、ただ、今までのPC導入とか、例えばXPが終わるので次になった時代と質問させていただいて

きた流れ来ると、必ずどこかで大型サーバーがあってそこにどうのこうのという、今回スケジュールには多分委託していると思うので、そういう意味では、結局こういうのやりたいと言うとそこに関してまた、実はこのネットワーク部分をちょっと見させていただきました。今回町でやる部分の文教のほうからちょっと資料としていただいたんですけども、これは、みんなに配ったみたいですけども。そのネットワークの構想の中で、なぜこの部分を引用して言わせていただくというと、ほかはW i - F i 環境と今副町長さん言いました。W i - F i 環境ならどこかのスキー場ね、だいくらもフリースポットの普通に、ステーションプラザもそうですし、各病院等なんかもフリーになっていますけれども、そういうイメージで単純に学校の教室全部、フリーじゃなくてもできるというイメージだったんですけども、何かこの構想図を見ると、そのフリーとかではなくてやっぱり前と同じような感じ、ネットワーク組まれている組まれている、パソコンは今言った充電室に保管しながら、必要なときにさあみんな持っていきなさいよというようなイメージでちょっと聞こえちゃいました。西会津は貸出しまでするという、貸出しという言葉、結構ほかの自治体も貸出しまでしますという言葉で言っています。そのスタンス自体は、P Cがいずれ3月になるかもしれないこの町で、その辺なんかはずっと先の話のように感じますけれども、W i - F i 環境、例えば一つ具体的な質問させていただければ、このW i - F i、事業参観、研究発表、ほかから来ました、すぐアクセスできますか。このシステム、どうでしょう、皆来てどうなんですか。このW i - F i 環境ですね。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それではお答えしたいと思います。

今回W i - F i の構築と各一人一人に端末1台の貸出しということで計画しております。貸出しといっても、貸出しはするんですけども個人のものではないと、あくまでもやっぱり学校の備品を個人に貸し与えるということで、やはり管理はしっかりと学校が行うというのがすべかなというふうに考えております。家庭にそれを持ち帰るような環境が今度構築されれば、今度子供がしっかりと1台1台管理するということになると思うんですが、学校に置いてだけ活用となりますと、そのような管理の仕方になるのかなというふうに思っています。あと、W i - F i は構築されますので、校内においてはタブレットを使って、どこでもアクセスできるころでは活用できるよというふうになる予定でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕はこう思いました。その準備もあるし、この町は1,000人近く児童生徒いますので、そう簡単でもない、学校の教室数もすごい数ですから、その環境にするに

は大分先になるのも分かったし、中身を考えると9月入札云々どうのこう来年の春にはと云います。いいですか、聞いてくださいよ。西会津はもう既に、この記事を見ると、中学生がもう導入しました。パソコンデジタル教材「すらら」という教材ですね。これは多分見ながら、酸素の消耗だろうが、僕理科なんで、静電気の何とかのいわれがどうの、稲妻がどうのというのを、教材を先生との授業じゃなくて、今度「すらら」というのを立ち上げて、そのタブレットを。この場合PCでしょうけれども、それでやって、先生の授業受けなくてもその静電気なら静電気の性格を知るということを、先生に教わらなくてもできちゃう。それをもう既に彼らは今授業でやって、うちに帰ってね、貸出しもできますよ。それで見て先生に習わなくたって静電気の何たるかを知れるという状況を持っている生徒と、3月までかかりますよ、LAN環境で1年後ですよという部分では、僕はすごくはらはら、すごく残念。先ほど学ぶ保障ということを行いました。学びたい子供だっている、それに対してPCで学んで、それで刺激で発明者になる、発見者、科学者になるかもしれない人間だっているのに、1年越しにそのPCを手にするというのは、すごく僕は残念。何でもっと、そんなに業者に振って、交渉して、入札が9月で発注してLANが何とか。もう予算が出たらもう来月から無線LANは公共のライフラインと同じですから、Wi-Fi環境つくってしまえばいいわけで、NTTに言えば2、3百万円、ワンユニットかかるかもしれないけれども、そういう意味では、すごく1年越しというのはすごくまずいはらはらどきどきの答えですよ、PCがそこで動くかどうか、それどうですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 教育長に対しての質問かもしれませんが、全体に関わることもあるかなと思いますので、私から答弁させていただきたいと思います。

いろいろ事業を進める中で、それぞれのレベルの方がいらっしゃいます。行政はどこをレベルに考えるかと言えば、やっぱりそれはできるだけ早く、そしてしっかり対応するということが責務ではありますけれども、やっぱりしっかり準備をして、そして、皆さんが安心して使える環境、利用できる環境を整えるということをまず一番に考えなければならないと、私はそう思っています。ですから、利用できる人だけ先利用させて、後の人は後からまた対応しますということは行政としては考えにくい。確かにそういう人たちを先に先行していただいて指導いただくということは大事ですけども、でもやっぱりそこをある程度基本に考えていかないと、やっぱりまずいのかなと私は思います。この事業も、町はもうちょっと段階を追って正直やろうと思っていました。ですけども、国のほうのコロナ感染症対策の中でも、国のほうの指導

も実際あったことも確かです。そうした中で、我々のところが、西会津町さんみたいに、ある程度の一定のレベルまで準備が進んでいたところであればすぐできるんでしょうけれども、我々は、また基から積み重ねていかなければならない状況もある施設もあるわけでありまして、ですからそういうことも踏まえた中で、どここの学校、それはいろいろ順序はこれまではそういうことあったかもしれませんが、今回このようなことで、じゃ、みんながしっかり対応できるように、利用できるような準備のことで余裕を持ってこのような事業計画を立てましたものですから、財源もありますけどね。ですからそういうことで、しっかりこれに対しては、コロナ、今回のきっかけではありますけれども、恐らくこれが日常普通に使えるような時代が来ると思いますし、そうしたことを踏まえた中で町としてこれから年度末と言われて時間かかると、確かにそうかもしれません、そうかもしれませんが、議員からすればそうかもしれませんが、町としてはその準備を万端にして、しっかりやっていくということで、今進めていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。何しろ今回の議会の事案になっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 時間が大体なくなっているんですけども、僕はアマチュア無線を20歳で取って四十何年間、遠くの人と無線で言葉をしゃべるだけでもうれしかった時代があって、今画像を見ながら、相手の顔を見ながら、それも、3人も、4人も、10人も、あるいは1,000人も2,000人もしながら顔を見ながらする時代になっちゃったのが、もううれしくてうれしくて仕方がない人間として今話しています。それが無料なんですよ。100人まで無料です、40分まで無料ですよ。40分たったら切ればまだ40分しゃべれるわけですよ。そういう時代が今なんですよね。これ5年前だったら多分200万円のシステムですから、あなた買いませんかと事業言ってきましたよ。それが今無料なんですよ。だから加速度的に、今笑点もオンラインですよ、リモート大喜利やっています。昨日のお笑い番組みんな、クイズ番組みんなオンラインで別室で中継しながらやっています。もう時代はそうなっちゃっています。だから追いつけと言っているわけじゃない。でも、ぜひ、先ほど言った僕の言った3月の分のその差は、どうしようもない部分だと思います。入札スケジュールも決まっているんで。ただ本当明日にでも子供たちに使わせてほしいなと思います。こんな文あります。引用だけさせてください。いいですか。一人1台PC環境とするための国家予算がついた。これはすごいことだと。完備されるなら今こそ保護者の持つスマートフォンですら、タブレットすら、使えるものは何でも使って家庭のネット環境のできることから。こんなことを言っています。学校の環境の格差があろうが、

それは言う人は言うでしょう、文句も言うだろう。だけど、ある人から先に取りあえずやってみたら。そんなみんながそろったらあと5年後になっちゃうかもしれない。それは書いてないですけれども。ぜひ、そんな意味では、ぜひ積極的に、今入札のスケジュールも決まりましたけれども、もっと意味で、お金出してここにPC買えるお金があるんだから、それは明日にでも使えるようなやり方を、ネットワークは来ないかもしれないけれども、それを参考としてWi-Fi環境だけでもして、ぜひやってほしいと思いますが、教育長の考えは。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 今の質問の答えになるかどうかちょっと分かりません。

私はコンピューターをこう考えています。コンピューターを使わなければ学べないものはコンピューターで学ぶけれども、コンピューターを使わなくて学べるものであればそちらを優先すると。例えば、教師に教えられて学ぶことができるならば教師に教わる。ただ、教師が教えることができない環境であれば。ですので、自然もパソコンから自然を学ぶんじゃなくて、自然に足を運んで山川で遊べるんだったら山川で遊ぶ。遊ぶことができないならばパソコンを使う。そのような形で、パソコンの利用を考えていきたいなというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

○10番 湯田 哲議員 了解しました。終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、10番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 芳 博 議 員

○室井嘉吉議長 次に、4番、湯田芳博君の登壇を許します。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議席番号4番、湯田芳博であります。

これより一般質問を行います。持ち時間を有効に使いたい、このように思いますので、答弁に当たっては、質問要旨に沿う、明快かつ具体的な内容となりますことをご期待をしております。

それでは早速質問に入ります。

初めに、南会津町総合戦略と中期財政計画についてであります。

前回、令和2年3月議会定例会の一般質問における、総合振興計画作成の手順や検証に向け

た実態把握の体制について答弁がございました。これに連動する、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標と町の実態には大きな隔たりが感じられます。そこで以下の事項について伺います。

1つ目、総合振興計画から抽出された、まち・ひと・しごと創生総合戦略第1期事業の成果を具体的にお示しをいただきたい。

2つ目、総合振興計画の成果を導き出すために欠かせない中期財政計画の骨格をお示しいただきたい。

次に、南会津町役場組織の実態についてであります。

その1つ目、舘岩、伊南、南郷の各地域に置かれている総合支所、この組織的な地位と職務権限及び果たすべき役割は何か。ここをお示しいただきたいと思います。

2つ目でございます。行政組織内に登用する、再任用職員の職務権限と責任及び労働対価の考え方を示していただきたい。

次に、株式会社みなみあいづの統合経過と将来見通しについてであります。

その1つ目、旧会津高原リゾート株式会社を買収する際に鑑定された建物およびスキー関連施設の評価額をお示しいただきたい。

2つ目、旧会津高原リゾート株式会社の株主が有していた持ち株の処分内容をお示しいただきたい。

3つ目でございます。株式会社みなみあいづへの資本提供者が南会津町だけという事業経営に第三セクターとして期待される複層的な経営戦略や費用対効果が期待できる機能を持ち得るとするその経営的な根拠は何か、ここをお示しいただきたいと思います。

次に、社会福祉法人「桜寿会」への公的資金援助に関する経営者責任に関してであります。

その1つ目、特別養護老人ホーム優雅を運営する「桜寿会」への資金拠出に当たっては、桜寿会が行っているであろう理事会等、役員協議の経緯が明記された議事録等を議会に提示すべきと思いますがいかがでしょうか。

2つ目、経営上必要な資金調達における、組織責任者である理事等の関係役員が果たすべき責任を、どのように受けておられるかお示しをいただきたい。

これらの質問は、いずれも町長に答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質問要旨を申し上げましたが、与えられた時間内において、再質問をさせていただくことといたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、南会津町総合戦略と中期財政計画に関する1点目であります。

第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果についてのおただしであります。まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少対策に特化した計画でありまして、総合振興計画との整合性を図りながら策定しているところでもあります。現在、本町の人口は、第1期総合戦略策定時の国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値を上回る数値となって推移しております。

具体的な成果といたしましては、新規就農者数、事業総生産額、新規林業従事者数、創業者数といった評価指標がおおむね目標を達成しておりまして、地域産業を支える人材の育成確保が順調に進んでいるものと考えています。また、空き家の活用と移住後のサポートの充実についても、評価指標が目標を達成しておりまして、移住定住促進のための受入れ態勢の整備が進んでいるものと言えます。これらが総合的に機能し、人口減少の抑制につながっているものと考えているところでもあります。しかし、人口減少対策には時間を要し、一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、第2期総合戦略においても継続は力なり、継続することが肝要ということで、この姿勢を基本に、引き続き持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目、総合振興計画の成果を導き出すために欠かせない中期財政計画の骨格を示せとのおただしであります。第2次総合振興計画策定時に、財政運営の骨格となるものとして、財政シミュレーションを策定しております。

この財政シミュレーションは、成果目標達成はもちろんのこと、町の予算編成における基本的指針と同様、将来を見据えた持続可能な財政運営を念頭に、限られた財源の中で、最大の成果を出すための計画として策定しております。

しかし、令和2年度当初予算額と比較しますと、地方交付税をはじめとした依存財源の割合が高い本町においては、安定した歳入予算が確保できない中、社会情勢の変化や、多様化する町民サービスに対応していかなければならないことから、歳出需要が増したこともありまして、予算規模を含め大きく乖離しております。また振興計画における行財政運営の成果指標であります経常収支比率や、基金残高等においても、現時点において目標値を下回っている状態にあります。

町といたしましては、平成30年度決算において、経常収支比率が90%を超えたことから、昨年度末より、県の財政計画策定要領に基づき、市町村財政計画の策定に着手したところであり

ますので、今後は、今年度策定予定の第4次行政改革大綱や、総合振興計画の期間延長による成果目標の変更等を踏まえた計画を再考してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、南会津町役場組織の実態に関する1点目であります。

館岩、伊南、南郷の各地域におかれている総合支所の組織的地位と職務権限及び果たすべき役割は何かとのおただしであります。各総合支所の設置については、地方自治法に基づき、町長の権限に属する事務の一部を分掌させるため、総合支所を設置し、所管区域を定め、各総合支所に支所長を配置し、総合支所の管理と所属職員を指揮監督することを定めております。

また、各総合支所の職務権限については、南会津町事務決済規定にのっとり、所管区域の行政サービスに努めているところであります。

新町まちづくり計画を経て、総合支所は住民サービスの低下を招かないよう利便性の確保に配慮するとともに、地域振興が図られるよう地域事業の実施や、地域協議会を核とした広聴機能の充実、地域課題の掘り起こしに努め、地域の課題解決に向けた取組を行っているところであります。

今後、総合支所の支所機能の在り方については、今年度策定予定の第4次行政改革大綱において、地域の基本的な考え方やまちづくり、具体的な業務や体制など、多様化する行政課題へ対応するための組織づくりについて検討してまいります。

次に、2点目、行政組織内に登用する再任用職員の職務権限と責任及び労働対価の考え方を示せとのおただしであります。令和2年4月1日付で17名を再任用職員として任用しております。

再任用職員の職務につきましては、その豊富な職務経験を有していることに鑑み、課長相当職を2名、課長補佐相当職を1名、係長相当職を14名とし、南会津町行政組織規則に基づき、職制に応じた権限と責任を定めているところであります。

また、労働対価の考え方につきましては、南会津町職員の給与に関する条例で定めておりますが、国家公務員の再任用制度に準じて、職員の区分とは別に、再任用職員の給料表により決定しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、株式会社南会津町の統合経過と将来見通しに関する1点目。

旧会津高原リゾート株式会社を買収する際に鑑定した建物およびスキー場関連施設の評価額についてのおただしであります。不動産鑑定評価額につきましては、土地1億5,577万円、建物につきましては2億5,317万円、合計4億894万円となっております。

なお、主たる施設についての評価額は、会津アストリアホテル8,569万5,000円、会津アストリアロッジ4,189万円、カフェテリアハイランド1,312万円、ラ・ネージュ210万円、リフト7基6,315万円、その他倉庫や車庫などの合計が4,721万5,000円となっております。

次に、2点目であります。旧会津高原リゾート株式会社の株主が有していた持ち株の処分内容のおただしであります。旧会津高原リゾート株式会社の株式につきましては、発行済み株式430株うち、330株を令和元年8月30日に会津高原リゾート株式会社が自己株として各株主から取得した結果、南会津町100株、会津高原リゾート株式会社330株の株式を所有することとなりました。

会津高原リゾート株式会社が所有する330株につきましては、自社の株式を自ら買取り消滅させる会社法178条に基づく、自己株式を消却いたしました。

次に、3点目、株式会社みなみあいづへの資本提供者が南会津町だけという事業経営に第三セクターとしての期待される複層的な経営戦略や、費用対効果が期待できる機能を持ち得るとする経営根拠は何かのおただしであります。これまで第三セクターとして運営しておりましたみなみやま観光株式会社も町100%の出資会社として設立されました。株式会社みなみあいづにつきましても、観光だけでなく、福祉や教育など、総合的に地域を担う会社として、その経営を進めていきたいと、そのように考えております。

株式会社みなみあいづにつきまして、町からの負託された業務を効果的に行う会社を目指してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、社会福祉法人「桜寿会」への公的資金援助に対する経営責任に関する1点目です。

特別養護老人ホーム優雅を運営する「桜寿会」の理事会等の議事録を議会に提示すべきのおただしであります。特別養護老人ホームへの経営支援に当たっては、必要な書類の提出を求め、ヒアリングを実施し、経営状況を審査した上で決定したことはご承知のとおりのことと思います。現在も定期的なヒアリングを実施し、その中で、地方自治法に定められている範囲において、必要な資料の提出を求め、経営改善の進行管理を行っているところであります。これらの資料の議会への提示につきましては、現行法では義務づけはされておりませんが、決算等の経営状況につきましては、必要に応じてご報告いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、経営上必要な資金調達時における、組織責任者である理事等の関係役員が果たすべき責任をどのように受け止めているかのおただしであります。常に業績を上げて利益を生み

出す一般法人と異なりまして、国が定める介護報酬に基づき、人が人をお世話するというサービスを提供していくことが社会福祉法人の特性であることは議員もご承知のことと思います。

特別養護老人ホーム優雅は、建設費用の返済によって経営が悪化し、現在は町が支援しているところでありますが、この支援を受けて、施設内では職員一人一人の介護ケアの能力を上げ、入居者へのサービスの質を高め、選ばれる介護施設を目指し、職員が一丸となって経営改善に向けた取組を進めていると、そのように思っております。

経営は数字を管理し、利益を上げ、資金を確保する上に成り立つものでありますが、現在、特別養護老人ホーム優雅が取り組んでいることも大事な経営の一面であると私は認識しております。今後も、その経営改善に向けた取組を後押しできる支援・指導を行っていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これまでも様々な質問をしてきたんでありますが、言葉で一見理解できる、あるいはできそうなお話をさせていただいているんですが、例えば、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは人口減少に特化したものだということですが、人口減少するというのが、いわゆる町にとってどのような重大な、いわゆる広がりのあるものだとは認識しているか、まずお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 ご質問の趣旨なんですが、広がりのあるという意味でのおたただしですが、具体的に質問内容についてももう一度お願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 担当課長であればその言葉を聞いたときに、広がりということは政策的な広がりですよ。そして、その政策を実行した場合に、町の中に、例えばここに、戦略が書いてありますよね。活力と魅力ある地域づくり、1つ、少子化と若者流出に歯止め。3つ目、雇用の創出。これらの基本的な視点があって、さらに南会津町への新しい人の流れをつくる、南会津町で子供を生き育てたいと思える環境をつくる、南会津町の特性をいかに生かした仕事や働き方を創出する、魅力と活力ある安心安全な南会津をつくる、これの広がりとは、どの分野まで影響するかということ聞いています。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

第2期まち・ひと・しごと総合戦略の中で、基本目標を4つ掲げております。今議員おただしのように、新しい人の流れをつくる、子供を生み育てたいと思える環境をつくる、特性を生かした仕事で稼ぐ地域をつくる、魅力と活力があふれる安心安全な町をつくる、こういう目標を掲げまして、その目標実現のために、人口減少対策をしていくというようなものが総合戦略であります。

その具体的な内容としましては、合計特殊出生率を2040年までに2.0に上げるとか、出生数を毎年80人を維持する、さらには、社会増減を2035年までのゼロにする、さらに2045年までに若干の社会増、1年ごとに10人程度の社会増を望むということで、それらの具体的な目標実現のための指標を掲げまして、そこから、この総合戦略が成り立っていくと、さらには、おただしのように、町の振興計画、こちらにつなげて、振興計画の目指す基本目標につなげていくと、こういうものが、まち・ひと・しごと総合戦略の目標というふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そのとおりですね、そのとおりだと思いますよ。そこで、第2期の計画の中でも、これは文言上ですよ、文言上こういうふうにかきなきゃいけないというか、書いたほうが分かりやすい、あるいは町民にも、疑問とか不安を抱えないようにするためにはこういう文言を書くという、使用するということは大事だ。例えば、雇用や販路の拡大に向けて、町内産業を活性化していく必要がある、そのとおりですよ。そのとおりこういう目標を掲げながら具体的な政策を打ち出していくわけですよ。具体的な政策を打ち出して5年間やってきたわけでしょう、1期で。実際に、先ほど町長から、なかなかその人口を目標を達成することは難しいんだとありましたけれども、それはそれですよ。でもね、町民の方々はこういうことがどこで行われて、いわゆる少しでも、どの場所で、どんなにぎわいがあって、どんな希望が生まれて、どういう雇用があったかということが身近に分らないですよ。ここもし分かったら、この場で分かればですよ、教えてほしいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 おただしのような具体例についてはちょっとお答えが今できませんが、手元の資料で言えることといたしますと、例えば町長先ほど答弁いたしました、新規就農者数のお話がありました、当初、今年度までに17人から30人延ばしましょうということで、この総合戦略1期で目指して5年間やってまいりました。その結果、実績値として36人という数字が出ましたので、120%ということで順調に進んでいるというような中身になります。さら

には林業従事者数でございますが、当初新規従事者数がゼロ人という年があったんですが、これは平均的に毎年15人を目指そうということで、5年間の総合施策で各種の様々な取組を行ってまいりました。その結果、直近で18人という数字が生まれてまいりました。これについても120%の増加、目標120%増加ということで、お示しをしてきたところであります。そのほか、順調にいったもの、努力が必要なもの種々ありますが、これにつきましては、3月の全員協議会中でもお示しをしましておりでございますので、全てのことに対してお答えすることはございませんが、一定程度の評価につきましては、既にお示しをしているということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 目標が、いわゆる新規就農者数だったり、あるいは新しく林業従事者を増やしたり、それは目標の数値としては、やっぱり数値として上げるにはそれしかないんですね。それはそれでいいと思いますよ。じゃ、例えば、新規就農した人が、今どういう苦勞を抱えているか分かりますか、新しく林業に従事した人たちが、どんな不安を持っているか分かっていますか。そしてまたもう一つ、その周りに、いわゆる集落とかしているんですが、その周りに形成される集落の人たちは、その人が入ってきたことでどんな特益を受けているか把握していますか。お聞きします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

全業種全員の方々を把握しているわけではございませんけれども、私がいろいろ聞くこと、それから直接言われたこと、やはり、新規就農者でありますけれども、お子さんお持ちの方いらっしゃいます。実際になかなか子供を育てながら、小さな子供を面倒見ながら仕事をするとは厳しいというようなこともあります。そうした中で、保育環境の整備であったり、子育て支援であったり、そのようなこともできる限りの対応をしておりますし、林業従事者に関しましても、大変厳しい中での事業であります。一方で、その木材の価格の状況も非常に厳しい中で頑張ってもらっておりますけれども、やはり仕事の環境整備、それから職員の待遇、これらも町としてできるだけの対応をしていく必要があると、そのようにも、その分野では思っています。そしてまた、介護関係もそうでありますけれども、なかなか求人はしても、資格を持った方、それから介護員、それから本当に現場で従事される方、なかなか厳しい状況でございますし、内部の環境状況もでございます。これは後ほどもまた議員が質問されておりますけれども、そういうことも含めた中で、なかなか組織としても、やっぱりその働く人にとっても厳しい状

況でありますから、それらを少しずつでも改善するというような方向性の中で、まち・ひと・しごとの中でやりますし、それから、やはり住みやすいまちづくり、安全安心のまちづくりというような観点からも、町としてはこれらに対してしっかり対応する必要があると、そのようにも考えています。ですから、本当に、一人一人の状況を全て承知しているわけではございませんが、そういうところでも一つ一つ解決することによって、また新しいその解決方策が出てくるのかなど、そのようにも考えておりますので、ぜひまた情報をいただければ、私どももしっかり対応できるような方策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 実際に、今答弁があったとおりに思います。ここでこれだけ、ある意味では明快な目標を掲げているんですよ。しかも非常に理想的ですよ。だけど、ここに近づけるための体制、あるいは予算づけ、これが私は未熟じゃないかと実は思っているんです。これのこの考え方は人それぞれだと思いますよ。でもね、今お話がありましたように、総合政策課でやりますと言うんですけれども、これだけ人口減少を止めるために打ち出した事業、私は個人的に言えば、専門家を置くべきだと思っているんですよ。いわゆる、ある意味では、専門の質、そういうことがあって、絶えず、来た方々、あるいは林業に新しく就業した方々、この人たちのケアをしてあげる。そしてそのケアが、より彼らの生活に納得性が高い、あるいは地域の集落との連携性も出てくる、こういうところまでやっていって初めて、南会津町に来てよかった、あるいは南会津でこの仕事に就いてよかった、あるいは職業変わったことによってこういういいことが起きた、これが、新たな情報発信になるんですよ。そういうことで、せっかくの総合振興計画があり、まち・ひと・しごとの創生総合戦略があるわけですから、この総合戦略をもっと具体的に、町民に目に映るような、そういう政策にしていっていただきたいということを申し上げながら、次に質問に移ります。

中期財政計画ですが、これ第3次の行政改革大綱の中でうたっていて、平成32年度までのあるんですが、それ以降のものは、私が調べた限りではちょっと出てこなかったんですが、あれば教えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

中期財政計画ということで、第2期総合振興計画の中に、長期シミュレーションということで財政シミュレーションが出ております。これはうちのほうで言うところの基本となる財政計

画になるのかなというふうには思っておりますが、現状とかけ離れている点はございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これまでは、中期財政計画というネーミングで全部公表していますよね。それは違った名称になったということですか。そう解釈していいんですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 これまで中期財政計画という形でお示しをしたものではなくて、今総務課長が答弁申し上げましたように、第2次総合振興計画の財政シミュレーションという中で、平成26年度の実績を基に、平成27年から平成32年、今令和2年、こちらまでの5か年の計画の財政計画として載せております。ちなみに、現在、今年最終年でございます。振興計画が2年延長というお話もさせていただいておりますので、今年、再度この見直しを図りまして、振興計画の延長に合わせ、さらには、第3次の振興計画に合わせて、その時点でまた5年間の財政計画をつくっていくということになっております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 その中期財政計画に関する中で、こういう文言がございますね。総合振興計画を踏まえ、新たな行政課題を含めて優先順位を定め、財源の重点的、効果的な配分執行を行うと、こうなっていますね。この中で、今取り組んでいる木の町コミュニティセンターというのは、ここのいわゆる重点的であり効果的なその事業として認めているということでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

毎年度町のほうで財政の指針といいますか、次年度どういう取組をしていこうという中の重点ということで取り組んでいる事業でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 第2期の南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案というのがありますね。ここで、第1期戦略を踏まえた施策の見直しの視点というのがある中で、その中で、森林の適切な管理と新たな雇用の創出などに向けてとあって、木材の利用拡大やと、こうなっているんですがね、その中にはないですよ。私は以前このことについても、まず、コミュニティセンターではなくて、実際に森林、林業の現場において、いわゆる木材や、その搬出や、あるいは集積をする、そういうことが先じゃないですか、そういう話をしたんですが……

○室井嘉吉議長 ちょっとおとなしくしてお聞きください。

○4番 湯田芳博議員 ここにはその2期の計画の中にはどこに具体的に書いてあるんだか教えてください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 木の町コミュニティ館の関連についてどこに記載があるのかというおたがでございすが、まち・ひと・しごと総合戦略につきましては、冒頭申し上げましたとおり、人口減少対策に特化した事業ということでございす。そこを目標にどうい事業を展開すればその目標達成ができるのかということ抽出してこちらにまとめたものがこの戦略となっております。その木の町コミュニティ館を造ることが人口減少対策にならないのかということではないんですが、まず、どういものが重点的に取り組むことよって人口減少対策につながっていくのかということ視点で取り上げたものがこちらに記載になっている事業でございす。したがいまして、木の町コミュニティ館については、総合戦略の位置づけではなくて、別な視点での位置づけの事業ということになるかと思ひます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは言ひ方は幾らでもできるんですね、ただ問題は、いかにこの振興計画や、そこから抽出されたその人口減少に特化した創生総合戦略が実現するかなんですよ。ここで、お互いがお互い言葉を交わして終わりじゃないんですよ。私たちが目指すのは、まさにここに掲げている人口減少であり、その人口減少を防ぐために基本目標を掲げたこの基本目標を実現することなんですよ。そのために何をすべきかなんです。じゃ、1つ質問を変えますが、ここで言う、じゃ、林業に関して言ひますが、木材の利用拡大や安定した供給体制の確立、担い手への育成など、需要面と供給面の両面から取組を進めていく。具体的にイメージしたことありますか。イメージしたことを説明いたがたい。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 議員おたがしの件でございすが、まち・ひと・しごと総合戦略の中に記載がある項目ということでしょうか、確認なんですが。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これ、前に素案ということでお示しいたがいた、総合政策課から頂いた基本目標のサンプルのところ書いてありますね。そこに、南会津町の特性を生かした仕事や働き方を創出すると。その、第1期戦略を踏まえた施策の見直しの視点というのが下のほうにあります。そこに、文言として入っていますよね。視点として。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 今おただしの素案につきましては、1期を踏まえて2期をどのようにつくっていくかという時点での資料かというふうに思っております。私の手元にあるのが、新しく出来上がった2期の戦略ということで、同一のような文言は出ておりません。しかしながら、林業政策につきましては、豊富な地域資源を活用した林業木材産業の活性化ということで、具体的には、木質バイオマスボイラーの導入、森林認証制度の普及、拡大、さらには、木材の生産性の向上及び付加価値、ちょっと抽象的になりますが、地産地消への支援、そのほか木材供給拠点への支援等々、若干抽象的ではありますが、そういうような項目で、この総合戦略に向けた、一つ一つの事業の組立てが成っているといふふうに繰り返しています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 その文言が変わったことは理解しましたが、要するにその、そういう言葉を表記をする、つまり、不特定多数の、町民でもいいんですけれども、方に、それを読んでいただく、見ていただくということは、書いた側はそれをイメージしなきゃいけないでしょう。例えば、雇用はこうありたいと、あるいは林産材を供給する側として、こんな供給基地を造りたいと、それが実際売上げとしてどうつながっていくか。そこまでつながっていく過程で、どういう立場の人が、どういう技術を持った職業の方が関わりを持っていくかということイメージして文言というのはつくるものだと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

文言でいろいろ質問されているようでありますけれども、実際にこの具体的な例として、雇用を生む計画というのは、いろいろ企業に就職した人に対しても雇用をした企業に対しても支援をしております。木材の活用でありますけれども、これだけの森林資源を持っている我が町、これを活用するということが、これからの私たちのその町の浮揚に大きく影響するとそのように考えておまして、地元産材の利用に対しての補助事業であったり、それから、伐採、搬出に対する、十分ではないですけれども林道の整備であったり、作業道の整備であったり、搬出機械のいろいろな購入に当たっての支援とかしているわけでありまして、それらが少しずつ今目に見えてきていると、私はそのようにも思っています。ただ、全般的に及ぶと、それはいろいろまだ弱い箇所がいっぱいございますが、それは徐々に整備をしていく、そして皆さん方にも売り買いして利用していただくということになると思います。

実際に町産材の利活用を町の業者の皆さんにやっていただいておりますけれども、それが結局仕事につながり雇用につながると思っていますし、そういうことが、町のその振興計画の中

で、その文言で抽象的と言われましたけれども、そういうものが具体的に今町が実行していることでもありますので、その辺も踏まえた中で皆さん方にご理解いただきたいと思ひますし、ある意味、皆さん方は振興計画というのはちょっと耳慣れないかもしれませんが、一般の方は、現実にはそのような計画の基に、今町が事業を進めている、それが事業計画であると、そのように思っています。それで、見直しを図るといふのは、結果的にそれらがやっていった中でどのような点に課題があるか、それを検討して、また、方向性を調整したりする必要あるだろうと、そういう意味での振興計画のつくり方を、当然ご存じだと思ひますけれども、そのような中でやっているわけでもありますので、じゃ、その辺はご理解願ひたいと思ひます。町としても、できるだけ情報の提供、そして皆さん方にそれらを利用していただくような手だてをしっかりと考えていきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 例へば、ちょっと話の視点を変えますが、町がよくなるって何ですか。私は私なりに、家庭、1つの一人一人の家庭といふか、一軒一軒の家庭が、それぞれすることは違ふかもしれませんが、それぞれ不安が少なくなつていって、それぞれ収入が増えていって、それぞれ家族が役割を持って、いわゆる家庭の幸せといふのが全体的に広がったときに、私は町がよくなったね、この町に住みたい、あるいはこの町で子育てしたいと思ふことじゃないですか。そしてまた、家庭家庭、一つの家庭がよくなつていいたら、集落全体がよくなるじゃないですか。集落全体が力を持つてくるじゃないですか。先ほど、デマンドタクシーのときにも聞いていましたけれども、やりたかつたけれどドライバーがない、できない、結局、この町に生活、インフラ、その基盤となるものがなくなりつつあるといふことでしょうか。そういうことでこの戦略がうまく実現するかといふ心配をしています。これ以上話しても時間も迫つてきていますから次に移りますが。

役場の組織いろいろ事情があるでしょう。でも、支所を回ってみました。何か支所の中で権限がないように感じられた。何か行くと本庁がとか言う。そりゃ、本庁が予算編成権持っているからやむを得ないのかもしれませんが。しかし、合併するとき総合支所と銘打つていきましよう、つまり支所には総合力を与えていきましようといふことでスタートしたはずなんです。今の支所は総合がなくなっている。単なる本庁の出先機関みたいになっているような気がする。そこで、お伺ひしますが、総合支所長は、位置づけとしては、組織の中のどういふ位置づけになっていますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

支所長につきましては、支所においてそこを総括する担当という形になっているかと思いません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それは分かりますよ、支所長ですから。そうじゃなくて、本庁の課長たちとの比較の中でどういう位置づけになっているかと。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

課長職の中には5級課長、それから、業務的に困難な6級課長がございます。6級課長は総務課長、それから総合政策課長、さらに、各総合支所長が6級課長ということで、困難な業務をつかさどる担当課長という位置づけでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今の答弁を聞いて安心をしました。しかし、総合支所長に話を聞くと、6級の仕事をしているとは思えない、残念ながら。なぜか本庁を見ている。つまり、簡単に言うと、総合支所はそれぞれの地域にとってとりでなんですよ、ある意味の。頼りがいのあるポジションなんです。ところが、総合支所に支所長さんたちに来て話を聞くと、常に本庁の話をする。そうじゃないでしょう。まずは、地域の問題を受け取って、きちっと受け取って、6級の職として、それできちっと地域事情を本庁に挙げる、そこでいろんな議論をし、いろんなことがあると思っておられないのがあるでしょう。でもやってほしい、そのことをちょっと申し上げておきますが、これについて回答があれば後で言ってください。

そこで、先ほど町長から説明されたのは県の私が調べた限りでは同じなんです、私の聞き間違いかどうか分かりませんが、確かめてほしいんですが、田部原保育所に、いわゆる職員退職されて再任用で行った所長がいるということなんです、やっぱり事実でしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 再任用の考え方でございますが、それぞれその職員がこれまで担ってきた経験やノウハウ、そういったものを総合的に勘案をして任用しているところでございます。現在、管理職立場で任用しているのが2名、そのうちの1名が田部原保育所の所長でございます。それから、課長補佐待遇で任用しているのが1名、残りが係長待遇というようなことで、再任用の職員の配置をしているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ということは、つまり、退職をする、退職したときに組織としてそれに替わる人を育てていく、それが育てていないということですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 育てていないという表現ではなくて、その人の全体的な人員配置の中で、当てはまるポジションだったというふうに認識をしております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 健全な組織は、あらかじめ退職制度がある以上、いつかはその人材がいなくなる。それに替わる、あるいはそれ以上の人材を育むために日頃からそういう採用をし、そういう人材育成をしているんです。その人でなければ駄目だったということは、その分野には人が育っていないということですよ。そこで聞きますけれども、その人を採用した、じゃ、労働対価は、再任用ですから、再任用の職種で給与を採用しているんでしょう、どうですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

南会津町職員の給与に関する条例で定められておりまして、課長職の再任用職員は幾ら、係長職員待遇の職員は幾らということで位置づけられております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 もう少し質問を発展的に解釈してくれるとありがたいんだけど、要するに、今の再任用されている保育所の所長さんは、いわゆる再任用の給与表は使っていないということなんですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

再任用の給与表については、町の職員に関する給与の支給に関する条例がありますが、その1級から6級まで、その中に一番下のほうに再任用という項目があって、1級の人は幾ら、2級の人は幾らというふうに決まっております。さっき係長相当職と申し上げましたのが3級です。課長補佐相当職が4級になります。それから、課長相当職が5級になります。それぞれの、5級であれば5級の給与表を使っておりますので、通常の退職前の給与よりはがくっと落ちますが、係長相当職、課長相当職との差はあります。それについては国のほうの国家公務員の給与表を準用しておりますので、労働の対価についてもそれなりの職務に応じた給与の支給というふうになっていると思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 国のほうの基準というんですが、本来、さっきは6級の課長職と5級の課長職があるというふうに言っていましたけれども、要するに、職務責任に応じて給与というかそういう報酬というのは決めるべきなんです。国が決めようが、県が決めようが、本来人というのはそうなんです。それを、そうじゃなくて、労働対価はそうじゃなくて職種だけ所長にするというのは、国がどうあろうと私はおかしいと、こう思っていますので、一言申し上げておきます。

次に行きます。

まず、順序逆になりますが、「桜寿会」の件ですが、私が今回取り上げましたのは、支援することはもう決めたことですよ。しかし、経営者側が、経営者責任はあるんです、経営者責任。つまり、経営難になる、いろんな状況が社会的な現象が起きたり、あるいは条件が狂ったりします。でも、その経営者である限り、あるいは経営陣である限り、役員である限り、何らかの責任は負わなきゃならないですよ。その上で、私たちの力ではどうにもならないから、社会福祉法人なので、社会福祉法人の領域の中で何とか助けてくださいというのなら分かります。私が求めているのは、経営者としての経営責任を、私たちにどこまでやっておられるのか議会にお示しいただきたいということです。その上で、納得して応援するところは応援しましょうということですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

桜寿会様に関しましては、その都度ヒアリング等で経営内容を確認させていただいております。その中でも、事務方のほうにも理事の方の経営責任についてお示しをいただきたいという要望はさせていただいております。ですが、それに対してのまだ回答はいただいております。理事会がその都度年に4回ほど開催されているようですけれども、そちらの内容については、口頭でも報告を受けておりますし、内容については把握はしております。その中で、この経営悪化に至った経過については、事務方のほうからの報告を受けて理事が話をしていると思いますけれども、それについて、責任という形の話は出てきていないというふうに聞いております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そこが、何とも私たちにはミステリーな部分なんです。ご存じだと思えるんですけども、この施設、町とそれから県の補助金入れて、補助金で25%ですよ、建築費というか。たとえ僅か役員である人が寄附金として出したのが0.6%ですよ。それで74%が

借入金なんですよ。しかも社会福祉法人の借入と市中銀行とがありますが、償還計画はありますか。当時の償還計画はあるんでしょう。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

その当時の償還計画はございます。そして、それに基づいて建設が行われまして、支払いが平成29年から始まっております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 もし可能であれば、議会が終わってからで結構ですから、償還計画、前回の償還計画と、今回町から拠出金を出すというふうに決まった後の償還計画を提示いただきたいと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えさせていただきます。

償還計画、あるいは今後の計画も提出していただくことはやぶさかではないですが、これも建設するに当たりまして、ほぼほぼその理事長の個人のといえますか、私財を投入したものと思います、補助金以外ね。借入れだってそうだと思います、保証人になっていますし。そういう中で運営してきたんですが、前回のこの支援に当たりまして、皆さん方にも説明させていただきました。やはりなかなか満床にならない状況の中で、それにはいろんな状況もございませう。やはり、職員が集まらなかったということとか、そういうこともございませうし、もう一つはやはり全国的にも問題になっておりますけれども、その規模そのものが、介護報酬を得るための、そして経営するための規模としては非常に厳しい状況にあるというようなことも1つの要因だと思っています。少しずつ雇用も増やしながら改善はされていると、そのように報告も私は受けていますが、それらも含めて、これは町としてもしっかり注視していかなければならないと思っていますし、一方で、やはり町の一番の課題である介護に対する高齢者といえますか、介護に対するその事業を福祉を進めていただいているということもございませうので、非常に町にとっては大事な事業でございませうから、その辺も含めて、町としてしっかり事業を進めていただけるような要望もはっきり、要望といえますか、考え方も聞きながら、町として今手を携えながらやるべきこともあると思いますので、その辺も含めて、しっかり話し合いをしていきたいと思っています。私も、南会津会理事会もやっていますと同じような状況でございませうので、それらも含めて、状況を把握しながら進めていきたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 ただいま議員から、償還の実績なり計画なりの数値ということで資料提供求められました。内容的には法人の資料でございます。ですから、法人の了解を得ないと提出できないと思います。その辺はご了解いただきたいなど。議会として資料提出求めるのであれば、そちらのほうの調査に入っていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 時間がないのでまず1つお断りしておきますが、株式会社みなみあいづの統合経過については、一定の答えをいただきましたが、まだまだ私の中で割り切れていないところがありますので、これ次回に回したいと思いますが。要は、決して今やっていることはよくないとかじゃない、投資した、これから投資するであろう1億5,000万円が無駄にならないことなんです。そのためにはお金も大事なんです。しかし、人がそこで経営をする人が人材がいかに大事かということを私はここで改めて訴えておきたいと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長 なお、その資料の提出の件については、議運のほうで検討したいと、こう思いますので、よろしく。

以上で、4番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

再開は、15時15分ということにしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○室井嘉吉議長 それでは、おそろいのようにございますから、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を行います。

◇ 丸 山 陽 子 議員

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君の登壇を許します。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問いたします

初めに、ソーシャルディスタンス啓発ポスターの作成について伺います。

ソーシャルディスタンスは、疾病の感染拡大を防ぐため、意図的に人と人との距離を保つこととあります。2014年に発生したエボラ出血熱の流行も、他者との接触を最小限に抑えたことが感染の減少につながったと言われていています。新型コロナウイルスの感染症の拡大も、ソーシャルディスタンスの重要性が確認されています。緊急事態宣言中は、様々な地域、場所でお一人お一人が気をつけながら、人と人との距離を取ってきました。

今後は緊急事態宣言が全国的に解除され、人や町、県内外の方々の交流も増えてくると感じます。誰もが安心して交流し感染拡大を防ぐためにも、目に見える形でソーシャルディスタンスの啓発ポスターを作成し、店頭、会社、観光地、駅、道の駅など、人が集まる場所に掲示してはと考えます。町の考えを伺います。

次に、感染症予防ブックの作成について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活を一変させるほどの大きな影響を与えています。どのようにすれば感染を防げるか、お一人お一人が日々考えながら生活をしています。

新型コロナウイルスの感染は、これからも第2波、第3波と続くとも言われ、安心できない日々が続くこととなります。これからは新型コロナウイルス感染症と向き合いながら、新しい生活様式での生活を定着させていかなければなりません。そのためにも、感染症が発生した場合に必要なとされる、手洗い、うがい、マスクの着用や、密閉、密集、密接の3密を避けるなどの基本の取組をはじめ、免疫力を向上させる食事の仕方や運動、また、不安や恐怖によるストレスを和らげる方法などとともに、感染症に関する相談窓口や連絡先などを分かりやすくまとめた感染症予防ブックを作成し、正しい感染症予防知識で生活できるよう支援してはと考えます。町の考えを伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ソーシャルディスタンス啓発ポスターの作成をとのおただしであります。議員おただしのとおり、緊急事態宣言の解除に伴い外出の自粛やイベント開催などの制限を段階的に

緩和し、社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされており、今後徐々にこの人の移動が増加することが見込まれます。このことは、感染予防対策を継続していくことが前提となっており、今後の感染状況や感染拡大リスクを踏まえて判断する必要があると、そのように思っています。

そのような中、人と人との思いやりの距離、社会的距離を確保するソーシャルディスタンスは、基本的かつ重要な感染対策の一つであると認識しております。町といたしましてもソーシャルディスタンスの確保をはじめとした感染拡大予防のための啓発ポスター等の作成や、町民の皆様への周知方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、感染症予防ブックの作成をとのおただしであります。厚生労働省から公表されました新しい生活様式を、町民の皆様の日常生活の中へ取り入れて、正しい感染症予防の方法を理解された上で行動していただくことは、感染の拡大防止に非常に重要であると、そのように認識しております。

町ではこれまでもホームページをはじめ、全戸配布チラシや広報みなみあいづ、そして防災行政無線等によりまして、感染症予防の方法について周知してまいりました。

町といたしましては、新型コロナウイルスの感染予防対策においては、感染症予防ブックの作成も一つの手段ではありますが、感染拡大の状況が日々変化しておりますので、今後もその変化にスピード感を持って迅速に的確に対応するため、必要に応じて随時情報発信をしてまいりたいと考えております。

皆様のご協力ご理解の下、南会津はもちろんでございますけれども、会津管内全体に今のところ感染者が発生しておりません。しかしこの状況はいつ発生してもおかしくない状況でございますし、ましてや県外移動がある程度自由になると、そういう中で、その危険性はなおさら高まるものと思っておりますが、少しずつ感染者は減っておりますけれども、でもゼロにしない限りやはりあるというようなことを前提の中で、町として皆さん方にも呼びかけ、そして、それらの対策のいろいろな対策の中で総合的に講じていきたいと、そのように考えております。一人でも感染者が出ない対策のために町民に皆さんにもご協力とお願いいただくことと、そして、町の対応をしっかりとっていくということで頑張っておりますので、よろしい願いしたいと思えます。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

ただいま町長よりソーシャルディスタンス啓発ポスターについては、必要に応じて検討していきたいというふうにご回答いただきましたが、本当にこれからたくさんの方々が交流に来ていただけることもうれしいことですが、またその反面、町の方々はとても心配もしていらっしゃると思います。そういう意味で、町のあちこちに、町がこういう取組をしているんだというのを示していける一つのツールでもあると思いますので、ぜひソーシャルディスタンスの啓発ポスターですね、作っていただけたらなというふうに思っております。またこれについても検討段階ということでしたが、どんな形で、今後もし作成するというふうに考えるときがありましたら、それはどういうときで考えていかれるかお答えいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

ほぼ、実は丸山議員のご提案お受けしたいなというふうに思っております。といいますのは、実はうちの町で、今まで感染防止のための周知活動というのは、町のホームページ、そして広報紙、町のお知らせ、そういったものを使ってお知らせをしまっていました。ですが、やはり視覚に訴えるもの、特に町民の方々がよく目につく場所、そういったところで訴えかけるということも大変重要なことだと思っております。そういったところで、すぐにでも取りかかりたいなというふうに考えております。

内容的には、今実はインターネットサービスの楽天株式会社や、例えばデザイン会社とか印刷会社などが無料でそういったデザインを提供しております。そういったものを使って、視覚的に訴えるようなものを作りたいなというふうに思っております。今、1つ持ってきたんですが、これが楽天さんのほうで提供しているソーシャルディスタンスというような内容のもので、こういったものをもう少し大きくして、まずは公共施設のほうでやっていきたいなと思っております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ、進めていただきたいというふうに思います。私はできれば、町のシンボルであるマスコットの「んだべえ」君というか、距離を空けたほうがいいね、んだべえみたいな感じの、そういうポスターがあつたらいいのかなというふうにも思っておりますので、ぜひ、みんなが見て楽しくなるようなそういうポスターの作成をしていただけたらというふうに期待しております。

では、次に、感染症予防ブックの作成についてですけれども、先ほど町長よりの答弁では、

なかなかコロナの感染状況もころころ変わっていきますので、体制も2波が来るのか、そこで終わってくれるのか、様々分らないと思います。でも今回町として、いち早く様々な情報を対案とかで出していただいて、本当にホームページでも出していただいていますけれども、近所のおばあちゃんが、毎回配られる紙を針の糸で針で刺してまとめて取っている姿を見たときに、できれば穴を空けていただいて、それでコロナ対策のファイルという感じで、本でなくても、町から出るいろんな資料を一つ一つ差し替えられたり足したりできるような、そういう体制をつくっていただけるということは考えられないでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 どちらかという、健康とかそっちのほうにも偏りがちかなと思っているんですね。ただその状況によって、その時期によっても違うと思うんですが、そのことも含めて、先ほども話をさせていただきましたけれども、コロナの推移によっていろいろな状況の中で、皆さん方に協力だったり、注意喚起だったり、それから町のお知らせだったり、そういうことをする必要があると思います。

そういうことでガイドブック、それは一時的にそういうのを作るのも大変当座としてはいいんですが、これから推移する中で、やっぱり適宜、古く陳腐にならないように、しっかりした今後の対策も含めた中での情報の提供と、それからPRといいますか必要だと思いますので、そのことは十分検討して町としてやっていきたいと思います。なかなか本当にうちに閉じ籠りの方はなかなか目に触れる機会もないし、対応もどうなっているのというふうな感じになりがちだと思いますので、その辺も踏まえた中で、十分考慮した対応をしていきたいと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に、ぜひそういう取組もやっていただきたいというふうに思います。これから先、本当に感染症は新型コロナが2波、3波と続くかもしれませんし、また、それが終わって違う感染症が出てくる可能性もあるかもしれません。そのときに、やっぱり、2014年に発生したエボラのときもやっぱり接触を避けたということがよかったというふうになっていますので、これから先も感染症というのは、人と人の触れ合いがやっぱり一番いけないことになってくると思います。そういう意味ではどんな感染症に対しても、基本的項目というのは変わらないような気がします。そういう意味では、どうしても感染症になった場合に、必要とされる基本的なものをまとめていただけたらなというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私が先ほど答弁したのは、町民の方々というか一般の方々が感染しないようにということではありますが、また一方では、やはり感染症にかかれば医療機関も利用しなくちゃならないし、また多くの介護施設であったり、そういうところもございます。ですから、これは非常に全体に及ぼす影響が大きいわけでありまして、それぞれの施設あるいは機関によって、その注意の仕方も違ってくると思いますので、その辺は皆さん方と連携をして、お互いが協力できるような、そういうような注意喚起も必要だと思っておりますので、それらも含めて総合的な対策が必要だと、そのように思っています。ですから、そのような中で、これはコロナでありますけれども、今後また、災害であったり何が起こるか分かりませんが、そういうことも含めた中での対応ということ町は総合的な考え方も含めた中で、皆さん方に分かりやすく伝えられるように対応していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ、ただいまの町長の回答をいただいて、さらにこの町でコロナの発生しないための方策というかそういうものを考えて、お一人お一人がいかなければならないなというふうに思っております。そういう意味で、町では新型コロナウイルスの感染予防の最前線で働く方々に、本当に医療とか介護とか保育の方々に対してエールを贈るという政策も考えていらっしゃるというふうに聞いております。そういう意味では、私たち一人一人がやっぱり自分のやるべきことをしっかり守って、皆さんが病気にかからないことがエールを贈ることにもつながってくるのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、一人一人が基本的にやるべきことをしっかりと見える形で教えていただけることがすごく大事になってくるなというふうに思っておりますので、ぜひ、今後、様々な形でこういう対応が必要になることもあると思っておりますので、ぜひそういう機会がありましたら、また改めて、皆さんが見える、読んでいつでも開いて見られるそういう冊子を作っていただけるよう期待しまして、終わりたいと思っております。

ここで私の一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了をしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会といたします。

明18日は、午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時32分

令和2年第2回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和2年6月18日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 6番 渡部 訓正 議員
15番 楠 正次 議員
2番 馬場 浩 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 五十嵐 芳道 | 議員 | 2番 | 馬場 浩 | 議員 |
| 3番 | 川島 進 | 議員 | 4番 | 湯田 芳博 | 議員 |
| 5番 | 室井 英雄 | 議員 | 6番 | 渡部 訓正 | 議員 |
| 7番 | 丸山 陽子 | 議員 | 8番 | 湯田 良一 | 議員 |
| 9番 | 大桃 英樹 | 議員 | 10番 | 湯田 哲 | 議員 |
| 11番 | 高野 精一 | 議員 | 12番 | 山内 政 | 議員 |
| 14番 | 星 光久 | 議員 | 15番 | 楠 正次 | 議員 |
| 16番 | 室井 嘉吉 | 議員 | | | |

欠席議員 (1名)

- 13番 菅家 幸弘 議員

説明のための出席者

| | | | |
|-------|--------|-------|---------|
| 大宅 宗吉 | 町 長 | 渡部 正義 | 副 町 長 |
| 星 英雄 | 教 育 長 | 渡部 浩治 | 総 務 課 長 |
| 小寺 俊和 | 総合政策課長 | 馬場 純也 | 税 務 課 長 |

| | | | |
|--------|---------|--------|---------------|
| 渡部 秀介 | 住民生活課長 | 阿久津 勝英 | 健康福祉課長 |
| 室井 利和 | 農林課長 | 星 博文 | 商工観光課長 |
| 月田 啓 | 建設課長 | 渡部 敏明 | 環境水道課長 |
| 渡部 さつき | 会計室長 | 菅家 康夫 | 農業委員会 事務局長 |
| 渡部 浩明 | 学校教育課長 | 遠藤 知樹 | 生涯学習課長 |
| 阿久津 正人 | 館岩総合支所長 | 羽染 正巳 | 伊南総合支所長 |
| 酒井 浩哉 | 南郷総合支所長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|------|------|--------|
| 鈴木 雄蔵 | 事務局長 | 星 貴夫 | 事務局長補佐 |
|-------|------|------|--------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

本日、都合により欠席届のあった議員は、13番、菅家幸弘君であります。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。



◇渡部訓正議員

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議席番号6番、渡部訓正。通告に従い、これから一般質問をさせていただきます。

質問項目は大きく3点でございます。

まず1点目、駒止湿原の保護と活用についてです。

南会津町と昭和村にまたがる駒止湿原はワタスゲやツルコケモモをはじめとした珍しい植物が群生し、湿地林から高層湿原までの発達段階の植生が見られるなど、その学術的価値の高さ

から昭和45年12月28日に約105ヘクタールが天然記念物に指定され、平成12年3月7日に約43ヘクタールが追加指定されました。

文化財保護法では文化財は国民の財産であり、その保護と活用がうたわれています。駒止湿原の保護については、ニホンジカをはじめとする鳥獣対策として防護ネットを約5キロメートルにわたって敷設し、民間ボランティア団体も協力してパトロールや外来種の除去作業などを行い、保護に努めていると理解しています。

また、木道整備は湿原の保護と活用する上で大事なことと考えます。現状の木道は腐食し、その整備が望まれています。駒止湿原保存管理計画、これは2008年3月策定でございますが、にて提示された木道敷設の新ルートは、これまで多くの方々から疑問の声が上がっています。

その結果、現時点までこの計画に基づいた木道整備は全く進んでいません。早急に木道整備を行うためには、疑問の声について意見集約を行い、保存管理計画の変更が必要と考えます。保存管理計画の変更については、文化庁との協議も必要となると思いますが、町の考えはどうでしょうか。

大きな2点目に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策でございます。

本町ではこれまで新型コロナウイルス感染者の発生はありません。各種対策が効果的に行われ、町民も協力してきたからだと思います。しかし、国の緊急事態宣言が解除されましたが、全国的には感染者の発生が連日報道されており、今後も2波、3波の発生が危惧されます。

そのことを踏まえ、感染症対策について問います。

①として、4月24日の全員協議会で新型コロナに対する町の取組状況が説明され、感染者発生時の対応フローチャートが示されました。発生した場合の町対応は記者会見が主な内容となっておりますが、発生市町村に係る報道を見ると、県が主体的に対応するものの、町も一緒に協力することも多々あると思います。

そのため、実際に県や関係機関と訓練を行うことにより、フローチャート以外で不足している内容の洗い出しができるのではと考えます。発生時点から入院まで、そして記者会見までの訓練を県が主体となって行うよう働きかけてはどうでしょうか。

また、感染が確認された方に対する人権等の配慮が町の対策基本方針で述べられていますが、訓練を通しての人権配慮の対応策なども検討できると考えますが、どうですか。

②として、町内には高齢者施設が多くあり、当初、衛生資材の不足が危惧されていたと聞きました。現状での衛生資材、これはマスク、ガーゼ類、消毒液、手袋、防護服などの確保状況

はどうなっているのでしょうか。

衛生資材については町が一括して確保、保管し、緊急時、感染者発生には配布できるようにしてはどうでしょうか。

特に防護服などは各施設での確保、保管はなかなか困難と思いますが、どうでしょうか。

次、3点目でございます。

地域医療を守るため。

3月議会でも一般質問でたださせていただきましたが、3月議会後、速やかに意思確保に向けた署名活動の取組が行われました。速やかな取組に対し、敬意を表します。

県立南会津病院は4月から整形外科が非常勤となり、救急体制も後退しています。今後の取組で医師をはじめとした医療スタッフの配置を強く望むものです。

1点目、署名取組は町村会名で取り組まれましたが、これまでの集約状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、集約署名の期限はどうなっているのでしょうか。

3点目、今後、医師確保に向け、郡内町村、議会が一体となって、県、県立医大など関係機関への要請活動を強力に進めていくことが必要と思います。具体的取組はどのように考えていますか。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

6番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、駒止湿原の保護と活用に関して、駒止湿原保存管理計画の変更が必要ではとのおただしであります。駒止湿原保存管理計画は平成15年度策定の駒止湿原保存方策調査報告で示された湿原保護のための課題に対応するため、策定された計画であります。

本計画に基づく木道新ルートの整備が行われないという指摘についてであります。木道新ルート整備に向け、平成23年度から平成25年度にかけて新ルート沿いの生物相の調査を行っており、その後、駒止湿原内でのニホンジカによる食害等が顕在化しております。生物相、生態系ですね。そういう状況にあります。そういうことから、また、駒止湿原保護のためにニホンジカ対策が今現在急務と、そのような状況にもなっております。そして、その対応に注力してきたところであります。

昨年度から駒止湿原全体を囲むように防鹿柵を設置したことで、ニホンジカの食害対策とし

ては一定の効果があったと、そのようにも思っています。現在の現状からしますと、しばらくはニホンジカ対策が非常に大切であると、そのように考えております。

一方で、現在の木道の老朽化が進んでいるのは実際、現実でありまして、入山される方の安全確保が必要だと、そのようにも認識しております。ニホンジカ対策と並行して、駒止湿原保存計画に基づく木道新ルートの整備に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

木道新ルート整備につきましては、新ルート沿いの生態系、生物相の調査結果で指摘された事項を含め、解決しなければならない課題がありまして、実施設計に向けてさらなる検討が必要になりますが、今後、駒止湿原の保護と活用に当たっては、人為的負荷を最小限にとどめた形で保存がされるということが前提であることから、現時点では計画変更はなかなか厳しいのかなと、そのように思っています。

いずれにしても、両方の面から、保存と活用の面から検討が必要だという、そういう認識ではおります。現在、そのような状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

貴重な自然遺産でありますので、後世にしっかり伝えるべく対応をしていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関する1点目であります。

新型コロナウイルスの感染者発生時の訓練を県に働きかけてはどうか。また、訓練により感染者の人権等に配慮した対応も検討できると考えるが、どうかのおたただしであります。議員おただしのとおり、現在、本町では新型コロナウイルスの感染者は確認されておられません。今日の新聞ですと、会津管内で1人ありましたけれども、そんなことで皆さん方のご協力をいただきまして、南会津町では感染者が発生していないという状況にあります。

今後、第2波、第3波の到来が懸念されているところでもあります。4月24日の議会全員協議でお示しいたしました新型コロナウイルスの感染者発生時のフローチャートに沿って訓練をすることにより、情報伝達方法や個人が特定されることのない人権に配慮した情報発信の仕方を事前に確認しておくことは非常に大事なことであります。

このことにつきましてもいろいろ庁内で検討しました。そして、このコロナ感染症対策の会議の中でも、県の方も毎回参加していただいております。それらも含めて、県と連携してのその在り方というものを確認もしているところでございます。つきましては、今後、関係機関と連携した訓練の実施について、そういう意味では検討していく必要があるかなと、そのように考えております。

また、役場として、実際に今度は町民の方ばかりでなくて役場職員が発生したとき、どうす

るのかと。これらについてもやはり役場の組織としてのいろいろな業務に関係ありますので、その辺も、実際の訓練はしておりませんが、そのようなことを想定した場合の対応も考えておく必要があるだろうと、そのように考えておりますし、発生する部署によってもかなり違うと思いますのでいろいろなケースが考えられます。ですから、そのようなことも危機管理として町としてはやっていく必要があるだろうと、そのように認識しておりますので、その辺ももう一度確認しながら、十分対応を図ってまいりたいと思います。

次に、2点目であります。現在の衛生資材の確保状況は。また、感染者発生時に配布してはどうかのおただしであります。現在、町で確保している衛生資材は、不織布のマスクが5万6,000枚、手配中のものといましては、防護服が400着、フェイスシールドが100個、その他比較的入手しやすい詰め替え用消毒液につきましては、その都度購入しているところがあります。

町では、これまでもマスク不足が深刻な状況になっていた医療機関や高齢者施設等に対しまして、災害用として備蓄しておりましたマスクを2回ほど配布しているところでございます。学校も同様です。防護服もまだまだ追加の分で町も確保したいと思っておりますし、消毒薬もそうです。でも消毒薬も、昨日もお話し申し上げましたけれども、消毒薬には、アルコール剤でありますけれども、やはり有効期限があるということなものですから、確保する量にもいろんな配慮が必要かなと、そのようにも感じております。

今後におきましても、感染状況を注視しながら衛生資材の確保・保管に努めてまいります。

また、衛生資材の配布につきましては、感染者発生等の緊急時など様々な状況に対応していきたいと、また、いかなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、地域医療を守るための1点目であります。これまでの集約状況はと、2点目、署名集約期限はいつまでかに関するおただしであります。関連性がありますので一括してお答えさせていただきます。

初めに、これまでの集約状況はとのおただしであります。署名の対象者は令和2年4月1日現在18歳以上で、郡内町村への住所を有する方で、郡内全体で2万2,466名が対象となっております。そのうち1万5,469筆署名をいただいたと伺っております。また、私、署名のそのものは見ておりませんが、そのように報告をいただいております。なお、本町分としては、そのうち8,865筆の署名となっております。

次に、2点目であります。署名集約期限はいつまでかのおただしであります。南会津

地方町村会より取りまとめの期限といたしましては、令和2年5月末日までと示されておりましたので、先日、南会津地方町村会へ本町分をまとめて提出させていただいたところであります。

次に、3点目であります。医師確保に向けた要請活動を強力に進めていくことが必要と思います。具体的取組について、どのような考えかとおたがひでございますが、これまでも福島県や県立医科大学に対しまして、医師の安定的な確保に向けて要望活動を行ってまいりましたが、現在までのところ、配置についての明確な回答を得るに至っておりません。

今年度も整形外科医の常勤医師が引き揚げられるというようなことで、急遽2月12日に福島医大、それから病院局、そして県保健福祉部のほうに緊急要望をしたところでございますし、先日は5月27日になりますが、知事とのテレビ会議がありました。そのときにも知事にも直訴したところでございます。

そのような中で、今年に入っては、コロナ関係でなかなか県庁のほうに伺う機会もなかったものですから、そのようなことで対応させてもらっているということでもあります。現実には6月6日に県要望に行く予定でしたが、やはりどういう都合か、これも延期になりまして、今、予定ですと7月13日がどうかということで、その日程が調整されているというような状況にもあります。

これは非常に大事なことでありますので、町といたしましても非常勤医師や医療スタッフの安定的な確保が早急に実現できるよう引き続き強く働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 再質問をさせていただきます。

まず、1番の駒止湿原の保護と活用でございます。

2008年3月策定の駒止湿原保存管理計画では、保護が最優先というような形で述べられています。確かに保護は必要ですが、過度に保護のみを優先し、保護や活用をする当事者、民間ボランティアや土地所有者の共感が欠如しているのではないのでしょうか。

木道新ルートは湿原を避ける計画となり、観察デッキを11地点に設置する計画となっておりますが、湿原内への設置やブナ林内の設置は当該地の降雪量などを考えた場合、さらに設置後の維持管理を考えると観察デッキについては問題点が多いのではないかというふうに思います。

さらに歩道ルートについて湿原を避ける計画となっており、歩道を歩いても湿原が見えないことにより、歩道から外れて逆に湿原内に入ることも想定されます。

やっぱりこれらをちゃんと踏まえて、それで文化庁への計画変更の働きかけを願いたいと考えますが、どうでしょうか。

また、近年、文化財保護法の一部が改正されました。保護から活用へという流れの中、文化財に対して保護と活用のバランス感覚を持った接し方が今後、ますます求められると考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も最初の文化庁のほうに町が申請した計画を拝見させていただきました。やはり私としては、自然というものは、もちろん自然があつて、人間ばかりじゃなくて動物もいると、生態系があるということ。そういう中でやはり共存している。それをいかに保護をしながら、人間が守りながら、あるいは動物がそれらを生きる生活圏としてできるような、そういう保護の在り方、活用の在り方が私は必要だと、そういうふうに思っています。

尾瀬もそうです。尾瀬ヶ原を考えてみても木道が真ん中に入っています。木道の在り方はそれぞれいろいろ課題があるにしても、やはり今の技術というか、できるだけ配慮した中でそのような実際に自然に触れてみるという、そういう体験も大事だと思うんですね、同じ自然に生きている生き物として。

ですから、そのようなことをしっかりと町としての考え方も文化庁のほうにも示しながら、今後は進めていく必要があるだろうと。私は今、議員おっしゃられたとおりだと思いますので、それをとりあえずといいますか、計画そのものはある程度実行せざるを得ない状況もございしますが、そのことを念頭に置いた中で計画変更であったり、あるいはそういう対応をしっかりとしながら、この駒止湿原の在り方というものをもう一度、問い直し、見詰め直してみたいと、そのように考えております。

いずれ一度出した計画ですので、なかなか一度出してしまうと計画変更は厳しいものもございしますが、その現状をしっかりと訴えて、そして理解してもらおうということ、いずれ私たちがこの地域で駒止湿原をしっかりと保護していく、活用していくということが我々の責務でありますので、それを念頭に置いて町としてはやっていきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、町長の考え方が分かりました。ぜひその点を今後、具体化に当たってはお願いしたいなというふうに思います。

それで、私も実は湿原を守る会の一会員でございますが、現在、保護活動を行っています民間ボランティア団体の皆さんも高齢化が大分進んでいます。現在の今、いろいろ活動、保護活動等をやっているわけですが、危険信号がとまり始めようというような状況になっています。やはり全く動きができなくなってからでは遅いですから、そうなる前に文化財を活用した地域の活性化、これだけの自然資源が、天然記念物があるところというのは、やはりこの管内の中でも本当に珍しいですし、ある意味では本当に近距離に位置していますので、それらを多くの方々に知っていただき、接していただくことということで文化財保護活動に対する協力や理解が深まることもあると思います。

そのような面からも重ねて、確かに計画で何にも進んでいない中で、文化庁に行くというのは大変だというのは私も一定程度の理解はするものでございますが、やはり文化庁にこのような地域の方々の声を届けてほしいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも本当に皆さん方に、いろんな方々に協力いただいて駒止湿原が今現在あるわけがあります。そうした中で平成27年の豪雨災害から、また昨年災害ということで、今、関係者の方々に駒止湿原の巡視であったり、守っていただいているわけでありまして、町としてもその方々の人たちがばかりでなくて、本当、この地域のといいますか、本当に貴重な自然でありますので、先ほど申し上げましたように、その人たちの意思もしっかり反映できるような対応を町としてはやる責務があると、そのように考えております。

ですからそういう意味で、先ほど申し上げましたが、有害鳥獣害の対策で防鹿柵も張って、何とか効果が見られている状況にはありますが、やはり皆さん方に自然に触れていただくということも非常に重要な体験であったりするわけでありまして、町としてしっかり対応していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ今後、具体的な形でお願いしたいなと思います。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

冒頭申し上げましたように、今後、2波、3波。先ほど、会津方部では1人がという、私も今日、新聞報道を見てびっくりしたんですが、やはり発生時の対応フローチャートの中では、

感染者に対する対応についてはほとんどが県の業務、つまり町はほとんどそれには関わるような、フローチャート上はなっていますが、実際、発生をしたときにはやっぱり町の対応することというのは結構出てくるのではないのかな。私も県の機関のほうにもちょっと問合せしましたら、まだ県としてもそれらはやっていないというような形があったものですから、やはり少なくとも郡内の町村関係と県の、やはり今、保健所が一番の窓口になるのではないかということと考えますから、発生時の、やっぱりしたときの対応が混乱なく、その訓練を行うことによって、それぞれ役場の動き、あとは県の動きができてくるのではないかというふうに思いますが、これについてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

細かい事務的なことは、職員のほうも県のほうと打合せしながらやっているところでございますけれども、私も先日、5月27日に知事から直接、もしも感染者が出た場合のお話が結構、ウエートを占めてございました。

まずは県が記者会見をやるわけでございますけれども、そして町がその後やるということになります。やはり心配されるのが感染者が発生した場合、やはりその周囲から感染者に対してちょっと差別的な対応をされるということが一番懸念されなきゃならないということで、発表する内容もそれらが特定できないような形を配慮した中でやるべきだし、そして発表した後もその感染者に対して配慮すべきだと、そういう注意点も知事じきじきに私にも話がありました。

ですから、そういうことも含めて、その前からもそうですけれども、知事が改めて念を押されたと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、県とのリエゾンの方も、南会津の対策会議にも先ほど申し上げましたが、出席していただいて、そういうときの場合と、それからいろんなケースの場合も、町の状況も我々が会議している状況も出席していただいて分かってもらっていると、そのように思っています。

またどんなケースが出るか分かりませんが、ケース・バイ・ケースであろうかと思っておりますけれども、しっかり町としては対応できるように訓練といいますか、検討もする必要があるだろうと思っております。

また、その前提として感染者を出さないという対策も非常に大切だと思っておりますので、それらも含めて、また出た場合、どうするかということも含めて、町としてももう一度、見詰め直して検討していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほど、町長からもありましたように、やっぱり人権無視というのは何か新聞報道なり、そういう報道の中で大分ひどい嫌がらせとあるというふう聞いています。

私はやっぱり、これまで県内で81名の感染者が出ているわけですね。そうすると、問題点の蓄積というのも大分されてはきているのではないかというふうに思うんです。それらは、県のほうからはどのような形で情報として町のほうには伝えられているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

人権関係のお話でありますけれども、その点についての蓄積された情報については、県からは町のほうにまだ届いておりません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 もし、今言ったように説明がされていないということであれば、やはり今ほど町長からもありましたように、混乱を最小限にするためにもそういうものの訓練を通じた中で突き合わせを行うべきではないのかなというふうに考えますが、どうですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

先日の全員協議会の中でもお話しいたしましたが、町内のPCR検査自体の実施件数もこれまで14件と大変少ない人数になっております。そういった中で、町内での発生もゼロというふうになっております。

そういったこともありますので、今現在としてはそういった落ち着いた状況が続いているという中で情報がまだ来ておりませんが、それに向けて今後、県と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 もしそういう情報が入っていないとすれば、逆に担当の県のほうにやっぱり確認をするなり、危惧している。そして文書だけで人権の問題については問題とならないような対応をしますというのが町の方針の中には触れられているわけですが、具体的に発生したときの場合を考えて突き合わせをしていかないと、その場になるとやっぱり混乱が出てくるのではないかなというふうに思うんですが、ぜひそのところは検討していただく。

そして先ほど町長からの回答の中でも、そういった訓練についても検討していきたいという

ふうな形で回答がありますので、ぜひそんな立場でそれらも含めて検討をお願いしたいなというふうに思うんですが、どうですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今ほど議員からのおただしのおりで、そういった事前に県との協議を進めていく、そしてこういった訓練をするというのは必要なことだと感じております。

また、もし町内で感染者が発生した場合、今考えていることが2つほどございます。まず1つは当日開催を予定しております記者会見の中で、町長から町民の皆様へのメッセージの中で、そういった誹謗中傷をおやめいただきたいというようなお話を入れる予定でございます。

また、町のホームページの中でも同じような形で人権の尊重、そして個人情報の保護、そういったところも併せて啓発していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、このところは発生してからでは多分、対応に遅れを取るというふうに思いますから、そういった訓練とか検討をしていただきたいなというふうに思います。

次に、高齢者施設の関係についてお伺いをします。

一応、先ほども壇上での話の中で、高齢者施設でも衛生資材の不足が危惧されていたということで、その後、私も各高齢者施設のほうの聞き取りもさせていただきました。やっぱり町長も一応、足りないときには対応するからというような、そういう力強い言葉も施設のほうでは聞いていますというような話もございます。

そして今、現状の中でやはりマスクとか、確かに消毒液は少ないんですが、先ほど言ったように長い期間、ストックができないというふうな形も聞きました。そして手袋関係は大丈夫。ただ、ガーゼ類と防護服というのがやはり私が聞いた中ではすごく不足をしていると。

やっぱり発生した際に何とかそういうものが即対応できるようにするには、私は町のほうで一括保管をして、そして一定程度の最低限の数というのはどれだけ必要なのか、やっぱりこれもそれぞれの施設でクラスターが発生したところなんかから聞き取りすれば、大体どの程度必要なのかというのも分かるのではないかなというふうに思いますので、一応、これらについて対応すべきではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に私もそれはそのとおりでと思いますし、コロナが1月頃から騒ぎ始められたわけであ

りまして、そうした時点で手配しようと思ったら、実はもう手後れになっていたと。テレビ等でもマスクがないとか消毒薬がないとか大騒ぎが始まったわけでありますけれども、その時点で既に遅かったということは確かであります。

それは1つの反省材料であると思いますが、その後もマスクであったり、昨日も体温計の話もありましたけれども、それらに対しての調達等も町もいろいろあちこち手配を考えましたが、現実にはなかなか厳しい状況でありました。

実はマスクも3月の時点で中国から何とか入っているというような状況もあったものですが、これもお願いしましたが、現実には5月の連休明けによりやく入ったということでございますし、在庫を持った中で、あるものの中で、マスクであったり消毒薬等も何とかつないだというような状況であります。

医療関係であったり、いろいろ子供たちの関係とか保育所もそうですけれども、そういうところにいろいろ聞いて、そして即したものを町があるもので対応したというのが現状であります。

ただ、なかなか町民の皆さんに配布したらと、そういう話もございましたけれども、在庫が正直言ってなかったものですから、もうそういうのでほとんどなったということなものですから、申し訳なかったですけども、そこまではできませんでしたが、今現在はある程度潤沢に入るような状況にもなっています。そういう意味で、今後いろいろ考えれば、しっかりその辺の対応もする必要があるだろうと、2波、3波に向かって。

マスクも町内の業者をお願いしたところ、材料が入らなくて当面は無理だという話もありましたが、ある時点から、それもお願いして、マスクも作ってもらうこともできましたし、防護服もそういう意味で町内の業者さんに注文といいますか、打診したところ、できるということで、それは別な会社を通してになりますけれども、そのようなことで調達することもできるということも分かりましたし、ですから、今後に備えて、町としていろいろな、今言われたガーゼだとかそれらに対する衛生器材、それから災害のときなんかにも必要なものも、この間も説明させていただきましたが、そういうものを含めて町として総合的に検討して、準備できるものは準備していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　6番、渡部訓正君。

○6番　渡部訓正議員　先ほどの最初の町長答弁の中で、衛生器材について私の質問に対して、町が一括確保、保管し、そういった緊急時に配布できるようにしてはというような形の答弁が、対応するというふうな答弁だというふうに理解するんですが、どのような形でそういった確保

なり、あとは保管なんかを考えているのか、説明していただければと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

先ほどの答弁の中でも、マスクのほうは現在5万6,000枚入っているというところでご説明いたしました。さらに、防護服とフェイスシールド、こちらにつきましてはもう既におとと入りました。ということもありまして、今現在、御蔵入交流館の保健センターのほうで保管しております。ただ、そこも置くのを専門とする場所ではないので、ちょっと置場を今後検討はしなければいけないんですけれども、そういった形で今現在は保管をしております。

さらに緊急時の配布の方法でありますけれども、こちらについては今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 やっぱり発生しないのが一番いいわけですが、発生することを想定した準備というのは本当に大事だろうというふうに思いますので、その点、早急に具体化していただきたいなというふうに思います。

次に、これは国の中の第2次補正予算が成立をしました。2次補正予算の中で介護施設、障害者就労施設などへマスク、ガーゼなどの配布を行うというふうに国会の答弁の中であったやに私は理解しているんですが、その内容についてはご存じでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今ほどのお話でございますけれども、報道でそういった情報が流れたということは聞いておりますが、詳しい内容については承知しておりません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 こういった情報も町で今後対応を考えるのには大事なことだろうというふうに思いますので、ぜひアンテナを高くして、こういう情報収集に努めていただければというふうに思います。

それと、あともう一点、6月11日付の民友新聞で、応援派遣の準備整う、県感染発生の高齢者施設へという見出しで、県内の高齢者福祉施設で新型コロナウイルスのクラスター、感染者集団が発生した場合に備え、応援職員を派遣する県の事業の運用準備が整ったと。10日までに県内約650施設のうち230施設が登録し、346人の職員がその応援の仕組みを構築すると。この事業は施設間で職員を補い、介護サービスの提供を継続することが目的というふうに報道され

ています。本町の施設はこの事業には入っていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

応援職員の関係でございますけれども、報道によりますと、南会津郡内の施設からも応援職員は出ているというふうに向っております。先ほどの応援職員のまとまった数字を見ましても、1施設当たり1人か2人の応援ではないかというふうに感じております。

具体的な施設からの報告は、町にはございません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 こういう形も実際に発生時のことを考えれば、当然検討が必要なことではないのかなというふうに思いますので、もっとやっぱり細部を担当課として、町として把握しておくということが必要だと思いますし、その点はどうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

有事に向けて、そういったいろいろな情報を小まめに集めていくということは、すごく大事なことだと認識しておりますので、課内の体制をしっかりと整えて情報収集に当たりたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ準備方、お願いしたいと思います。

最後の地域医療を守るためにについて再質問させていただきます。

地域医療を守るためにについては、私も毎回毎回質問をさせてもらっているわけでございますが、やっぱり本当にこの地区で整形外科が今回なくなったというふうな、非常勤体制になったということで、そして救急医療体制も「かけはし」というか、南会津病院の出す情報誌の中でも、院長が残念な形として、そういう救急体制の後退も余儀なくされるというような報道も「かけはし」の中に書いてございます。

やっぱり本当にこの南会津地域で南会津病院の充実がなければ、何回も繰り返しますが、生存権の問題にも関わってくる。ただ、その認識は私が繰り返すまでもなく、町長も十分承知をされているというふうに認識しています。

その中で、先ほどの答弁にございましたが、本町で8,865筆ということで、全体で2万2,000に対し1万5,000、なかなかこれ。私も町内をちょこっと聞いたら、まだ署名が回ってこないところ、何かまだ回っていないんだよなというような話も聞きました。全て確認したわけでは

ございませんが、やはりそういう意味では、これはどうなのでしょう。集約状況、やっぱり十分とは言えないんじゃないかというふうに考えますが、それらについては町としてはどのように捉えているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今ほどおただしのありました署名活動ですけれども、郡内全体で言いますと2万2,466人の対象者に対して、1万5,469筆ということですので、68.9%の集約ができたというふうになります。それを南会津町内で見ただけの場合も大体同じなんですけど、66.4%というふうになっております。

議員おただしの全ての方々の目に留まったのかというご指摘だと思いますけれども、今回の集約の方法としましては、各地区の区長様にお願いいたしまして回覧板で回していただいた中での署名活動ということにさせていただきました。ですと、中には家の方が来る前に高齢者の方が急いで隣の家に回してしまったり、そういったこともあったかと考えられます。

そういったところもありましたが、68.9%という、町内でいえば66.4%という数字はおおむね集約ができたのかなというふうに感じております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 もう少し署名の内容を、本当に地区ごとに、今言ったように区長に回覧板で集約をされたということであれば、66.4%の数字ですから、少なくとも8割以上ぐらいの集約というのはやっぱり私はこういう、本当に当該町にとってはすごく重要ではないかと。そういうのをチェックをしながら、それらの弱かったところを再度取り組むような考えはございませんか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

区長さんを通して署名活動をしていただいたということでありまして、私としては、町村会でどういう方法で、18歳以上の人全員にやってもらおうとか、そこまで詳しく協議した部分はありませんでした、実際。

ですから、世帯主だけが署名したというケースもございますので、それは全員承知だというふうな解釈になるわけですが、ただ、人数が確かにこれだけの対象者がいて、六十数%、70%に満たないというような状況であれば、どれだけの本気度かと言われれば、確かにそれはそのとおりかもしれませんが、その趣旨をしっかりと伝えながら、私としては県に要望活

動したいと思えますし、これまでの要望をしてきたことも含め、県はこれに対して、ああ66%くらいかと、そういう認識では私は決してないと思えます。

その辺の意思もしっかり伝えながら、私としては要望をこれまでもしてきましたし、これからもしていきたいと思えますので、そういう数字、確かに大事ではありますけれども、みんなの思いは1人でも大事だと、私はそのように思えますので、それをしっかり伝えるように要望活動を町村会としていくように、会長さんを中心にしてやっていきたいと思えますので、ご理解願いたいと思えます。

町としても議長、それから私と特別な緊急要望もしました。ですから、県のほうでは町の考えも地域の考えも重々承知の上で、なおかつこのような対応に至ったということは本当に、まず私としても地域としても遺憾でございますけれども、その辺も踏まえた中でやはり地域の在り方というものを、福島県として医療をどう考えているのかと。基本的な問題だと私は思っていますので、それをしっかり知事にも病院局にも医大にも訴えていきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、そここのところ、県なり医大のほうにやっぱり伝えていただきたいというふうに思えます。

それで、最後の質問というか、考え方になると思えますが、現在6月で、先ほど町長のほうから、6月の要望が延期になってしまったと、そして7月13日に要望の予定をしているというふうに聞きました。私はやっぱり人事が固まってからでは遅いと。もう既にコロナの問題がありますから、大分、県のほうも混乱しているんじゃないかというふうに思えますが、固まってからでは私は遅いと思えます。

ぜひ、この7月13日が一番最初の取組ということになると思うんですが、やっぱり日程をちゃんとした日程で整理をしていただきながら、それ以降も働きかけを強めていってほしいなというふうに思っていますが、これについて、また町長の決意等をお願いできればというふうに思えます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも、来年の人事の時期に間に合うようにということじゃなくて、これまでも何年も、これはもう本当に正直言って私、町長に就任して10年間全部やってきたと言って過言ではありません。そういう中でこのような事態が起こっていますし、町村会でやったのは今回が初めてのような感じでありましてけれども、でも、やはりこれは非常に私たちの地域にとって、命を守

る最大の最初の前線の病院でございますので、開業医の皆さんにも本当に頑張ってもらっていますけれども、やはり地域を守る最前線の県立病院として非常に重要な役割を占めているところでございますので、県にもその辺もまた改めて訴えながら、もう人事がどうのこうのじゃなくて、時期がどうのこうのじゃなくて、現状を訴えて、町として、町村会として要望を強めていきたいと、そのように考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今回、町村議会議員大会でも要望事項を南会津町議会としても上げていくようなことになりましたので、ぜひ議会も一体となって頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◇楠 正 次 議員

○室井嘉吉議長 次に、15番、楠正次君の登壇を許します。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 通告に従い、一般質問を行いますが、まず初めに訂正をお願いします。申し訳ありませんが、通告書の1行目に書きました「国土調査」、ずっと「国勢調査」と私、読んできたんですけれども、昨日、「国土」という文字に気がつきまして、「国勢」というふうに訂正させていただきたいというふうに思います。

それでは、まず1点目から通告に従い、質問いたします。

新たな過疎対策に向けてであります。平成27年10月の国勢調査により、日本国の人口が公式に減少したことが確認され、示されました。今後も日本の人口は減少の傾向にあり、さらに加速すると総務省の見通しも示しております。

過疎地域自立促進特別措置法が今年度末で失効となります。過疎地域の自治体にとって、地域の人口減少など非常に不安を覚えるわけですが、過疎対策に向けた新たな取組として、急激な人口減少に対処するために特定地域づくり事業推進に関する法律が令和元年12月4日に公布され、今年6月4日に施行となりました。

そこで質問したいと思います。

1つ目、特定地域づくり事業推進に関する法律の事業概要を伺いたいと思います。

2つ目、特定地域づくり事業に取り組む上での財政支援の内容を伺います。

3つ目、この事業は若者定住対策に重要な事業であり、今後の地域づくりの核となる事業と考えますが、取り組む考えがあるか、考えを伺いたいと思います。

2つ目の質問に移ります。

今議会では8人中7人がコロナ関連質問をしております。収束の見えない現状に多くの国民が不安と戸惑いを感じています。新型コロナウイルスのPCR検査及び抗体検査に対する考え方を伺いたいと思います。

2つ目に、現状の検査体制で十分と思いますか。考えを伺います。

大きな3つ目、最後の質問であります。小・中学校の授業数確保について、これまでさきに登壇の議員から同様の質問がされておりますが、改めて町立小学校は4月22日から5月10日まで臨時休業としました。

①休業中の家庭学習に対する教育方針を伺います。

②減少した授業時間数を伺います。

③減少した授業時間数確保の考えを伺います。

④今後も発生する可能性がある長期の臨時休業時の対応を伺いたいと思います。

壇上よりは以上であります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 15番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新たな過疎対策に向けてに関する1点目であります特定地域づくり事業推進に関する法律の事業概要と、2点目の特定地域づくり事業に取り組む上で財政支援の内容に関するおただしにつきましては、関連があると思いますので一括してお答えさせていただきます。

議員おただしの特定地域づくり事業推進に関する法律は、特定地域づくり事業協同組合を設立することにより、地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出するもので、地域住民、地域外住民等を組合で職員として雇用いたしまして、組合に出資した地域内事業者には職員を派遣し、地域の担い手を確保することを目的としております。

対象地域は過疎地域などの人口急減地域とされ、対象事業は季節ごとの労働需要等に応じ、複数の事業者の事業に従事する、いわゆるマルチワーカーの派遣等となっております。県知事の認定が必要となります。

次に、財政支援ですが、派遣職員人件費は1人当たり年間400万円、事務局運営費は年間600

万円を上限とした対象経費の2分の1を町が支援することによりまして、その2分の1が国からの補助金として交付されることとなります。さらに残りの町の負担額の2分の1については、特別交付税で措置されます。

次に、3点目ではありますが、この事業は若者定住対策に重要であり、今後の地域づくりの核となる事業と思うが、町として取り組む考えはあるのかとおただしではありますが、町内には人手不足が顕著になっている業種もあります。雇用の創出及び人材確保につながる取組として有効であると、そのように認識しております。

今後、この事業につきまして調査・検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関する1点目でありますPCR検査及び新型コロナウイルス抗体検査に対する考えを示せとおただしではありますが、PCR検査をめぐりましては、検査件数をもっと増やすべきだという意見が全国的に上がっておりますが、検査体制の整備の遅れや医療崩壊を防ぐ観点から、感染の疑いのある方に絞って検査が行われてきた経緯があると、そのように思っています。町といたしましても、早急に診断が必要とされる方が迅速に検査を受けられることが重要であると、そのように認識しております。

また、抗体検査につきましては、集団免疫が獲得されているかを把握するための疫学調査を目的として行うものとされておまして、WHOにおきましても、抗体検査は診断を目的として単独で用いることは推奨していないと、そのようにしています。このようなことから、抗体検査は国・県レベルの大規模集団を対象として感染状況の確認のために行われるものと、そのように理解しております。

実際にPCRの検査は、検体を持って福島に行かなければならないというのが現状でありますし、今度、抗体検査になれば、これはもっと近くでできるようになるのかなと思いますが、どのような体制でやるようになるのか、これはやはり地域としても南会津病院はもちろんでありますけれども、開業医の先生方とも医師会の皆さんともいろいろ協議が必要になってくるのかなと思いますし、いずれこれは国・県のほうから、何らかのまた方針とか指示があるものとも思っています。

町として協力できるものは当然協力していきたいと思っておりますし、一日も早くこれらをしっかりと。今度、抗体検査はある程度、感染者の周囲の人にはみんなやるみたいな報道もされておりますから、多分、流れは変わってくると思うんですが、そのような対応になれば、町としてもできる限りのことはやっていくことが大事だと、そのようにも思っています。

次に、2点目であります。

現状の検査体制で十分か考えを示せとのおたかしであります、今ほど申し上げましたけれども、県によりますと、5月26日現在、県内のPCR検査は1日に最大450検体、この検査ができる体制であると、そのように今現在発表されております。さらに、県では6月末までに新たなPCR検査機器を10台購入いたしまして、県内の6つの二次医療圏に配置する計画と、そのように聞いております。

これによりまして、120検体の検査を追加することができるようになります、1日最大570検体検査することが可能になります。

また、これまで採取された検体は、検査機関であります福島市の福島県衛生研究所に搬送されておりましたが、今回の新たな検査機器の導入によりまして、初めて会津・南会津二次医療圏内においても検査機器が設置されますので、検査結果の判明までの時間が若干短縮されるのではないかなど、そのように思っています。

町といたしましては、県内の検査体制が充実することや、これまでの町内のPCR検査の実施件数などを勘案すれば、今の状況で特に、検査の数からしても支障がないのかなど、そのように考えておりますが、クラスターとかそういうことが起これば、それはまたいろんな課題が出てくるのかなど、そういう懸念もございます。

以上、申し上げましたけれども、町としてもできるだけ対応を精いっぱいしていきたいし、それから県のほうにも要望もしていきたいと思っておりますが、まずは感染者を出さないということにも尽力していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私のほうから小・中学校の授業時間数確保についてお答えいたします。

まず初めに、議員のほうから臨時休業期間が4月22日から5月10日ということでご質問がありましたけれども、その後、県のほうからの要請がありまして、5月31日まで臨時休業期間としたわけです。

ただ、4月22日から5月10日は本当に完全休業という形でしたけれども、5月31日までの期間につきましては、分散登校や一斉登校など部分的な登校をしながら対応してきたということでご理解いただきたいというふうに思います。

それでは、休業中の家庭に対する教育方針を示せとのおただしであります。今回の新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業の目的は、感染の防止と感染の拡大防止でありましたので、学校を通して児童・生徒が不要な外出を避け、規則正しい生活が送れるよう指導をお願いしたところであります。

また、家庭での学習になりますので、学校からの課題だけでなく、ふだんできないような学習にも挑戦し、時間を有効に活用できるよう、各学校へお願いをしてきたところであります。

次に2点目、減少した授業時間数を示せとのおただしであります。各学校により多少の差はありますが、小学校低学年が約70時間、小学校高学年が約85時間、そして中学校が約90時間程度の減少となっております。

次に3点目、減少した授業時間数確保の考えを示せとのおただしであります。臨時休業期間中に分散登校及び一斉登校日を設定して授業時間数の確保に努めてまいりました。その後、各学校との話し合いの中から、夏季休業期間を短縮して7月末まで授業日とすることを決定いたしました。

今後も各学校と連携を図り、不足に対応するために、今後、土曜授業の実施や、また冬季休業期間の短縮等も視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に4点目、今後も長期の臨時休業時に対応するための考えを示せとのおただしであります。今までどおり臨時休業の目的である感染の防止や感染の拡大防止の徹底を図るとともに、文部科学省や県教育委員会からの通知や指示に基づき、状況に応じ、子供たちの健康を第一に考えた対応をしてまいりたいと考えております。

なお、臨時休業中におきましても感染防止等に配慮しながら、子供たちの状況の把握や学習指導のため、分散登校や一斉登校日設けるなどの対応をしてまいりたいと考えております。

また、先ほども話が出ましたが、ICTの活用等も検討しながら対応を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、再質問させていただきます。

内容は、先ほど示されましたが、この地域に本当に合致する内容だなというふうに感じました。さらに財政支援の部分も一緒でありましたが、ちょっと聞き漏らした感があるかもしれませんので、改めて。

派遣者の人件費としては400万円程度、そして運営費が600万円補助があり、そのうち300万円を国、市町村と。そして市町村、我が町でいえば、町は300万円を運営費支出するが、特別交付というような形で2分の1ですから150万円。150万円でこの総事業が完結できる。それは売上げ等々も入りますが、補助の関係でいうと、今、私が説明したとおりでよろしいかどうか、まず最初に伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 この事業に関する財源についてのおただしについて、お答えをいたします。

ちょうど町長が説明したとおり、仮に年間400万円という経費がかかったとすると、その2分の1を国と町で負担をいたします。いわゆる100万円ずつ負担をします。そのうち町の負担した100万円のうちのさらに2分の1、これについては特別交付制で負担をしますということになりますので、400万円の事業に対して200万円の補助がありますが、実質、町の負担は50万円ということになります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 先ほど、町長は人件費として1人当たり400万円というようにお話をされたように思ったんですけども、運営費は国交付金600万円。

〔「上限600万円」と言う者あり〕

○15番 楠正次議員 上限600万円ですね、はい、分かりました。

そのうち、今、説明のとおり、市町村が2分の1で、そのうちの2分の1をさらに特別交付されるということ、はい、分かりました。

それから、この事業が、私、読んでいて、すごく重要だなと思ったのは通年を通して雇用できない地域というのは山村、農山村、そしてさらに降雪のある地域、そういう地域は通年を通して、例えば農業であったり、林業であったり、それも冬になるとできなくなる。それが冬になると仕事になる人も今度、夏場の仕事がないとかというようなことが多々あります。

そうすると、それらの者に、この事業がまだ全く初めての事業で、6月4日に施行となったばかりでありますから、担当部署でもいろんな情報を入れて、探っている状況かと思えますけれども、国では全体では5億円の予算を組んでおりまして、その対象となる過疎市町村、そういうところは160ということなので、結構、1自治体当たりの予算もかなりの額になってくるわけでありまして、これを年間を通してというのははいまいち。組合をつくる、地元の事業所、人、個人でいいのかどうか、そういう部分が。

組合をつくってこの仕事をしているところに、例えば農家で人手が足りないと言っているところに派遣をする。そこからお金もいただき、国からの補助金も利用して1人の雇用者が400万円、これって400万円の所得というふうに考えていいのかなど。とすると、私はすごく若者流出とかに効果があるのかなというふうに考えるんですが、そこはどうですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

まさに議員のおただしのおりでございます。まず特定地域づくり協同組合という組合を設立をいたします。この組合は県知事の認可が必要ですので、あらゆる条件がありますが、認可をしていただいた組合、こちらは県知事の認可、それがありますので公的な性格を持ち、さらに先ほど言いました財政支援を用いるということで、通常の人材派遣会社とは違う、新たな組織というふうに設立される人材派遣会社というイメージでよろしいかと思います。

そちらに派遣を受ける事業者ということで、今、議員からも農家という言葉がございましたが、派遣を受けたいと考える事業者は今申し上げました組合の出資者、組合員にならなくてはいけないということで、一定程度の出資をしていただくという条件がございます。

出資をしていただいた事業者、農家という話がありましたが、あらゆる事業が可能でありまして、商業、工業、運送業、サービス業、観光業、それから伝統工芸品や地場産品を作っているような事業体、そのほか先日もありましたが、コミュニティバスとかタクシーの運転手、そういうような事業体、こちらに対しても出資をしていただければ派遣先となり得ることができます。さらに、その組合に雇用される職員でございますが、働き手でございますが、こちらはどなたでも可能ということですが。

趣旨としては、移住をしてきた方の生活の安定を図るためということで、移住を希望するんですが、なかなか生活の安定に不安を持つという方を基本的には対象とした法律の趣旨になっておりますが、現実には地元の方で、現在不安定な雇用されている方で安定雇用を求める方、こちらについても対象となることができますので、派遣社員としてその方が組合から給料をもらって、そこから農家に行って仕事をするというイメージになっております。

ただ、町長が申し上げましたように、マルチワーカーということで、通年、何年も継続してその農家に勤務することはできません。季節によって、例えば夏場はトマト農家に行って仕事をする。冬は例えばスキー場に行って、スキー場の仕事をするというような、年間で複数の事業に取り組むということが必要となってきます。

それで、財源の話なんです、分かりやすく言いますと、組合から派遣される社員が月給で

いいますと、例えば40万円の給料で、その会社、組合の社員になりますと。その社員になった派遣者はトマト農家に仕事に行くわけですが、トマト農家の方は20万円だけ、組合に手数料としてお支払いをするということで、差額の20万円分は組合の持ち出しになるんですが、そこについて国と県でその分の穴埋めをするということになりますので、トマト農家、スキー場にとっては半分の給料といえますか、手数料で雇うことができる、こういうものでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 はい、分かりました。そうすると、組合せはいろんな形があるけれども、取りあえずは組合に出資をし、そしてその事業に参加をすると。町はこの組合に出資できるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 残念ながら町は、これは市町村はなれないというふうな規定になっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 はい、分かりました。

人件費補助は、例えばこの派遣の組合が南会津町でできたとした場合、無尽蔵に雇えるわけではないと思うんですけれども、何人ぐらい雇える、可能性としては。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

一組合当たりの財政イメージとして、運営費は最高2,400万円ということで一定程度の上限がありますので、そこはちょっと規制があるのかもしれませんが、これもまた法律が施行されたばかりですので、その辺の上限については今後、国との調整が、国からの情報収集ということを考えております。

ただし、この財政措置というのは1年とか2年限りではなくて、国の説明によりますと半永久的にこの財政措置は続くというような説明を受けております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 これまでの説明、答弁を聞きますと、本当にこの地域にとって新たなまちづくりの核といったものになるような感じがしております。Uターン、Iターン等々もなかなかこの地域を選んでいただけないというのは通年を通して、通年を通してというのはいろんな仕事をしながらでも何でも、通年を通しての安定した収入、これは先ほどの説明によりますと、本当に雇用する側も、先ほど例としては40万円のうち20万円は負担して、20万円は

国・県のほうから補助がされて40万円の収入になる。それが時限立法ではなくて永久的にこの事業が継続するとすれば、これはぜひ取り組むべきというふうに思いますが、町長、どうでしょうか。もう積極的にこれは取り組んでいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

一時は本当に求人が多くて、職をどうするんだという話がありました。いろいろミスマッチ等もございますけれども、そうした中で人手不足がどこでも顕著になってまいりましたし、町でも本当に必要なところになかなか人材が確保できないというような状況も続いております。

私もこの話を最初、聞いたときに、去年ですけれども、今ある組織でもいいのかなと思って聞いたんです。やっぱり今、いろんな制約が当然あるわけですが、そうした中でいろいろ制約のある中で約束もあって、これらの事業を国のほうが計画しているということでもありますから、その辺、先ほど課長のほうからもありましたけれども、この制度の内容をよく精査した中で、私たちがやれることであれば非常にいい制度だと、そのようには感じておりますので、できるだけこの制度を活用した人材確保であったり、あるいはやりたい仕事ができる、そして仕事を経験することによって、またその次のステップに進めるような、ある意味、対応を町としてもやっていけたらと思います。

いろいろ具体的になればあるかもしれませんが、それをクリアしながらやっていくことが大事だと思いますので、その辺をまず検討しながらやっていきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、2点目の質問に移ります。

コロナウイルスPCR検査、あと抗体検査に対するところでは、抗体の部分は感染者も出ていないというようなことで今後はこれまでどおり推移を見守りながらということでありましたけれども、PCRに関しては増やすべきとの声もありということがありました。

今ある県内での検査可能というのは450検体というふうに先ほど答弁されたと思いますが、今月末までに新たに10台の検査機器が導入されて、6つの医療圏に入ると。とすると、この南会津は昔の七つの医療圏のときに入っていましたけれども、会津全体で1つというような感じで、南会津地方は広いけれども、南会津には配置にならないということですか、まだ分からないか、その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、10台のうち何台入るかというところもまだ正式には決まってございません。1台か2台というふうには伺ってはおりますけれども、その中で昨日、実は南会津病院のほうとお話をさせていただいたところ、事務長とお話ししましたところ、恐らく会津若松市にある大きな病院に配置になるのではないかというふうなことでございました。逆にいいますと、今のところ、南会津病院には配置の事前のお話が来ていないということでございました。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 これまでもいろんな各議員の質問の中でも町長が答えておられましたが、リバティ1本で首都圏とつながっている南会津町、会津の玄関口としては感染者が全く出ていないというのは本当に奇跡的な話なのかなというような気もしています。

そういう中で今の状態だと、南会津病院の発熱外来で検体を採取し、それを保健所の職員が福島県の衛生センター、検査センター、そこに運んでというようなことで、今いろいろ検査に対する向かい方も変わってきましたけれども、最初は37.5度の熱が4日とかとありましたけれども、それが変わりまして寒気がしたり、だるさがあったりとか、また最近新しく意識障害、最初に意識障害になってしまって、それはコロナとは関係ないと思って病院で受け入れたら、コロナに医療従事者が感染するというようなこともあったので、やっぱりできるだけ近いところで、できるだけ早く検査ができる、これは今出ていないからだけど、今後、町長も2波、3波という話もこれまで話しておられましたけれども、それは可能性としては否定できないというふうに思います。

ですから、南会津地域広域地方町村というんですか、南会津地方でやっぱりPCR検査1台、県のほうに求める、ぜひ設置をしていただきたいというような考えについてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

実際、福島県でまだ1か所しか出ていないということでありまして、その体制づくり、テレビ等でも、マスコミ等でもなかなか検査技師というんですか、その人材の確保が難しいというような状況もありました。それが本当にそうなのかどうか私も分かりませんが、そういうことも含めて、ただ、南会津病院の今の体制の中で、発熱外来の対応はしていただいておりますけれども、このPCR検査そのものがもうどのようになるのかということは、院長先生ともお話しする必要があると思うんですね。

ですから、私たちのこの近くでそういうことができるということは、やはり非常にある意味では1つの安心感にもなると思うんですね。ですから、それらも含めて話はしてみたいと思

ますが、今の状況で本当にそれをやって、また、ふだんでさえなかなか大変な医療活動の中で、また新しい業務が入るということが可能なのかなのか、そこも含めて、県のほうにももちろん、だからこそもっと医療スタッフを整えてくださいというような、そういう言い方もありますけれども、そんなことも含めて町として検討して、そして要望できるものは要望していきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 2週間ぐらい前でしたか、フランスの大使館で日本の検査機器メーカーに感謝状を贈ったと。フランスでそれは利用しているという報道がありました。この機器、私も調べてみましたら松戸にございまして、プレジジョン・システム・サイエンス社という会社で、ここがこの機械を作っているんですけども、一度に12検体が検査できて160分で検査結果が出ると。

それから、これは本当に大きなところなんだろうと思いますが、96検体同時に、やっぱり同様の時間で、2時間ちょっとでできるというのも、これが最初、私が話したのは800万円だそうです、機械そのものは。あとの今、最高に一度、同時にできるものとしてフランス大使館から感謝状を贈られたというのは2,200万円もする。

これだけのコロナ戦争と言われる中では、そんなに高い話ではないなというふうに思います。こういうものに対する自治体ごとの、例えば臨時交付金が先週決まりました2兆円ですから、この2兆円の配分って前回の一次の部分ですと1兆円で、たしか南会津町は1億1,500万円とかという話でしたが、それはそう変わらないで2億3,000万円という概算で、来るのかなと想定しているんですけども、その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

おただしのとおり、第一次では約1億1,500万円来ました。二次の分につきましては配分額がまだ町のほうに幾らになるというのは正式に来ていないということでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

先ほど、県のほうにも要望していただけるというようなことなので、強くやっぱりこの広い地方、そして観光地域であれば、検査したい、だけど様子を見て、検体を発熱外来で採取してもらって、それを保健所の方が福島まで運んで検査をするという、すごく今の時代にそれは、運送屋さん頼むとかそんなわけにはいかないものだと思いますから、今の時代では仕方がな

いんだと思いますけれども、ぜひそこも進めて、町ですぐに身近で検査ができるというような体制が取れば、人々の安心にもつながると思いますので、お願いしたいというふうに思います。

大きな3点目の小・中学生の授業数確保についての話ではありますが、細かな点はこれまで聞いておりますので私の考え違いの部分はありましたけれども、7月中に振替の形で夏休みを返上していただいて登校していただく。それでどの程度、先ほどの70時間、85時間、90時間の減少、これが解消できて、例えば中学校の1年生、2年生の場合は、昨日もありましたけれども、別に単年度で解消しなくてもいい。3年生の場合はとにかく早い段階で終了して受験に臨まなくてはいけないだろうというふうに思いますが、部活動等々、校外学習、課外学習等々、いろんなものがなくなってきて、そういう部分が授業に振り向けられるとすると、夏休みは何日間になるのか、1週間程度なのか、それにそういう部分を加えるとさほどの、土曜、休日返上とかそういうことがなくてもできるのではないかなというように話をされている学校経営者もいらっしゃいますけれども、その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

授業数の確保というようなことで、まず先ほど時間数で述べさせていただきましたが、日数で申し上げますと、休業による授業日数の減が15日でございます、先ほどの7月いっぱい授業をするというようなことで7日間は確保できるというようなことで確認しております。

これをもって校長会のほうで各校長先生のほうに話、意見等を確認しているところでございますけれども、単純に差引きをしますと8日間不足しているというようなことになるんですが、この部分については、各学校のほうで様々な授業の確保に努めて、挽回できるというようなことで確認はしているところでございます。

夏休み期間についてですが、基本的には8月、実質的には1日が日曜日ですので、2日からなるのかと思いますけれども、24日までということで、こちらの夏休みの終了期間については変更ございません。

こちらのほうについては当初、中体連と予定しておったところでございますが、中体連が夏休みにかかって、7月中に実施するというようなこともあって、その分が不足する場合は8月の後半、8月といいますか、後半に再度授業するというような話もあったんですが、中体連のほうも中止になってしまったということで、その分で授業数が確保できるというようなことになったものですから、当初の予定どおり7月いっぱいの授業をもってその時数は確保できると

というような状況になっているところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 先ほど、土曜日の登校、さらには冬期間もというような答弁が第1答弁の中であったように思ったんですけれども、とすると、改めて確認ですけれども。夏休みの7月分で、その当時は中体連等々が先にずれ込む感じだったけれども、それも中止になった。だから夏休みの振替等々で、夏休みの7月分でこの不足授業数は解消できる。あと、そのほかの部分というのは各学校での対応というふうに理解してよろしいんですか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

先ほど、土曜授業や冬期休業の短縮ということでお話し申し上げましたが、これは2次、3次ということで、新たなる発生があつて臨時休業日等がまた多くなった場合の対応というふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

それで、高校の野球は甲子園で1試合だけできると。県でも高校の県の大会をするというようなことが示されましたけれども、中体連で、ある保護者の、田島地域の3年生、3年生になって今年は選手になれるということで子供がすごく楽しみにして、家庭でも練習に取り組んで、休業中であっても一生懸命練習に取り組んでいたのに、中体連がなくなってしまったということで非常にがっかりしている、そのおばあちゃんがおっしゃっていましたけれども。

町内では発生していない、郡内でも発生しておりませんが、秋頃までとにかく、あまり遅い段階になってしまうと受験に向けてとかというのがあると思うんですけれども、町で、せっかく2年とちょっと、スポ少時代からすると本当に結構長い期間、頑張ってきた野球であったりバレーであったり、いろんなスポーツ、楽しみにしていた。その人たちの、特に3年生にはやっぱり達成感、やり切った感を持って気持ちを切り替えて向かってほしいなというふうに思うんですけれども、そういうところに何か考えが及ぶことはできませんか。考えはありませんか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたしたいと思ひます。

私も中学校の教師だったものですから、中体連に子供たちがそれにかかる熱意と、そういうものは十分感じており、それが本当に中止になるということは、子供たちにとって本当に残念

なことじゃないかなということをおもっています。

また、中体連のほうでもどうにかそれをできないかということいろいろ検討しましたけれども、やはり期間的に3日間かかるとか、大変遠方になってしまうと。移動自体もやはり感染が心配だし、遠くになった場合、宿泊を伴う場合、また感染も心配になってくるということで、そういう大会等は中止というふうになりました。

また、競技によっては、剣道や柔道とかそういうふうに対戦するものはやはり心配があるということで、できる競技とできない競技も出てきてしまう。やれる子供もいれば、やれない子供もいるということも教育上、どうかなというお話もありました。

なお、知り得た情報によりますと、大会という形ではなかなか難しいですけれども、郡内であれば練習試合というふうな形で思い出作りはできるというふうを考えて、協会やそちらのほうでそういうことを考えているという情報は得ておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 剣道であっても、テニスであっても、バドミントンであっても、柔道であっても、密になるかもしれませんが、南会津であればという決断は、いつ誰がどこで感染して、無症状で感染させるかも分からないということを見ると、なかなか決断できないのかもしれないですけれども、それは生徒、保護者、教育委員会、学校等々の協議の中で、いや、こういう形で何とか、そんなに長い期間をやるのではなくて、町としてこういうふうにやらせようというようなことをぜひ検討していただきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたしたいと思います。

大変、議員の本当にお話のとおり、やはりそういう気持ちは皆さん、お持ちではないかなというふうに思っています。反面、やはり病気ですので、これは100%防げるという保証もないわけですね。やはり感染も心配するということもありますので、町でやりましょうという形はなかなか難しいかなというふうに思っています。

ただ、やっぱり指導者とか保護者の方とかと協会というグループで十分話し合っていて、お互い納得の中で、そういう競技を開催するということが可能かなというふうに思っていますので、やはり練習試合等でそういう対応がベストではないかなと私自身も考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、昨日もありました今回、1億7,000万円ほどの端末の整備等々の予算が計上されておりまして、このWi-Fiの環境、私たち所管でありますから調査をさせていただきました。

そのときに、私も本当に未整備、環境が整備されていないところって相当あるんだろうなと思ってはいたんですけども、結構整備されているんですよ。あのときは10%弱が未整備。ですから約90%ぐらいは小・中学生の家庭のWi-Fi環境が整っているというふうに。あのときは確定の話ではなくて、されたんですけども、その後、もちろん昨日あたりも随分、やるべきだ、せっかく導入したのにそれが自宅で使えないなんてという話がありましたので、きっちりとした調査をされたのではないかと思うんですけども、小学校、中学校の接続できる整備環境というのはどのくらいになっていますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

小学校、中学校全てでアンケートを実施した結果が出ましたので、ご報告させていただきますが、有線、無線、あとは使用できないというふうな形でのアンケートをとったところがございます。

有線、無線、それぞれ重複している部分がありますので、単純に足し算はできないんですけども、有線については13%、あとは無線については80.6%で、全く使用できないというのが8.8%というようなアンケートの結果が出てきたところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 とすると、全くできないというのが8.8%ということは、ほぼできるという環境になっています。このLANの構築とかWi-Fiの整備というのは一次補正の中で内容に盛り込まれていたと思います。それらを活用して、この8.8%は本当に遠くてできないのかどうか、あと接続に係る予算というのは、試算という形では8.8%だと何件でどのくらいかかるかというのは計算されましたか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

全く使用できない、件数で申し上げますと、回答数で65世帯というようなことで報告が上がってきております。今ほどございましたネット環境がない世帯に対する対応というふうなことで、LTEのモバイルルーターの整備というようなこともメニューとして挙がっているところがございますけれども、こちらのほうについては、今回の補正のほうには上がってはいないと

ころなんですけれども、今後、国・県のほうには再度の募集といたしますか、補助はあるのかという部分も確認はしておるところでございますが、予算の状況次第では再度の交付もあり得るというようなことでの確認はしてございます。

金額的にはまだ細かい査定といたしますか、見積り等は承知しておりませんが、通常市販されている部分について1万円程度でございますが、実際、こういった学習等で使うものになりますともうちょっと高い金額になるのかなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 8.8%が65家庭というふうに捉えてよろしいんですか。違いますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 65家庭ということで把握しております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 65家庭。それで、教育長とすればオンライン授業は1年生から4年生まではあまり効果が得られないと、例えば小学校の場合ですね。中学生ぐらいからだ。だったら中学校だけでやろうというふうなことも可能なのかなと思うんですけれども、そういう部分はどうか。

やっぱり1年生からやるとすれば、みんな、端末を全ての生徒に与えるんだから、全てが同時にできるようにというふうに考えれば、小学校1年生から中学校3年生までというふうに考えなくてはいけないんですけれども、今聞いてみると65家庭、これは全体の中だと思いますけれども、1万円がちょっと上がったにしてもさほどの金額には感じられませんけれども、今後、オンライン授業に取り組むとしたらどんな感じを想定されますか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたしたいと思います。

確かに、場合によっては低学年であって、タブレットを持ち帰ってもそんなに活用が図れないという場合も考えられると思うんですけれども、仮に次年度、次の年というふうに考えたら、やはりそれぞれ成長していくわけですので、それはやはり児童・生徒であれば、もし設置をするというふうになれば、対象家庭には全部設置をしていきたいなというふうに考えています。

ただ、やっぱりオンライン授業ありきではないと思うんですね。オンライン授業は最終手段だということで、逆にオンラインを整備したばかりにその最終手段が過度に使われるようになると、せっかくの教育のよさが失われるということも考えられますので、やはりそこは慎重に進めるべきかなと私は考えています。

導入に当たっては、つながればすぐ授業ができるかということではないと思うんですね。やはり授業者も訓練しなきゃいけないし、受ける側も訓練しなきゃ。そこにある程度の期間というものが必要だと思うんですね。やはりお金がある、機材がある、だからすぐできるかというわけではないわけです。

ですので、私はこの辺、導入についてはちょっと慎重にしていきたいなと考えています。やはりそれ以外の方法で授業の充実を図れる方法があるんじゃないかという考えも大事かなというふうに思っていますので、その辺は同時に併せて検討していきたいなというように考えていますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、15番、楠正次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。昼食休憩にします。

なお、再開時間は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

ここで、総合政策課長より発言したい旨、申入れがありましたので、これを許可します。

○小寺俊和総合政策課長 午前中の15番議員からの特定地域づくり事業に関する一般質問の中で、事業組合運営費補助の対象となる人数の上限についての質問に対しまして、事業費で2,400万円が上限とお答えいたしました。2,400万円は国で示す標準的な1組合当たりの事業規模の例であり、補助対象費の上限ではございませんでした。

正しくは、人数及び事業費の上限は示されておらず、国の予算の配分内で補助が受けられるものであります。おわびして訂正をいたします。

○室井嘉吉議長 15番議員、よろしいですか。

○15番 楠正次議員 はい、了解いたしました。

◇馬場 浩 議員

○室井嘉吉議長 それでは、2番、馬場浩君の登壇を許します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく分けて5つです。

まず最初に、特定空き家（危険空き家）の現状は。

2015年、空家対策特別措置法が施行され、その中で特定空家（危険空き家）に対する項目が明記されているが、町内各地区における特定空家（危険空き家）の現状及び町の取組はどうなっているか、お聞きします。

2番、災害時の避難対策は。

もう梅雨入りになりましたが、局地的に豪雨災害、台風災害の危険性が高まってくるが、新型コロナウイルス感染のリスクを避ける避難誘導の対策はどうなっているか、お尋ねします。

3番、さゆり荘の本年度の発注状況は。

本年度、さゆり荘の宿泊棟新築工事が6月になっても、すみませんが、この一般通告を出す時点で発注されていなかったかどうか不明だったもので、こういう文章になっていますが、発注されていないようだが、どうしてか。

4番、SNSでの誹謗中傷の対策は。

先日の報道で、SNSでの誹謗中傷が原因で女性が自ら命を絶ったとありましたが、南会津でも他人事ではないように思われます。教育現場はもちろんですが、職場や社会生活においてSNSでのトラブルで悩んでいる方に対する相談窓口が必要と思うが、町の対応はどうなっていますか。お尋ねします。

5番、県とのコミュニケーションをどのように取っているか。今回の新型コロナウイルス騒動で外出自粛要請が発令され、各会合も開かれない状況下にあります。町民からは、県立南会津病院、県立南会津高校の問題はどうなっているのか。新型コロナウイルス騒動の中、県が一方的に進めるのではないかという、このような不安の声が聞かれます。

町長はこのような状況の中、県とのコミュニケーション、いわゆる対話をどのようにとっているか、お尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わりたいと思います。なお、残された時間内で再質問をさせて

いただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、馬場浩議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、特定空き家、危険空き家、危険家屋の現状及び町の取組はとのおただしであります
が、令和元年度末の危険空き家は田島地域54件、館岩地域15件、伊南地域4件、南郷地域11件
の合計84件であります。

本町では、危険空き家等を減らすため。町の広報や固定資産税の課税通知に適正管理に関する
チラシを同封いたしまして、町内の空き家の適正管理について周知啓発に努めているところ
であります。

また、空き家に関する無料相談会を開催しているほか、危険空き家の除去に対しまして、補
助金の交付もしております。

今後も空き家の所有者に対して空き家の適正管理について周知を行い、危険空き家の縮減に
努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染のリスクを避ける避難誘導の対策はどうなっているかとお
ただしありますが、町では災害発生時における避難所での新型コロナウイルス感染対策の強
化を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金や、福島県避難所の新
型コロナウイルス感染対策強化事業補助金を活用いたしまして、密接状態の回避や飛沫感染を
防止するためのパーティションや簡易ベッド、マスクや手指消毒液等の備品の整備を行うこと
としております。

また、災害発生時に高齢者や妊婦さん、障害者など、避難に特段の配慮が必要な方や、新型
コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い方などを町内のビジネスホテル等に避難させるこ
とができる協定の締結について、業者との協定を進めているところであります。

さらに、町民への広報についても、避難する際に避難所だけでなく、安全な親戚や知人宅に
避難することや自宅内での垂直避難、いわゆる1階から2階への避難とか、あるいは状況によ
っては一時的な車中泊とか、もちろん駐車場の準備も必要でありますけれども、そのようなと
ころを避難場所として設けていく必要があると、そのように思っています。感染のリスクを避
ける手段などを広報みなみあいづ等を通じ、周知してまいりたいと考えております。

なお、ハザードマップそのものも以前は町全体を対象にした図面で表示しておりましたけれ
ども、まだ全域とはいきませんが、それぞれの狭いエリアの中で、どこに逃げたらいい
のかということ、そして皆さん方に見やすいハザードマップの作成を今、しているところであ

ります。

次に、本年度のさゆり荘宿泊棟新築工事の発注状況についてのおたただしであります。令和2年度のさゆり荘建設事業につきましては早期着工を目指し、宿泊棟の建築主体工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事の4工種について、去る5月8日に指名競争入札を実施し、5月15日の臨時議会で提案する予定でありましたが、建築主体工事において指名した町内10業社全てが辞退という結果となりました。

これを受けまして、一部設計の見直しを行い、再度、町内の10業者を指名し、おとといの6月16日、再入札を行った結果、落札者が決定いたしましたので、5月8日の入札により、落札者が決定している電気設備工事、給排水衛生設備工事と併せて、本定例会の追加議案として提案させていただく予定であります。

本工事につきましては、新型コロナウイルスによる影響など不確定な要素も懸念されますが、令和2年度中の完成を目指し、事業を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、SNSの誹謗中傷対策に関して、SNSでのトラブルで悩んでいる方に対する相談窓口が必要と思うが、町の対応はどうなっているかのおたただしであります。議員おただしのよう法人、個人に関係なく、SNSなどで誹謗中傷される事案が多発しており、社会的にも大きな問題として取り上げられております。

SNSなどで誹謗中傷されている事実を知った場合、誰もがショックを受けたり、怒りを感じたりすることもあると思います。まずは冷静になり、その後に対応を考えていくことが必要と、そのようにも考えております。

町といたしましては、SNSに関する悩み事に限らず、心と体の健康に関する不安や悩みに対応するための相談窓口を開設しております。

また、先日、全戸配布いたしました「南会津町新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック」の中で、子育てや消費生活、人権問題など幅広い分野に関する相談窓口も案内しております。

いずれにしても、実際に相談を受けた場合には、これらの相談窓口と連携を図りながら、対応に努めてまいりたいと、そのように思っています。

まず、基本として、人として誹謗中傷がどういうことであるのか、自分が言われる立場になったらどうなのか、相手の事情もよく考えて、やはりいろいろ自分の意見を述べることは私は大事だと思います。そのモラルの徹底も町としても皆さん方をお願いしたいと思ひますし、そのような被害に遭われた方にはしっかりと窓口の中で相談を、いつでも、誰でも、どこでも受

けられるような、そのような対策を取ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、県とのコミュニケーションをどのように取っているかとおたがしありますが、これまで様々な場面において、福島県知事はじめ県担当部局へ要望のほか、対話を重ねてきたところでもあります。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、福島県庁へ出向くことは困難な状況となっておりますが、先月にはオンライン会議で福島県知事との意見交換を実施いたしまして、町の考えをお話しさせていただきましたし、要望もさせていただきました。

そういう中で、さらに福島県南会津地方振興局復興支援・地域連携室を通じて、随時要望も行っております。

今後も、県立南会津高校及び県立南会津病院の件につきましては、私たちの地域にとっては非常に重要な案件でございますので、これまで町も行ってまいりましたし、町村会を通じても行ってまいりましたが、皆さん方、私たちの意見がしっかり県に届くように要望活動を続けていきたいと、私たちの考えがしっかり伝わるように要望活動を続けて、議論をしていきたいと、継続していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 順序を逆というか、不順で質問させていただきます。

町長が先ほど、オンライン会議で知事と懇談したと言われましたが、実際やってみてどうでしたか。例えばこれは実用性が高いか、今後、こういうオンライン会議とかそういうものを町の中でも取り組んだほうがいいのかどうか。やってみた感想はいかがでしたか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 オンライン会議、何もあれが初めてではありません。いろいろな場面でやっていますし、町自体も実際、どこまでオンラインというのか、どの程度がどうなのかはいろいろあるにしても、町が今、支所を通じての全体の会議もやりましたし、課長会議もやりましたし、災害対策会議もやりました。ただ、知事さんとの会議は以前1回あったですかね。ちょっと記憶がなくなりましたが、今回は初めてですか、その前はやはり三条市さんと、それから只見町さんと南会津町ということでやらせていただきましたし、テストケースもございません。災害対策の中で。

ただ、やっぱり目の前に話す相手がいないというのは慣れないとやりにくいし、どこを見ていいのか分からないというのもございますし、その辺はある程度、経験することによって慣れていくのかなと思います。ただ、なかなか電話で話すような感覚になるまでちょっと時間がかかるかなと、そういう私としての個人的な実感はあります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 なぜこのような質問をしたかという、今までの昨日今日との一般質問の中でも、子供たちのリモート学習というか、そういうテレワークの学習ということが議題に上がりました。

私としては、その前にまずこういうオンラインでの会議とか、そういうことをもっと住民に周知させるべきだと私は考えています。例えば各地区の区長様、この人たちにタブレットを渡しておけば、災害時でもいろんなところで区長会議といって集まることなく、ちゃんと各支所、各本庁の課長、各課、そういうところと相談できるじゃないですか。

それはWi-Fiだ、何だかんだの下準備は必要です。けども、まず私としては、我々議員も含めて、議会も含めて、もう少しIT化を進めるべきじゃないか。そういうことによってやはり。

○室井嘉吉議長 馬場議員、それは通告外のことですから。

○2番 馬場 浩議員 申し訳ないです。

子供たちの、定着させるべきだと考えております。その中で知事と会談いたしましたということでしたが、南会津高校の進捗状況、知事のほうから何か具体的な答えというか、答弁はありましたか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 知事のほうから、それに対しての具体的などうします、こうしますという話は全くありませんでした。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 なかなか私たちも情報が収集できなくて困っているんですけども、住民の皆さんはこのまま県のほうで一方的に進められてしまうんじゃないかという、本当に皆さん、これは心配しております。どうなっているんだというふうに聞かれます。けど、私たちがなかなか聞く方法がないもので、そういうことに関して、じゃ知事からは何の回答もなかったということよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えさせていただきます。

今、申し上げたとおりでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 では、質問を変えさせていただきます。

1番目の特定空き家、先ほど町全部で84件というふうに言われましたが、この中に公共施設は含まれていますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

昨年度、空き家調査全町一斉に行いました。この調査の対象は民家でございます、公共施設は含まれておりません。したがって、その中で危険空き家と判断された84件につきましても公共施設は含まれておりません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、公共施設においては、特定空家に相当する施設はないというふうに理解していいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

公共施設につきましては、昨年度策定いたしました公共施設個別計画にのっとりまして、それぞれその後の活用あるいは撤去、廃止というふうに進めていくということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今言った総務課長の説明は、私も何度か一般質問もいたしましたし、議案審議の中でも議論してきました。私が聞いているのは、管理計画の撤去とかそういうことじゃなくて、今現在、危険な公共施設の中で空き家があるかどうかなんですけれども、それはどうですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

危険なものについては、その都度撤去という形をとっておりますので、現時点で危険という形のものはないというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私の住んでいる伊南地域でも、例えば旧窓明の湯とか相当、外観から見ても、もうボロボロになっていて危ないんじゃないかなという。地域の住民からも、あれ危

ないんじゃないのと。あと伊南小学校ですね。確かに除却の計画になっています。あの体育館、もう危ないよねと、近寄ったら危ないんだけど、全然そういう防御的な柵も何にもないよねという話を聞かれます。ですので聞いているんです。

そういう危険、特定空家に該当はしていないということですので、そういうふうにはやはり住民の方にも説明するしかないんですけども、見た感じ、相当危ないという、私個人的な感想ですが、そういう施設もあるんですけども、やはりそういうものに該当しないということですね。そういう建物で。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 空き家に関係につきまして特別措置法がございます。この中に空き家の定義がありますが、当然、公共施設が空き家でないのであれば空き家といわないというような文言はございません。したがって、人が住んでいないまたは使用していないもの、これについては空き家という定義にはなってくるかと思いますが、町として助言、指導、勧告、命令、そちらに進むための対象物として公共施設は考えていないということですので、公共施設につきましては、設置管理者である町の責任で対応するということになるかと思いますが。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 なぜこういう質問をするかという、私が一番恐れているのは、そういう空き屋が地域に蔓延して、あるのが当たり前だという認識になるのが一番怖いんです。例えば勧告文とかいろいろ請求書、通達を出すといっても、その空き家の人がどこに行ったか分からない、そういう事例が大体、放置してある空き家というのは多いんですよね。そういう人たちに勧告だ、通達だといったって方法がないじゃないですか、具体的に。そういうときにどうするかということですよ。

ちなみに、今までそういう特定空家をどれだけ解決してきたかという実績はありますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 公共施設を除く空き家ということでよろしいでしょうか。

昨年でございますが、先ほど町長が答弁申し上げましたように、特定空家のうち危険空き家に認定されたのが84件ありました。そのうち助言をしたのが3件ということで、今後どうしようかなということで相談中であります。

残りの16件、これは所有者が分からなくて対応がしにくいという状況でございます。

残り65件につきましては指導をしております。今回指導いたしまして、その指導に基づいて13件は除却をしていただきました。町の補助金を使って除却をしていただきました。残る52件

につきましてはまだ動きがないということで、再度指導をする予定になっております。

この指導にもまた基づかない場合は、空き家審議会を開きまして、その個別の条件等を確認をして、その後、勧告をしていくということになります。

勧告になりますと、固定資産税の軽減がなくなるということがあり、さらに進んで命令になりますと行政代執行という形になるかと思いますが、いずれにしても危険空き家が解決されているのはごく僅かということで、大方の部分は今も残ったままというのが状況でございまして、これについては町としても特別な、すぐに解決できる政策があるかという、なかなか難しいというところがございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 これから人口減少になり、こういう空き家がすごく増えてくる可能性が大です。ぜひこれは我々議員も含めて、やはり議論していかなければならないことだと私は感じております。

次にいきます。

2番の災害時の件ですが、去年、私、12月に、台風の災害があったときに避難運営ゲーム、いわゆるHUG、ぜひその勉強をしてくださいというふうに提言いたしました。実はあのとき言いましたのは、ただマニュアルだけじゃなくて、やはり実際にどういうことが起こるかという実証というか、想定ゲームをすべきじゃないかということを提言いたしましたが、その後、勉強されたでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

現段階では、そのような訓練といいますか、学習会的なものはやってございませんが、全町民を対象としました防災訓練は、毎年9月にそれぞれ地域ごとに持ち回りでやる予定でございます。令和2年度に関しましては伊南地域で防災訓練を実施する予定となっております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 やはり去年の例を見てもそうですが、どうしてもどうしていいかわからない、各自治体の各地区の区長がどう動いていいかわからないという現状が結構ありました。ぜひ、それは行ってください。

その上でお尋ねします。まず、ハザードマップですが、改定するというふうに言われていますが、今現在、私の地区にもハザードマップ、もらいました。それは土砂災害のハザードマップです。土砂災害が起きる原因は大雨ですよね。イコール川も増水するんですよ。ところが、

土砂災害だけのハザードマップで避難は地区の公民館にしてくださいと。ところが、うちの地区の公民館が一番低いところであって、伊南川が去年増水したときに浸水するかもしれないというおそれがありました。

だけど、そのときの担当の職員は、ほかに行ってもらっては責任取れないから、そこにいてくださいということになりました。だけど、やはり堤防が越水しまして、ここでは危ないからということで私の家の高台のほうに避難いたしました。私のところだけかと思ったら、結構、そういうところがいっぱいあったんですよ、川のすぐそばで。

ですので、そういうことも含めて、やはりハザードマップをよく見直してください。ぜひ、これは複合的なハザードマップでやってもらいたいと私は思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお話しさせていただきます。

私たちのこの町ですけれども、福島県内においても非常に災害の多い地域であります。平成23年の震災、そして新潟・福島豪雨災害、それから毎年のように台風の被害等ございますし、平成27年がまた関東東北の豪雨災害がございましたし、また昨年も台風19号の被害がございました。雪崩の危険性もありますし、風もありますし、いろんなものがあります。

今回は災害というよりか、コロナウイルスの感染症もございます。いろんな状況に対応した全てのものというものを1つのものにまとめることは、逆な意味で皆さんが混乱するかなと、私はそういうふうに考えもしました。

ですけれども、その場、そのときのいろんな対応ができるという、そういうことをまずは町としても考え方を示さなければなりません、やはり災害というものは行政だけでは防ぎ切れないということがよく分かります。

ですから、避難勧告が出たとか指示が出たとか、避難指示を待っていたが、出なかった、土石流が来ました、命が失われましたというケースがいっぱいあります。やはり私は新潟・福島豪雨災害のときもそうですけれども、ここの本庁にいて霧雨でした。伊南地区の豪雨が全く分かりませんでした。伊南支所の降り方と大桃地区の降り方がまた全く違いました。ですから、これだけ広いエリアですと、それぞれのエリアの中でいろんな雨の降り方だったり、風の吹き方だったりするわけです。

ですから、私が皆さんにお願いしたのは、伊南地区も歩いて区長さんにもう本当にこの事情を話しまして、そして、本当に広い範囲の中で適切な指示が出せない場合も申し訳ないけど、ありますと。ですから、皆さん方は身の危険を感じたら皆さん方で安全な場所に逃げてくださ

いというような話もしました。

それで早速であったんですけれども、23年のときには9月16日ですか、台風が来て洪水が出ました。床下浸水になりました。町は、それは把握できませんでした。ですけれども地区の人には逃げていただきました。ですから、やはり町が全てハザードマップを作って、そのマニュアルに従って逃げてください、そして皆さんの命が守れますというのは不可能です。

ですから、そういう意味では、町は当然、避難所も準備しますが、そういうことも含めて皆さん方の意識を高めるということが私は大事だと思うんですよ。

それで今、ハザードマップのことを話されましたけれども、私もハザードマップを、あれは実は県に示されたんですよ。浸水域、ほぼほぼ伊南川流域、浜野から下流は全部、浸水域ですよ。逃げるところはないですよ。後ろが土石流ですよ。個人的なことですけれども、私の家も前は浸水域、後ろは土石流ですよ。どこに逃げるんだになるんですよ。ですから、現実的には浜野の人たちには伊南会館に避難していただいたことが2回あります。

ですから、それぞれの中で、やっぱり経験も必要だし、そして皆さん方にその実情を分かってもらおうということは町として、これもまたハザードマップより以上に大事なことだと私は思っています。ですから昔からの言い伝えとかそういうことをしっかり守って、よく受け継いで、そしてやるということも防災対策の1つの教育だと私は思っていますので、全てマニュアルが人を救うんじゃなくて、やはり人の考え方が人を救うということも含めて、皆さん方にはご理解をお願いしたいし、行動をお願いしたいと思っています。

そういう意味で、逃げるところがなかった場合にはその状況に応じて2階に逃げるなり、あるいは安全な広場に逃げるなり、そういうことをお願いするというので先ほど答弁させていただきましたので、ご理解願いたいと思います。

今すぐ100%対応するようなマニュアルは、本当に申し訳ないですけれども、町としてもなかなか準備しにくいんですが、できる限りのことはやっていきたいと思っています。地域の人たちに理解していただけるような、でも町が示したの、これおかしいよねと、そういう疑問を持ってもらうこともまずは1つの危険性を感じてもらう第一歩かなと、そのように感じておりますので、町としてできる限りのことは今後ともしていきたいと思っています。

まだ全域いっていませんが、そういうことで、これから台風シーズンになります、コロナの感染状況も非常に厳しいものがございます。そうした中で3密を防いだ避難をどうするかということは、本当に重くのしかかった避難の対策であると、そのようにも感じておりますが、皆さん方の一人一人の知恵も出していただいて、そのときの判断をしていただいて、この災害か

ら命を守るということを皆さん方にも協力を呼びかけていきたいと思ひます。

なお、区長さんにもこのような話をしっかりと説明して、そして町として命を守っていきたくて考えておりますので、ご理解を願ひたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私も町長の意見に賛成です。ですので、各地域の自衛能力が大切だと思ひます。

ところが、それにはその地域の判断をやるのにどうしても資料というものが必要になってくるんです。私はそれがマニュアルだと思ひますよ。マニュアルが全てじゃないです。だけど、判断材料、考える材料が必要なんです。分かりますか。

その上でお聞きします。例えば避難します。避難したときの、やはり大きな災害になれば、コロナウイルスの感染、例えば発熱者が出た、どうのこうのになったときに、PCR検査が先ほど出ましたよね。福島まで今現在、持っていかななくちゃならない、それは保健所の方ですけども。だけど、ワンストップで福島まで今現在持っていっているんでしょうか。私の情報とはちょっと違うような気がするんですけども、具体的な検査のフローチャートをお聞かせください、工程を。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

まず、感染が疑われる方がいらっしゃいましたら、ご自分のかかりつけ医の方に相談していただいて、そのかかりつけ医のほうから発熱外来のほうを予約していただきます。そちらでPCR検査が必要かどうかの判断をいたします。そこで検体を採取することになりますと、そこから行政検査に移りますので、ここからが保健所の担当に移ります。保健所の担当がその場に立ち会って検体採取をいたしまして、保健所の職員が車で福島市にあります福島県感染症研究所に検体を運んで、そちらのほうでPCR検査が行われるというふうな流れになっております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私が県の振興局へ聞いた話だと、南会津の保健所の職員が若松の保健所まで持っていって、そしてそこから福島に持っていくというふうに聞いています。

何を言いたいかというと、結構、時間と人手がかかっています。例えば避難したときに、避難所でそういう人らが出たときに、結構時間がかかるということなんです、その結果が出るまでに。

ですので、そのときの対応、そういうものをどうするのかという対応まで必要になってきます。ですので、昨日、丸山議員が言われました。感染予防のガイドブックを作ったらいいんじゃないか。私はすごくいいと思うんです。そういう避難所でいろんな、要は非常時ですよ、非常事態ですよ、通常でないですよ。そういうときにこそ、そういうガイドブックが必要だと思うんです。

例えばトイレ、共同で使いますよね。そして要は衛生管理が保たれるかどうかなんです。あともう一つですが、どうやって感染が来るのかという、その基本的な正しい知恵が教えていないと、先ほど午前中の答弁にもありましたが、例えば発熱した、そういう人たちに対して皆さん恐れますよね。そうすると、いろんな人権的被害が生じることもあります。

その上でお聞きします。コロナウイルスの感染、例えば具体的な感染というのはどういうふうなことで感染するか、ご存じでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 ちょっとお尋ねしたいと思います。いろいろ聞かれるような案件を幾つも言われましたけれども、災害対策なのか、コロナ対策なのか、どちらなんですか。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 これは災害時における感染予防のことを聞いています。いいですか、町長、待ってくださいね。というのは、それがしっかりしていないと3密を防ぐ、感染を防ぐといっても、そういう災害時で避難したときにリスクが高まるということです。いくらパーティションをするどうのこうの、マスクをするといっても、そうやってみんなで逃げて1か所に集まるということですから。

例えば、うちの2階でいけばいいですよ、お水出たとき。ただ、2階でいつまでもいられませんよね。そうすれば、最終的にはどこかに避難するしかない。伊南でいえば伊南会館、南郷でいえばセンターかもしれません。そうしたときに感染対策、それをちゃんとできるかどうかは私は感染予防の一番重要なポイントだと言いたいんです。ですので、お聞きしているんです。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど、私も答弁させていただきました。何も伊南会館とか1か所に逃げてくださいという方法ではありません。例えば垂直避難、自宅の2階に避難してくださいという場合もあります。そこが危険だったら親戚の家とか知人の家とか、そういうところに避難していただくケースもございまして、また、車で安全なところまで行ってもらう必要もあるかもしれません。

いろいろなケースがございますし、また、避難所に指定したところに来てもらうにしても、ここではちゃんと検温とか健康状態をチェックしながら、当然、町としてもそういう箇所を全てできるかどうか、分散、多くなった場合はできないかもしれませんが、その中で健康管理とか、あるいは保健師さんとかをつけるなり、そのようなことを町としては避難の場合はしていく必要がありますし、これまでもやっていました。

ですから、その対策の方法はケース・バイ・ケースでいろいろなことが考えられますので、それは町として最善の対策をしながらやっていくということが基本でございますので、3密を防ぐということはもちろんでございますし、コロナ感染は家族の中でも、それは感染するおそれがあるわけですから、もちろんそうですけれども、そういうふうないろんなことを考えた中でできるだけそういう二次災害といいますか、二次的なそういう災害になるということを防ぐというのもやっぱり避難所の対策としては必要だと。そういう考えの下で先ほども答弁させていただきましたし、今後もそれを実行するに当たっては、それらに最善の注意を払いながらやっていくということで、皆さん方にも周知、また協力をお願いしたいということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうやって気持ち、具体的なマスクの準備とかパーティションをやるとかそういうのは分かります。だけど、基本的にどういうふうに感染するか。要は私の情報ですが、あくまでも情報です。粘膜から感染するというふうに聞いています。ということは、手から目をこすったり、直接鼻を触ったり、口にしたり、食べ物を食べる時に手を洗わずに食べたり飲んだり、こういうことがリスクが高まるというふうに私は保健所の方とかお医者さんからも聞いております。

見てみますと、一生懸命、目をこすっていらっしゃった方が結構います。一番危険なのは目をこすることだと言われました、素手で、消毒しないで。そういうことを、基本的なことをやっぱり住民の方に教えてもらいたいんですよ。

そういうことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

さゆり荘がようやく入札になったというお話になりました。だけど最初、どうしても指名された地元の業者、去年やった業者とかいろいろ指名した業者に札を入れてもらえなかった。このことについて、町長はどうお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 多分、議員もいろいろな情報、いろいろというか、情報を得て、そういう質

問をされていると思うんですが、私としては業者の皆さん方のご都合だと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

確かにそうです。業者の都合だと思います。こういう場合に町長はできるだけ地元の業者を使いたいという意向を、いろんな場所場所でそういうお話をされているのも私も聞いています。町長の思いもあると思います。だけど、ここはやはりこういう、庁舎の場合もそうだったし、消防署もそうですが、工期内で終わったこういう新築工事ってありましたか。私の覚えている限りでは、知る限りでは全て工期より繰り越しています。もっと余計かかっているんです。

今回のさゆり荘でもそうでしたが、台風の影響はあったかもしれません。けども、6月までやっぱりかかってしまった。これはやはり設計をやるに当たって地元の業者が、特殊工事とかいろんな事情があると思います。だけど、慣れないから、やはり時間がかかったり、経費がかかっていると私は想定します。

ですので、やはり公募の際にはもうちょっと幅広く、ゼネコンも含めて検討すべきじゃないかなと私は考えております。これはいいです、答弁は要りません。

ただ、1つ言いたいのは、5月に発注しているものが6月まで延びたということはしわ寄せが施工業者に来ます。この間の全員協議会、それでももうゴールは決まっております。そして指定管理をして、ホテルの運営をするというふうに聞きました。ゴールが決まっていて、日程がずれ込んだということはその分、施工業者にすごく負担がいきます。そうすると、ともすると安全管理がおろそかになるおそれがあります。ぜひ、ここは気をつけて管理してもらいたいです。

一番はこういう町の事業で事故があってはなりません。ところが、工程を縮めるあまり、どうしても心理的に焦ります。そうすると、安全管理がおろそかになるおそれがありますので、十分、そこら辺を配慮していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今回のさゆり荘の宿泊棟の発注に関してお答えさせていただきますが、今回のさゆり荘、約1,000平米で木造。今回、3月5日までの施工期間ということで発注予定でございまして、この今回の建築面積で申し上げますと、標準工期が235日でございます。

今回、夏の時期、7、8月を経過したり、あとは年末年始を経過しますので、その期間、それぞれ7日ずつ夏休みですとか年末年始の休暇を見なければならないということになっており

まして、235日プラス14日、これが標準工期としまして249日ですので、今回、臨時議会のほうで提案させていただきますが、19日に議決になったとしまして、6月20日からの工期としますと、2月24日、これが標準的な工期となりますので、今回、十分な期間があるのではないかと
いうふうに見ております。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 去年の議員懇談会でもさゆり荘のパブリック棟の建築に当たって、懇談会やりましたよね。そのときに私、これ、工期大丈夫なのと、冬の間やって、ちゃんと工期に間に合うのかというふうに質問したら、大丈夫ですという答えが返ってきましたよね。

私が言いたいのは、どうのこうのじゃないんです。要はいいものを造っていただきたいんです、せっかくだから。そして地域の人に、造って、ああよかったな、立派だなと言われるような建物を造ってもらいたいんです。

ですので、確かにこれは標準の日にちです。ところが、冬期を挟むということは、コンクリートの養生でも何でもそうですが、時間がかかるということです。ぜひ、そういう場合にどうしたらいいかということを請負業者と協議していただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

去年のパブリック棟の建築工事でありますけれども、議員おただしのおり、当初の予定は3月の工期でありましたけれども、6月26日まで延長したわけでございます。それは去年も説明したと思いますが、台風19号の影響で突然、資材が入らなくなった。そして職人さんが中通の災害現場のほうに取られて人手も少なくなったということで、当初11月にコンクリートの躯体工事をやるところが資材が入らないことによって、1か月以上遅れてしまったと。

それが12月末までコンクリート工事が伸びたもんですから、その後、冬期間前にやる予定だったシート防水工事というのがどうしても冬期間にかかって、できなくなってしまったということで、冬期間のシート防水工事というのができませんので、冬場を外して工期を延長して春にやったというのが去年の工事が延長した理由でございますので、ご理解いただきたいと思
います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 時間もありませんので、ぜひこれは議案審議の中でまたいろいろお聞きしたいと思います。

それで、SNSでの誹謗中傷の窓口ですが、これは具体的にどこでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えいたします。

馬場議員から質問をいただいたときに、どこが所管だということで内部でも調整をしたところでございます。これまで住民からの相談窓口として2パターンありました。1つはなりすまし詐欺、そういう犯罪抑止の関係、これは住民生活課でやっております、もう一つが消費者行政、送りつけ商法だとかそういった部分、これを商工観光課で去年までは担当しておりました。

やっぱりこれは1つの窓口にするべきだろうということで、この春の4月からの分掌上の見直しで住民生活課のほうになりすまし詐欺、消費者相談に関する事務ということで1つにまとめましたので、今回のSNSの対応については住民生活課が第一の窓口になるというふうに感じております。

しかしながら、そこから先の相談もあるわけですね。ちょっと悩んで自殺しそうだとか、それから犯罪関係なのでどこに相談したらいいんだとか、いろんなパターンがあると思います。そこを第一の窓口として、そこから専門の部署につなぐというふうなことで対応していきたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 こういうことは町の相談窓口一本で解決しろと言っているわけじゃなくて、次につなげていただきたいんです。ぜひ専門性のあるところにつないで、そういう困った人たちが出た場合に、最悪の事態が起きないように町の仕組みというか、そういうものをぜひ構築していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は全て終了をしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明19日は午前10時から開議し、議案審議を行います。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時57分

令和 2 年第 2 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年 6 月 1 9 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 報告第 3 号 専決処分の報告について
専決第 1 5 号 損害賠償の額の決定及び和解について
専決第 1 6 号 工事請負契約の一部変更について (さゆり荘建設事業パブリック棟建築主体工事)
専決第 1 7 号 工事請負契約の一部変更について (さゆり荘建設事業パブリック棟電気設備工事)
専決第 1 8 号 工事請負契約の一部変更について (さゆり荘建設事業パブリック棟空調設備工事)
専決第 1 9 号 工事請負契約の一部変更について (さゆり荘建設事業パブリック棟給排水衛生設備工事)
- 日程第 2 議案第 6 0 号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 6 1 号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 2 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 3 号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 4 号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 5 号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 6 号 南会津町前沢曲家資料館条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 7 号 南会津町社会教育指導員設置等に関する条例を廃止する条例
- 日程第 1 0 議案第 6 8 号 南会津町交通教育専門員設置条例を廃止する条例
- 日程第 1 1 議案第 6 9 号 工事請負契約について (南会津町防災行政無線設備更新工事)
- 日程第 1 2 議案第 7 0 号 物品購入契約について (鳥獣被害対策侵入防止柵購入)
- 日程第 1 3 報告第 4 号 令和元年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 4 報告第 5 号 令和元年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 日程第15 議案第71号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第72号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第73号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第18 議案第74号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第75号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 令和2年陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災
児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求
める陳情書（文教厚生委員会）
- 追加日程第1 議案第76号 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟建築主体工
事）
- 追加日程第2 議案第77号 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟電気設備工
事）
- 追加日程第3 議案第78号 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟給排水衛生
設備工事）
- 追加日程第4 委員会提出議案第3号 被災児童生徒就学支援事業の継続と被災児童生徒の
十分な就学支援を求める意見書の提出について
- 追加日程第5 議員提出議案第1号 福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電
力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚
染水の海洋放出に反対する意見書の提出について
- 追加日程第6 議員派遣の件について
- 追加日程第7 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

| | | | | | |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1番 | 五十嵐 芳 道 | 議員 | 2番 | 馬 場 浩 | 議員 |
| 3番 | 川 島 進 | 議員 | 4番 | 湯 田 芳 博 | 議員 |
| 5番 | 室 井 英 雄 | 議員 | 6番 | 渡 部 訓 正 | 議員 |

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 7番 | 丸山陽子 | 議員 | 8番 | 湯田良一 | 議員 |
| 9番 | 大桃英樹 | 議員 | 10番 | 湯田哲 | 議員 |
| 11番 | 高野精一 | 議員 | 12番 | 山内政 | 議員 |
| 14番 | 星光久 | 議員 | 15番 | 楠正次 | 議員 |
| 16番 | 室井嘉吉 | 議員 | | | |

欠席議員（1名）

13番 菅家幸弘 議員

説明のための出席者

| | | | |
|-------|---------|-------|---------------|
| 大宅宗吉 | 町長 | 渡部正義 | 副町長 |
| 星英雄 | 教育長 | 渡部浩治 | 総務課長 |
| 小寺俊和 | 総合政策課長 | 馬場純也 | 税務課長 |
| 渡部秀介 | 住民生活課長 | 阿久津勝英 | 健康福祉課長 |
| 室井利和 | 農林課長 | 星博文 | 商工観光課長 |
| 月田啓 | 建設課長 | 渡部敏明 | 環境水道課長 |
| 渡部さつき | 会計室長 | 菅家康夫 | 農業委員会 事務局長 |
| 渡部浩明 | 学校教育課長 | 遠藤知樹 | 生涯学習課長 |
| 阿久津正人 | 舘岩総合支所長 | 羽染正巳 | 伊南総合支所長 |
| 酒井浩哉 | 南郷総合支所長 | 木下光廣 | 代表監査委員 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|--------|
| 鈴木雄蔵 | 事務局長 | 星貴夫 | 事務局長補佐 |
|------|------|-----|--------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

6月12日に新聞折り込みをいたしました「みなみあいづ議会だより」の定例会日程6月18日の欄に誤りがございました。内容は、「一般質問終了後、議案審議、採決」との表記がありましたが、この部分が誤りであり、本日の日程に入るものでございます。

以上のおとり訂正し、皆様に深くおわびを申し上げます。

都合により、欠席届のあった議員は、13番、菅家幸弘君であります。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案などの審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によってその発言時間は、答弁を含め、おおむね30分に制限しますので簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしく願いをします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますのでご留意願います。



◎報告第3号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第1、報告第3号 専決処分の報告について。

専決第15号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第16号 工事請負契約の一部変更

について（さゆり荘建設事業パブリック棟建築主体工事）、専決第17号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業パブリック棟電気設備工事）、専決第18号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業パブリック棟空調設備工事）、専決第19号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業パブリック棟給排水衛生設備工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第60号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、議案第60号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第61号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第62号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今回の改正で、ひとまとめですと限度額が、医療分、介護納付金、それぞれ1万、2万、1万と上がることになりましたが、限度額引上げで税収増となる金額、これをお示しいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

国保税なんですが、被保険者は毎月異動がございます。ただいまお尋ねの限度額に当てはまる世帯であります、年間でありますと延べ20世帯ほどになりますが、通年、つまり4月から3月末までずっとここにとどまる方が10世帯ほどになります。その中間値、15世帯というふうに仮定しまして、今、それぞれ2万円、1万円引上げになりますので、15掛ける3、45万円程度が、この限度額改正による収入増というふうに考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

出入りがあって、平均値として15で計算すると30万と15万で45万というふうにお聞きしました。限度額引上げの部分で、去年のこの税の改正の国の会議のホームページを見ると、協会健保では1.5%が限度額を超える世帯率とすると、そこに近づける。でも、南会津町はもはや、それよりもずっと低い率というふうに感じました。

前回の条例改正では、応能、応益ともに引上げとなって、中間所得者層、この世帯の負担が多くなるということで心配しましたが、今回は応能、応益ともに、医療分でありますと引下げとなっております。これは、この7月からの徴収に影響するんだと思いますが、この背景ですね、ここを引き下げることができる背景、理由、考え方をちょっと聞きたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

今回の引下げの一番大きな要因は、国保税で幾ら集めなくちゃいけないかということになります。

今回、その算定の前に、まず一つが、国からの交付金が若干増えたと、増える見込みであると。あとは、県に対する納付金額が減ったと。これが一番大きいんですが、そうしますと、全体で3,500万ほど集める国保税が減少になります。それを応能、つまり、負担できる人に50%、応益、つまり、みんなで負担しましょうという応益割を50%というふうにしまして、その割で掛けた金額が今回の税率になるものでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。とすると、この7月からの中間層の負担は、かなり影響がある。かなりという言葉が適切かどうか分かりませんが、前年と比較すれば、前年と所得が同じであったりとか、均等割が同じであれば減額になるというふうに考えてよろしいんでしょうね。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

その中間層といいますか、実は、国保というのは6割程度がもう軽減措置を受けている、そういう中で、やはり中間層、現役世代の負担がある程度高いというふうには認識しております。そういった方に対して、やはり今回の改正は、お安くなるといいますか、助けになるといいますか、軽減されるような形になるというふうに考えております。

今回は、高所得者も低所得者も、ほぼ全世帯減額になります。先ほど申しあげました限度額を超過する世帯以外はほぼ減額になるんですが、ただ、少し誤解を受けるのが、その世帯の所得が上がれば階層が上がりますので上がることもあり得ると。ですから、全部ということはこちらちょっと語弊があるんですが、全ての階層で安くなるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。いつも上がって、ずっと上がりっ放しのような気がしたんですけども、今回は、国の交付金が増え、県の納付金が減少ということで、実際に所得割が該当する世帯にとってはありがたい話なんだなというふうに思いました。

新型コロナ感染症関連で減免とありますが、猶予でなくて減免というのは、ちょっと思い違いかもしれませんが、内容を、もうちょっと具体的に説明していただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

今回は、猶予ではなくて減免になります。

今回の条例改正の中にあるんですが、実は、国保税というのは、遡って減免するという考え方が今までありませんでした。それを、今回の条例改正、あと、議会には出ないんですが、要綱の改正で、遡って申請することを可能にしたというものになります。

減免についてであります。何というのかな、文言で言うと難しいので、例えば、世帯主が200万の所得、奥さんが100万の所得、合計300万の所得の家で、世帯主の旦那さんが3割以上の減になった場合、そうするとこの場合、合計全部で300万あったんですが、その200万分を減

免ましようということで、つまり、保険料が、単純に言いますと3分の1になります。例えば、年間の国保税が20万だった家は、6万6,000円になるという中で、かなり大きな減免措置になります。当然、1人1世帯の場合は全額免除になります。今まで、国保税というのは、所得が極端に少ないような方であっても何がしかの金額を頂くという、ゼロということはなかったんですが、今回の減免措置は、そういったようにゼロ、国保税全額免除という例もあり得るということでもあります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 遡及というか、それは今までなかったけれども、できるということは、これからの、令和2年度の徴収が始まって、そしてそれが、例えば、7月、8月と、1期2期と納められなかった。例えばの話で9月、先ほど言ったような、30%以上減収になったといたら、先ほどの例でいたら、その時点で、200万の所得が140万になる。奥さんが100万としたら、その部分が、7月まで遡って減免の申請をできるという解釈でいいんですかね。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 年税額ということでもありますので、その考えでよろしいかと思っております。ただ、現在、この制度、始まったばかりでして、ばんばん、県に対してもQ&Aみたいなのが毎日更新されてきます。ですから、いろいろな特殊な例があろうかと思いますが、基本的には、今申し上げましたように、遡って返還するようなこともあろうかと思えます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 分かりました。

コロナ関連ということで、さきに」、全協とかで示していただき、各戸に配布になった部分を見ると、税の猶予申請書が国民に周知されましたが、猶予の申請は、その申請を基に水道料とか下水道料とかの部分にも申請が可能というふうに、申請書を見るとありますが、この申請は、件数としてはどうですか。かなりの事業者から、家庭から、そういう猶予の申請、税に関して、入っているでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

猶予でありますので、直接的な果実が少ないせいもあるかと思うんですが、件数は、現在のところ、まだ12件、申請が出てきて、12件許可をしております。

ちなみに、先ほどの国保税についても、昨日初めて1件目が出てきています。ただ、まだこれは許可まで、許可と申しますか、決定通知は出していないんですが、そのような状況にあり

ます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 この申請書が、私も事業者の方から見せていただきました。

その(3)という欄に、現金、預貯金等残高ということがあり、職員が聞き取りで記入、あとは見たりして記入するということだと思うんですが、この部分の説明と解釈、申請の相談に行った人にちょっと乖離があったのかと。

私のところに、申請に行ったけれども、預貯金の全てを分かるものと、現金の全てをと言われたからとても、それは申請できないというような話があって、ここのところが、南会津町全体で12件とかというのが、非常に少ないなあというふうを感じるわけですが、その辺の情報は入っておりますか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

徴収猶予、納税猶予については、当初、独自様式で実施しようと考えておりました。実際に周知、受付を開始したんですが、その後、国から様式が示されました。それにも、町独自のものいいかなと思ったんですが、電子申請は国の様式でやるというふうに定められたものですから、つまり、結果的に国の様式、全国统一というふうになるかと思いますが、その様式を採用してございます。そうしますと、申請書の裏面に、今、議員おっしゃったように、現在手持ちの現金、手持ちの預金を、そういったところを記入する欄がございます。支払いをできる資力があれば猶予されないというような様式になるんですが、これは、税の徴収の基本、つまり納入できるお金があれば支払いするのが当たり前だというふうな、基本からの考えから来ています。

しかしながら、今回、国や町のコロナ関連の一連の施策は、事業の継続を目的にしたものであります。この趣旨から逸脱しないような対応を、町としては行いたいというふうを考えておりました。それに踏まえて、実際の申請現場では、国のほうで聞き取りをすることによって添付書類を省略できるというような項目がありましたので、町では、基本的に写しを提出するとかではなくて、窓口で事情を聴取といいますか、窓口で受け答えをさせていただきまして受付することを基本にしておりました。そういった形で、添付書類を少なくすることでハードルを低くして、納税者に寄り添ったような対応を、各窓口に指示しているところであります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。せっかくの制度でありますけれども、国の制度であれば当然、国からの縛りというか、あると思いますけれども、先ほど課長がおっしゃったよう

に、この預貯金、現金、これも、勘違いをされたのか、説明のときちょっとそごがあって、全部を出さなくちゃいけない、老後の資金まで出すのかよということをおっしゃった方がいます。ですから、これを説明する側からすれば、事業資金と分かっているんだろうと思うかもしれないですけども、申請の相談に行った方はそういうふうに勘違いをされた。勘違いをするような説明になったのかどうか分かりませんが、そういうこともあったので丁寧な説明をしていただいて、せつかくのこういう制度をつくって、町で聞き取りの中でということであれば、事業資金があって事業用の通帳、これだけですよと言ったら済んだものが、いやいや、全てのというふうに言われたというふうに聞いたので、その辺がちょっと丁寧さに欠けたのかなと思いますので、これはもっともっとありそうな気がするので、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第63号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第64号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第65号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第8、議案第66号 南会津町前沢曲家資料館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第67号 南会津町社会教育指導員設置等に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第68号 南会津町交通教育専門員設置条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第69号 工事請負契約について（南会津町防災行政無線設備更新工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第70号 物品購入契約について（鳥獣被害対策侵入防止柵購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 では、簡単明瞭に質問いたします。

これ、計算しますと、落札率が67.91%。実施設計はどのように行ったのか。見積りなのか、ちょっとお聞かせください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和税務課長 お答え申し上げます。

見積りにつきましては、今回、4社のほうから見積りをいただきまして、そちらの最低価格を設計額としたところでございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 複数の場所に設置することとなると思うんですが、この金額を見ますと、それぞれの箇所における資材が足りなくなるようなことにはならないのか、その点、お伺いいたします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和税務課長 お答え申し上げます。

資材の確保につきましては、十分確保できるというふうに業者のほうからお伺いをしております。

○5番 室井英雄議員 了解いたしました。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎報告第4号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第13、報告第4号 令和元年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号 令和元年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◇

◎報告第5号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第14、報告第5号 令和元年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号 令和元年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

◇

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第15、議案第71号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を

議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 確認ですが、一般質問でさせていただきました学校教育費の中の部分です。17ページの、一般補正。その部分で、中身というよりも、聞き漏らしたところがありましたので質問させていただきます。

スケジュール等、全て聞きました。中身も聞いて、今年の末まで行くことも分かりました。その中で、一つ確認なんですけれども、これから入札で、決定して、9月から工事、年末までに終わるようなスケジュールも聞かせていただきましたけれども、今まで、年間2,500万でデータを常にリースで払っていますよね、何年か。メーカーがそこで使っている機種になると、素人は考えます。例えばここで別な、アップルみたいな、全く別のものになると、僕は予想しませんけれども、この間に関して、議会で議決して初めて棚に上げて、発注、デザインもまとめて業者が作って提示する、どれがいいか選んで予算化しますというような答えだったと思うんですが、おのずと、随意という言葉を使っちゃ悪いかもしれませんが、どこのメーカー、既存する、今の2,500万のメーカーになると、私は予想します。そのほうが手っ取り早いわけですから、そうすると、発注とかがスムーズに行くんじゃないかと私は思うんですが、その辺は白紙の状態で選定に入るんでしょうか。その辺、まず、一つ聞きたいのですが。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

端末の関係、購入の関係ですけれども、基本的に、OS、昨日、お話といたしますか、説明のほうをさせていただいたんですが、マイクロソフト社のウインドウズまたはアップルと、あとはグーグル、この3機種の選定ということになっております。これは、国のほうの仕様書にも記載されている部分でございますので、議員おただしのおり、既にもう入っている部分、については、基本的にはウインドウズでございますので、当然、ウインドウズというような選択になろうかと思えます。アップルなりグーグルというような選択はないというふうに考えてございますが、機種等については特段、OSの指定だけでございますので、メーカー等については特段うちのほうで指定ということは考えてございません。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今の質問は、つまり、そういうことなのでウィンドウズと限られる。今後、進める中では、絞り込みがもう既に、どんどん絞っているのでスケジュールを、できる限り早めてほしいのがまず一つです。

もう一つ、聞きたかったのは、ネットワークの部分で、昨日も言われたことは一つあって、実は、学校の中で使って、充電室がどうのということ、ちょっと答弁の中であったんですが、何か、校外に持っていったら、例えば、自宅に持っていったらできないようなふうに、私、聞こえました。要は、夏休みだから、冬休みだから、自宅に持って行って、ほかのGIGAスクール構想の中では、自宅持ち込みとか貸出しという言葉を使っています。子供たちが家庭に持って行って勉強する、自分から学習する、自分でいろんな単元を勉強するということの、ICT化の有効な部分の使い方なんですけど、何か、仕様書というか、中身をいうと、学校の中、今までのパソコン室が、単なる学校全体になっただけ、セキュリティーのために持ち出しが禁止みたいなイメージで聞こえたんですけども、その辺については、しっかりと持ち帰ってもできるよ、あるいはWi-Fi環境でなくても、単独で、スマホの、iPadならパッドの中でできるか、ぜひ、その辺を確実にできるものであってほしいんで、やっぱりその辺の仕様の関係は、どういうお考えですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

パッドについては、基本的には、うちで、持ち帰るということも含めて、国でも当然想定している部分でございまして、仕様をちょっと細かく見ても、ACアダプター等の機械はないんですが、当然うちに持ち帰って、学校で充電した分でうちで利用できる時間なんていうのは限られますので、ACアダプターというのも当然附属として必要になってくるものだというふうに考えています。これは当然、内部的にも、そういうようなことで話はしておりまして、そういう部分についての費用も、費用といいますか、選定に当たってはそういった部分も、町の仕様書を決める際には、そういった部分のことも折り込んで購入の手続きを取りたいというふうには考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 何を心配しているかというのに、すごい大きな買い物で、今回は買取りですよ、1億6,000万で、Wi-Fi環境もやりますし、単体の備品の端末も買うわけで、今回は、今までの2,500万、毎年出るリースとは違って、5年分を一遍にバンッと払うわけですから、3年後とか2年後に、これ、違うんじゃないというようなことがないように、ぜ

ひ研究して、ほかの使い勝手、単独で、授業がそのままできちゃうと、おとといも言わせてもらいましたけれども、ぜひその辺をしっかりと確認してほしいなということのために、説明を求めました。

ぜひ、ウィンドウズ10ということになっていますので、Z o o mなんかも自由に入りますので、自宅に関して、おばあちゃんが使って、おばあちゃん同士で話せるなんていうこともできるはずですよ。それは使えないと、多分、教育委員会は言うでしょうけれども、それだってZ o o mは入っているわけですから、それは、おじいちゃんだろうが、おばあちゃんだろうが、カリフォルニアだろうが、その端末を有効に使って、今回のオンライン医療でも使えるはずなんですよ。それは違うだろうと言われるかもしれないけれども、ちょっと使ってみようかなというときにも、そのときには使わせることができるわけですね。ぜひ、そういう意味では応用性のきくものですので、じゃ、使ってみるか、俺、買ってみようか、おばあちゃん、二、三万なら出せるぜと言って、おばあちゃんが買うかもしれない、自分でね。だから、そういう意味では、ぜひ、そういう意味も含めて、研究、ぜひしてほしいと思います。評判も聞いてください、3メーカー出ました、アップル、僕は大好きなんですけれども、それを言っちゃ怒られるんだけど、ウィンドウズ、全然、問題ないです。しっかりとセキュリティーもできていますので。

先ほど17ページと言いましたけれども、19ページと20ページの誤りですので、それだけ訂正します。

ぜひ、確認をして、後悔のない買い物をしてほしいなと思います。ぜひその辺の考えも聞いて、終わります。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうからお答えしたいと思います。

確かに、議員お尋ねのとおり、やはり購入に当たっては、十分周りの情報とか、もう既に導入してやっているところもありますので、そちらのほうの情報を十分確認しながら、購入していきたいなというふうに思っています。

なお、基本的には子供が使うということが、やっぱり前提ですので、子供が有効に使えるような、確かに便利な機能はいっぱいあるんだけど、子供にとって、それが果たして必要なものかどうかということもありますので、そういう子供が学習に使うということを前提にして選定していきたいなと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、10番議員と学校教育課の質問のやり取りを聞いていまして、ちょっと疑問に思った点があります。

ウインドウズ、私はこれ、ちょっと勘違いしたかもしれませんが、タブレットだと思ったんですよ。ところが、お聞きしていると、何か、ウインドウズのノートパソコンみたいな感じなんですけれども、私は、子供が家に持ち帰るのに、あのノートパソコンを、子供が持たせて家に持ち帰るということ自体が、すごくリスクがあると思うんですよね。タブレットだったら、かばんの中に入れられますよ。ところがノートパソコンを子供に、これ、家に持って行ってと、手提げ袋に入れるんですか。ちょっと現実的じゃないような気がするんですけれども。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

購入するものは、あくまでもタブレットでございまして、国の仕様で、キーボードをつけるというような設定になっております。これはあくまでも、恐らく、液晶の画面を守るというふうな意味で、あとはパッドの学習をするという意味で、その添付をしているとは思いますが、基本的には、あくまでもタブレットでございまして。タブレットで、そのOSについて、ウインドウズとアップルとグーグル、この3つから選択できるというような内容になっております。

以上です。

○2番 馬場 浩議員 はい、了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第72号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第16、議案第72号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第73号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第73号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 集排補正の4にあります、下水道使用料減免事業繰入について、何件ぐらい、みんなのところ、この申請があるかどうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 答えをいたします。

農林業集落排水事業の関係での申請件数が何件ほどあったのかというおたただしだと思っております。

現在、環境水道課のほうに来ている申請という点での総件数については把握をしてございます。現在、申請件数とて上がっているのは、現在のところ11件ということでございます。

なお、農林業集落排水事業等についての内訳については、今、ここで資料がございません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 とすると、今の11というのは、水道事業全体のことと理解してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 全ての、今申請に上がっている件数ということでご理解をいただきたいと思います。

○15番 楠 正次議員 はい、了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第74号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第18、議案第74号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第75号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第19、議案第75号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎令和2年陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第20、令和2年陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長。

○9番 大桃英樹議員 文教厚生委員会委員長の大桃です。

文教厚生委員会に付託された陳情、令和2年陳情第1号の「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この陳情は、令和2年5月26日、福島県福島市上浜町10番38号、福島県教職員組合中央執行委員長、國分俊樹氏並びに福島県南会津郡南会津町田島字南下原14番4号、福島県教職員組合南会津支部支部長、渡部秀和氏から提出されたものです。

この陳情の趣旨は、東日本大震災で被災し、経済的理由で就学等が困難な子供たちを対象に

被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担で行われておりますが、この支援を震災復興・創生期間後も国の責任において継続していくこと、予算を確保していくことを求めるものです。平成23年度から26年度までは、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金として、4年間総額444億円を措置し、基金事業として実施されておりましたが、平成27年度からは単年度事業として実施されている経緯がございます。

このことから、文教厚生委員会では、去る6月15日に審査を行いました。

審査の方法は、陳情書の精読による趣旨、内容の確認、そして復興の現状の確認でございます。

東日本大震災から9年が経過し、令和2年3月10日までに帰還困難区域を除いた地域の避難指示解除が実現し、福島の復興再生に向けた動きは、徐々にではありますが動いてございます。しかし、東京電力原子力発電所事故による被害を受けた福島県の復興の道は、他の自治体と比して、とても険しく、9年経過した今もなお、故郷を失い、苦しんでいる人たちがいることを忘れてはいけません。

国では、令和元年12月に閣議決定した、復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針において、福島の復興再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組むとしており、被災児童生徒への具体的な取組として、被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組むとしております。復興・創生期間の最終年は今年です。1年前の6月定例会においても同様の請願がございまして、この復興・創生期間後も引き続き、被災児童生徒を支援していく趣旨に、皆様にご賛同いただき、意見書の提出が議決され提出されたところでございます。東日本大震災からの復興は、いまだ道半ばでございまして、福島県に生まれ育った子供たちがひとしく教育の機会を受けられるよう、被災した児童生徒、そして家庭を支援していくことは、国の責務であり使命であると、私たち文教厚生委員会は考えます。

このことから、慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

以上、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和2年陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、令和2年陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書は、採択することに決定しました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を開催します。再開の放送を5分前に流します。

議会運営委員の方にお知らせします。これから議会運営委員会を開きますので、委員の方は中会議室2に参集をお願いします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時30分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど、町長提出議案3件、委員会提出議案1件、議員提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをいたします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎議案第76号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、議案第76号 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第76号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、さゆり荘建設事業宿泊棟建築主体工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、木造2階・一部鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積1,003.36平方メートル、建築主体工事一式でありまして、町内建築業者10社を指名し、去る6月16日、指名競争入札を執行した結果、請負金額3億4,496万円株式会社芳賀沼製作が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事期間は、令和3年3月5日までを予定しています。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この入札は、一般入札じゃなくて指名入札ですよ。

指名の際にはちゃんと、指名検討委員会とか、そういう委員会も開いているはずですよ。その中で、この10社中9社が辞退するという事は、これで本当に指名入札の機能が果たされているのでしょうか。

まず、各会社の、個別にはいいですよ、大体がどういうことで辞退しているのか、もしよろしければお聞かせください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回、入札に当たりまして、指名委員会を開いて指名したということですが、今回の辞退の理由でございますが、1社は予定価格で応札できない、もう一社は施工に当たって建築担当の管理技術者を現場に配置できないということですが、それ以外の業者については会社都合ということで辞退届をいただいているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 昨日の私の一般質問でも、町長はどう思うかというときに、それは会社の都合でしょうという答弁をいただきました。

ということは、この工事が相当困難で、日数的、金額的にもうちらではできないからということじゃないのかなと、私は思います、想像します。根拠、分かりませんよ、どういうことか。だけれども、この設計に当たって、町はワークショップも開いています。住民等の意見もいろいろ取り入れて、大変こだわりの強い建物になっていると思います。

だけれども、それが、実際は施工する業者のほうにしてみると、とても負担が大きくて、うちらではできないというような形になっているんじゃないかなと、私は思うんですけどもいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

昨日、建設課長からもお話がありましたように、今回の宿泊棟工事につきましては、木造工事が主な工種の内容でございます。

まず、設計単価につきましては、国・県の基準に従いまして、町もそれを採用して設計を行っております。なお、県単価のないものにつきましては、見積りを3社徴して、その最低価格

を採用するというような形、標準の形で設計をしておりますので、業者さんに応札できない理由として、設計単価が安いのではないかという部分については、町としては適正にやっているというふうに考えております。

また、4月6日には、国庫補助事業のために、福島県土木部の営繕課の設計審査も受けて、今回入札に付したものでありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私もちよっといろいろ調べてみましたら、ちゃんとこれ、県の建築設計の積算、設計の段階で完了検査を受けていますよね。だから、その積算とか、そういうものは適正だと思います。ところが、特殊工事の場合、これ、3社見積りができない場合があります。たとえば、チップボイラー。これだとなかなか、特殊性があるもので1社しかできない場合があります。そうすると、納入とか、そういうものすごく日数がかかって結局工期的に間に合わないとか、そういうことが起きてくる場合があります。要は、特殊性の工種がいっぱいあると、とてもじゃない、そこから作りますから、大変工期的に厳しい。そうすると、施工上、この日数ではできないということが生じてきます。

この工事の中で、特殊工事というものはありますか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

今回の宿泊棟の部分につきましては、それほど特殊といった工種があるというふうには考えておりません。

あと、今、議員おただしのチップボイラーにつきましては、建築主体工事からは切り離しまして、このあと、チップボイラー工事ということで別途発注する予定でございますので、そちらはそちらではまた進めていくということになりますのでご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 何にしても、10社中1社しか札を入れなかったというのは、これは事実ですので、やはり今後、こういう工事を発注する場合、何が要因だったかというのは検証する必要があります。というのは、これは工期が決められて、ゴールが決められているわけですよ。入札段階で、こういうふうに時間をかけるということは、これが5月に入札して、5月に発注するということが、もう1か月たって、最初からもう、スタートが1か月遅くなっていて、そこから発注、工事をするわけですから、施工する側としては相当負担が来るとい

ます。ぜひ、そこら辺を検証して、この次の工事とか、そういうものに生かしていただけたらいいなと私は思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 幾つかお聞きしたいんですが、実は、この案件については、総務委員会の所管ですが、15日、16日に行われた委員会については提出がなかったということなので、ここで議案の審議に参加をさせていただきたいと思います。

そこでお聞きしたいんですが、第1回目の、いわゆる入札、指名と、第2回目の業者指名については同社かどうかを教えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

1回目のやつと2回目、同じ業者でございます。同じ10社でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、ちょっと具体的なことを質問しますが、今回入札決定した業者は、前回は応札いたしましたか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

前回辞退でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 前回は応札しなかった業者が、今回応札に参加したという理由は把握していますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

把握はしてございません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これ、実は、継続工事、同じ事業の中の継続工事というふうには考えられる内容ですね。1期工事が別な業者で施工されて、しかもその施工が繰越しにはなったけれども、今のところ順調に経緯が推移していると、こういう委員会でご報告がありました。

これについても間もなく完成するだろうということで、工事の内容に問題がない、私はそう

判断をしたんですが、問題がないとすれば、なぜ応札しないのか。辞退するのか。そこがちょっと分からないんですが、何かつかんでいる情報はありますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回、2期といいますか、同じところの宿泊棟ということになりますが、業者にとって、その金額で応札をすることができなかったということだと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 この指名された、いわゆる入札額、契約予定額になるんでしょうけれども、消費税込みで99.9%になりますね。99.9%が悪いと言っていません。ただ、こういう数字を、相対的に勘案すると、かなり厳しい、いわゆる設計額あるいは予定価格であるというふうに判断をされます。そこでですね、お聞きしたいんですが、設計単価については、先ほど国の単価というような話がありましたが、国の単価が必ずしも適正であると言えない場合があると、私はそう思っています。つまり、国の単価がどう決まるか、ご存じですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

国の単価につきましては、国交省がモニタリング調査及び統計調査を重視して決めているというふうには聞いております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 恐らく、その程度の認識だと思うんですが、つまり、単価決定までの経緯というのは、国もあれば、県もあれば、市町村もあるんですね。これは、見積りを取ったりいろいろしますが、見積りの取り方、常に見積りが安いほう、安いほうを取っていったら、単価は安くなりますよ。東京、いわゆる首都圏の、いわゆる国がおおよそモニタリングしながら、地方の状況もモニタリングしているんでしょうけれども、そこと地方まで入ってくる単価には開きがある、このことは認識していますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

設計の単価の本がございしますが、その辺でも、地域別に分けられた単価を設定されているようでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それじゃ、その地域別に分かれた単価を教えてくださいませんか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 今、すみません、手元に持ち合わせておりません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 地元の業者を優先して、あれは、地元の業者の育成に、できるだけ配慮をしようとするお考えに、全く異論はありません。

しかし、こういうことが続けば、不信感は広がりますよ。

私たちは国の基準に基づいて作業をし、書類を仕上げ、仕事としてやりましたから、問題はないんです。でも、先ほど2番議員が言われましたけれども、異常ですよ。一回、1回目にそういうことがあったとすれば、2回目に入札のときに、十分な検討が必要です。それは、県に技術センターもありますから、いろんな形で協議をしながら、地元の業者が、それは技術者がいないとか、工期が間に合わないとか、そういうのはあるでしょう。それはそれであってしかるべきです。ですが、落札額を見ると、消費税込みで99.9%。これは、言ってみれば余裕がないということを示しているんじゃないでしょうか。

そこでですね、この問題は、私は、この建設工事に関わる問題だけではない、将来の、この南会津地方における業者が今後、町の事業もしくは民間の事業でも、適正に利益を得ながら仕事を継続、展開していくということに、非常に大きなインパクトを与える。そのくらい大きな問題だと、こう考えます。

それでお聞きしたいのは、第1回目に応札者がいなかったという時点で、備えて、どのような検討をされたか、お聞かせください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

1回目、全て辞退ということを受けまして、その原因は何なのかということで、聞いたところ、1回目は、入札通知から入札までの期間が、土日を除いて15日でした。期間的には27日間あったんですが、ゴールデンウィークが入ったものですから、実際に、祝日、日曜、土日除いて15日ということで、入札に定められている日数は取っているんですが、やはり建築の場合、もう少し、見積りをするのに時間が欲しいというお話をいただきまして、第2回目入札に当たりましては、その辺を、32日間、そのうち土日を除いて22日間ということで入札の期間を多く取ったということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、第1回目の応札がなかったという反省に立って、2回目はその状況をしっかりと把握して、相手が困らないような状況に環境を変えたということですよ。

にもかかわらず、1社しか応札していない。

いろんな意味で、応札したけれども価格が違ったというのなら分かるんですね、予定額の中に収まり切れなかったとか。応札しないということに対して、町は、今後、こういう業者に対してペナルティーは考えているんですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今回の、1回目の入札、2回目の入札ということで、非常に辞退業者が多かった。総務課長が説明申し上げましたように、一つは、見積りの日程が取れなかったというのが1回目。それを反省点として、入札の期間、見積りの期間を取ったと。それからもう一つが、工種的に土木工事で発注できる部分も含まれていたんですよ、1回目は。その部分をカットしまして、別発注しまして、工期的に余裕を持たせる、少しの工夫をしたということでございます。

それから、応札しない理由の中には、やっぱりお金が合わないというものもあると思います。それから主任技術者が配置できない。それから、ほかにもいろんな仕事を取っていて余裕がないというものもあると思います。それらを総合的に勘案した結果、結果として、99.9%の落札率であったというふうに受け止めております。

それから、応札しなかった、できなかった業者に対するペナルティーの話がありましたが、町では予定価格を公表しております。予定価格を公表しているので、予定価格を上回る札は入らない、それはもう自動的に辞退ということになります。そういったことも含めると、今回の案件について応札しなかった、辞退した業者に対するペナルティーというのは考えてございません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 予定価格を公表しているにしろ、非公開にしろ、いわゆる、その業者を町が、言ってみれば町長がですよ、指名委員会を通すわけですから、指名するわけですよ。あなたの会社はこの工事にふさわしいという前提に立って指名をする。その指名を受けた業者が、予定価格が合わないとか、日数がこうだとか、そういうことを絶えずやられたら、今後の工事運営はどうなりますか。これは、今後のことは想像ですから、恐らく何ともお答えはできないと思いますが、これはゆゆしき問題ですよ。片方は、設計は正しいんですよ。適正なんで

すよと言っているんですよ。片方は、予定価格の問題も、あるいは工期の問題も、いろんな、主任技術者だか何だか分からないけれども、それは無理ですと言っているんですよ。これは平行線ですよ。この問題はどこかで解決しないと、次の工事に影響するんじゃないでしょうか。

私は、答えは要りませんが、今、いろいろと2番議員が質問したのをちょっとメモしましたけれども、もしこれが、私の記憶が間違いでなければ、繰越しになった1期工事、ここに若干なり、いろいろな意味合いがあって真実が隠れているんじゃないかというふうに思うんですね。この場合に、委員会でちょっと話、聞かせてもらった中に、工期に関しても、一般管理費が変わってくるんだと、こういうことがありました。ですから、災害とか何かがあって工期が変わる、あるいは繰越しになる、あり得ることです、でも、この際に、災害とか資材が入らないとか、大きな原因・理由がある場合は、中止の協議というのがあると思うんだけど、これはされましたか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

台風19号で資材が入らない、それから、人員がいないというお話をさせていただいておりますが、事業者のほうからは、工事完了が厳しくなったために工期の延長を要望しますという、そういった協議はありますが、全ての仕事ができなくなったわけではなくて、一部の仕事が、資材が入らないことによってできなくなった、工期を延長する工種もあれば、そのまま継続してできる仕事もありますので、工期全体としては延長の協議がされましたけれども、継続してその間も仕事は、できる仕事をされていたということでございます。

したがって、町としては、中止の命令をするというようなことは考えておりませんでした。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 延長期間が3か月に及ぶんですよ。確かにやる仕事はあったかもしれない。しかし、会社の経営は、毎日毎日工程管理をしながら、そして働いた分の給与を、支払いをしなければいけない。常に工程管理と、それから支払い、いわゆる現金の管理をしていかなきゃならない。そういうことも考慮すると、町の姿勢として、発注して、様々な状況が変わったときに、業者にしっかりと向き合ったかと。管理費も含めて変更は必要なかったのかと。変更の額は分かりませんが、そういう寄り添いというのはありましたか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

町がそういったことで、台風19号の影響で、直接的に工事現場に入ることができないとか、

そういったことがあれば中止の決定をして変更ということも考えられましたが、今回の場合は、あくまでも業者のほうで協議ということで出てまいりましたものですから、それについては、業者の協議に町が応じたという形ですので変更はしておりません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうすると、あくまでも外的要因で繰越しになり、それから、業者側の都合で辞退という結果になって、この1社による応札で契約をするんだと、こういう理解でよろしいんですね。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 お答え申し上げます。

いろんな結果を踏まえた結果、残念だったんですが、1社の応札しかなかった、落札率も99.9%と、予定価格と変わらなかったというのが出された結果だというふうに受け止めております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 幾らお話をこれからしようと思っても、答えは、回答は同じなようなので、私の質疑はこれで終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私は、この議案に反対をいたします。

理由は3つあります。

1つは、1期工事に何ら不都合がなかった、遅れはしたけれども。その1期工事をした業者が応札しない。入札に参加したけれども落札には至らなかった、これはあり得る。応札をしない。通常あり得ない、私の認識では思います。

2つ目。

したがって、この案件は、施工上、設計も含め、施工管理含めて、何らかの課題を残したままにして契約に至っている。

さらに、3点目として、今後、適正な公共事業を行う上で、この内容を詳しく精査、検証す

べき、そして、これまでここで経営をしてきた業者の皆さん方が、会社が、しっかりと経営をできて、この町の社会インフラ整備に貢献しながら、技術者の育成に努める、このことが担保されない。

したがって、私はこの議案に反対をいたします。

○室井嘉吉議長 ちょっと待ってください。

12時回っておりますが、この案件だけ整理をして、お昼休憩に入りたいというふうに思いますので、ひとつ、ご了承をお願いします。

次に、賛成者の発言を求めます。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 結果として、先ほど副町長が申されたとおりでであろうと、私も、99.9で10社中9社が辞退というのはどういうことなのかなという思いは持っておりましたが、予定価格が示されている以上、単価が合わない業者は札を入れようとしな、ほかの主任検査員等が配置できない等々の理由、そういうものがあつたことは否めないというふうに思います。

しかし、工事単価等々、期間等々も、この応札があつたということは、適正であつたというふうに考えますので、この議案に賛成をいたします。

○室井嘉吉議長 次に、反対者の発言を求めます。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場浩議員 私も、4番議員と同じで、やはり、この異常な入札結果を検証せずに、このままやっていると、いいんでしょうか。

実は、請負という言葉があります。請負者という言葉があります。だけれども、別な言葉、「請け負け人」というふうにも言われています。請負という言葉が請け負けという言葉にも変わっていることが往々にしてあります。

やはりこれは、これを見逃さず、第1期工事の要因もこれだけ、3か月も遅くなったということも検証しながらやっていると、これからの町の発注工事に対して不信感がすごく出てくるような気がしますので、私は反対します。

○室井嘉吉議長 次に、賛成者の発言を求めます。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私は基本的に、この間、一応推し進めてきた内容については、やはり問題はないというふうに考えます。

業者の都合で、先ほど来から出ていますように、第1期工事、私も今回の全体説明会の中で、

一応、話を出したように、工期の延長について、本当にそのあと指定管理者をつくるというような、公募するという事務的な流れもございますから、やはり、そういう意味では工程管理をちゃんと南郷総合支所が担当するというふうに聞いておりますが、そのところはちゃんとやっていただきたいなというふうに思います。

あと、確かに、今、それぞれの業者さんがやっている工事、本当に私も南会津地区、あとは南会津町の業者さんの状況を考えたとき、本当に応札がない、不調にせざるを得ない、やっぱりそういうところはどうしても単価が合わない、自分のほうで見積り、設計、実施、実際にやる工事の業者さんとしては単価見積りも作るわけですから、それらについて合わないところは当然入札を、辞退をせざるを得ないというのもまた事実だろうし、今回、一応1社がこの内容で応札をできるということでやってきた中身については、やはり事務的には決しておかしな内容でやっているものではないだろうと。やはり、今ほど、ちょっと反対者のほうからもありましたように、適正工事を行う上で内容の精査、検討が必要だというような発言もあったやに聞いていますが、これらについては、当然、現場監督と絶えず打合せを密にしながらやっていくということで十分に対応できるというふうに考えますので、私はこの議案については、やはり一日でも早く着工していくということが必要ですから、賛成の立場で臨みたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 次に、反対者の発言を求めたいと思いますが、ありますか。

ないですか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 次に、賛成者の発言を求めますが、ございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第76号 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟建築主体工事）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、議案第76号 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟建築主体工事）は、

原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

再開は午後 1 時 10 分とします。

休憩 午後 零時 0 8 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎議案第 77 号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第 2、議案第 77 号 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟電気設備工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第 77 号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、さゆり荘建設事業宿泊棟電気設備工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、木造 2 階・一部鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積 1,003.36 平方メートル、電気設備工事一式でありまして、町内電気設備業者 6 社を指名し、去る 5 月 8 日、指名競争入札を執行した結果、請負金額 4,638 万 7,000 円で、有限会社谷地電気が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事期間は令和 3 年 3 月 5 日までを予定しています。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第78号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第3、議案第78号 工事請負契約について（さゆり荘建設事業宿泊棟給排水衛生設備工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第78号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、さゆり荘建設事業宿泊棟給排水衛生設備工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、木造2階・一部鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積1,003.36平方メートル、給排水衛生設備工事一式でありまして、町内給排水衛生設備業者7社を指名し、去る5月8日、指名競争入札を執行した結果、請負金額9,152万円で、会津ガス株式会社田島営業所が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事期間は、令和3年3月5日までを予定しています。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第4、委員会提出議案第3号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から趣旨説明を求めます。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、委員会提出議案第3号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、読み上げて提案理由の説明とさせていただきたいと思います。

提案理由。

東日本大震災から9年が経過し、被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島県では、令和2年4月時点で、6,000人以上の子供たちが県内外で避難生活を送ってい

ます。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには長期的な支援が欠かせません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いております。

福島復興・再生に向けて手厚い支援が実施されておりますが、引き続き被災児童生徒修学支援等事業による就学支援は必要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。

よって、令和3年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施することを求める意見書を提出するものでございます。

提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

意見書につきましては、裏面にあるとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第1号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第5、議員提出議案第1号 福島県の漁業と漁業関係者の生活を守

るために東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、楠正次議員から趣旨説明を求めます。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 議員提出議案第1号。

南会津町議会議長、室井嘉吉様。

提出者、南会津町議会議員、楠正次。

賛成者、同じく湯田哲、渡部訓正、大桃英樹議員であります。

福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

東京電力福島第一原発で増え続けるトリチウムを含む汚染水の処理方法などを議論する政府小委員会は、1月31日、海洋放出と大気放出を現実的な選択肢としながらも、海洋放出のほうが確実に実施できると海洋放出を強調する提出案を了承しました。

トリチウム汚染水の海洋放出は前例もあり、現実的監視体制の容易さを評価する一方で、風評被害は避けられず、風評被害対策の徹底も必要だとしていますが、公聴会での意見や長期保管は一顧だにせず、被災県民の心情や実情を無視したものと言わざるを得ません。

公聴会では、漁業従事者から、「試験操業を繰り返し、やっと本操業が見えてきたのに、トリチウム汚染水が放出されたら今までの苦労が水の泡になってしまう。後継者を育てないと技術の継承もできず、福島の漁業は壊滅してしまう」と切実に訴えられました。海洋放出は、海洋環境を汚染し、漁業従事者にも大きな打撃を与えます。

原発事故により甚大な被害を被っている被災者に、汚染水の海洋放出によって追い打ちをかけるようなことがあってはなりません。これまで、福島県産の農畜水産物などの安全性の確保や風評被害の克服に取り組んできた生産者の努力と、将来への展望を根底から覆すこととなります。

トリチウム汚染水の海洋放出は、一般公衆の被曝線量限度、年当たり1ミリシーベルトを超える可能性もあり、低レベル放射性廃液の海洋投棄を原則的に禁止するロンドン条約にも違反するものです。私たちは、廃炉処理終了に至る過程において、長期保管と併せてトリチウムの分離処理を含む処理方法の研究開発を強く望むものであり、トリチウムを含む汚染処理水の海洋放出には反対です。

福島県民は、東電の原発事故以来、今日まで長期の避難生活や放射線による健康不安、農畜

水産物の風評被害など、多大の苦しみを経験し、本町においても風評被害による苦しみが続いています。これ以上の原発事故の犠牲を押しつけてはならないと考えます。県民の安全と健康と生活を守るために、トリチウム汚染水の海洋放出に反対するため意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、復興大臣であります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同を賜り、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することを決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第7、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

上衣の着衣を願います。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 五 十 嵐 芳 道

署 名 議 員 湯 田 哲